

一、睡眠又は失火に乘じ財を盗みし者は重敲の上へ本刑

手鎖

手鎖は多く五十日と百日との二種にして、半屋敷の掛り官にて之れを施し封印を附して入牢せしめ五十日手鎖は五日毎に其の封印を改め百日手鎖は隔日改とす。而して過怠手鎖の者は其の日數一倍を増し、吟味中の者は百日手鎖とし、又逃亡せし者は本罪より一等を増す。此の刑に處せらるゝ者は左の諸種なり。

一、隠賣女(密賣淫)

一、婚禮に際し石を打ち其の他狼藉したるもの頭取は百日、同類は五十日。

一、抱主にして踊子に賣淫せしめし者。

一、手鎖外しの者。

敲

此の仕方は半屋敷表門前に筵三枚を敷き門扉を開き右方には囚獄等の檢使立會し左方には打役一同其の次に醫師下男部屋頭一同列席し、半屋敷の詰番なる非人小屋頭の手下は罪人を召連來たり往來の道を脊にして筵上に座せしめ下男其の繩を取り、其の後方には半屋敷同心二人固め附添ふ。夫れより裸體となし其の着物を筵の上に敷き往來の方へ顔を向けて其の上に伏せしめ下男は手足を押へ打役は箆尻にて之れを打ち、打役の内一人其の側に立ちて敲數を數ふ。其の百敲のものは五十打終らば醫師氣附藥を服せしめ下男部屋頭は水を吞ましめ更に打役代りて之れを打つ。其の敲は半間の敲に於けるが如く脊骨を除け絶に入ることなからしむ。而して宿下ケの者は町人は町役人、在方は名主組頭、溜預ケの者は溜役人何れも本繩を掛け寄場預ケの者は繩取と稱する役人へ在牢の者は半掛をし

て各之れを引取りしめ、又無宿のものは乃門前拂となる。尙、本刑に處せらるべき罪科は左に。

一、怪盜をなしし者。

一、途中にて小盜をなしし者。

一、湯屋にて衣類を着替へし者。

一、盜物と知り乍ら世話をなし配分は取らざりし者。

但、配分若くは禮錢を貰ひし者は重。

一、盜物と知りて預りし者。

一、橋の高欄又は武士屋敷の鐵物を外しし者は重。

所拂

所拂は其の居所を拂はる。之れに恰適する罪科は左の如し。

一、虚官を名乗りし者。

一、死罪となるべき盜人と知りながら之れを宿らしめ其の宿錢を取りし者は田畑沒收のうへ本刑

一、盜物たることを知らずして入質の使をなし禮錢を取りし者は敲のうへ本刑

引廻

引廻の仕方は罪人を牢より出だし改番所前にて三寸廻り程の藁太繩を腰繩にし、等細引を増繩に掛け、檢使申渡等形の如く其の手續を経て穢多非人等の人足取圍み裏門より出で、鞍上に藁一枚を延きて囚人を馬に乗せ、三筋の繩を藁に引返し馬添の非人は左右兩人にて此の繩を取り、囚人は馬に縛り付けらるゝとなし、然れども重病人なるときは曲糸に結び付け更に鞍に縛り付く。引廻し檢使は東西町方與力二人馬上にて附添ひ下役同心は囚人の人數によりて不同あり、先拂非人五人、轎持手同三人

拾札持手同三人、鏈二本、持手穢多四人、捕道具二本、持手同四人、其の他、率領小屋頭の非人等數名にして三郷引廻を終へ、夫れより一同死罪場に到り、囚人を裏門前にて馬より下し、處刑すること別項の如し。又晒と稱する刑あり、專、姦夫姦婦若くは多く重罪の加刑として執行せらる。即往來の頻繁なる地に杭を建て、後手を縛り、之れに括り附け、晒すこと二日間に過ぎず。下手人。

其の他、下手人と稱するものは死罪と同一にして、只、下手人の刑に處せられし死體は取捨とし、様者に與へず、死刑に處せられし死體は取捨とすとも、様者より之れを請求すれば與へらるとの差あるのみ。蓋、様者とは江戸に於いて死刑を施行する穢多にして、是等は時々試し斬をなすとき首なき是等の死骸を材料となす者なり、然れども我が大阪に於いては是等の事なかりしを以つて其の詳細ば之れを記せず。

以上の刑以外に於いてなほ輕きもの種々あり、中に就きて其の最行はれたるしものを舉ぐれば、改易、閉門、追院、一宗構、一派構、一奴、叱、門前拂、逼塞、戸、押込、等とす。左に之れを略説せん。

改易、武士に限り執行する刑にして、宿元に立退かしめ、家屋敷を沒收し、家財に構なし。閉門、同じく武士に限る刑にして、門を閉ぢ、窓を塞ぎ、釘に及ばず、若、疾病に際し、醫師を招き、又出火隣火の際は立退き所の頭支配に届く。追院、僧侶に限る刑にして、住居の寺院へ歸ることを得しめず、申渡せし日より其の場を立退かしむ。一宗構、僧侶の刑にして、其の宗旨全派を構ふ。

一派構、同じく僧侶の刑にして、其の一宗を構ひ、同宗にても外の派は構なし。

奴、望人あらは之れを遣し、望人なくは半内に差置きて召し使ふ。叱、特に加へらるべき刑なく、其の行爲を叱りて向後を戒む。

門前拂、奉行所の門前より追拂はる。逼塞、日數を期して門を立て出入せしめず、唯夜中はク、リ戸より目立たぬ様通行するは苦しからず。戸、日數を期し、門戸を貫木にて釘とす。

押込、日數を期し、他出を禁じ、戸を建て寄す。今、以上の刑の執行上に要する刑具を舉ぐれば左の如し。

遠島者、赤梔、折敷一人前、入吠二抱。

死罪者、幟、幟竹、筆、墨、曲糸、踏臺各一。

獄門者、縦六尺の拾札一、獄門釘二本、同大鏡十挺、番小屋一箇所、箒薪七拾把、獄門臺木一、拾札串、蠟燭拾貳、醬油樽一、首桶一。

火罪者、薪二百十把、茅七百把、火罪柱一、拾札串、大繩四尋のもの二把、中繩十尋のもの十把、箒薪七十把、番小屋一、所、縦拾札添杭共二、火罪釘足四寸もの十本、幟、幟竹、筆、墨、輪竹、酒樽、醬油樽各二、粘土一樽、鐵熊手一本、蠟燭十二挺。

磔者、幟、幟竹、筆、墨、縦拾札添杭共二、番小屋一箇所、磔柱一、拾札串、箒薪七十把、蠟燭十二挺。死骸鹽詰、鹽七俵、大瓶蓋共一。

鋸引磔者、晒番小屋一箇所、番小屋一箇所、大鋸一枚、竹鋸一枚、完料鏡、縦六尺拾札共二、幟、幟竹、筆、墨。

筋薪七十把、磔柱一、捨札串、穴晒箱一、枷蠟燭十二挺、土俵五俵、

情死犯者 晒 縦六尺捨札一、晒番小屋一箇所捨札串。

其の他輕罪 手鎖一挺、半足械、箒尻一本。

町奉行が管掌せる民刑事以外の町政を掌るものは専三郷總年寄にして、刑に關することは總べて與力同心の當る所たり。町奉行の聽訟開廷日は一に御用日と稱し、毎月二日、五日、七日、十三日、十八日、廿三日、廿五日、廿七日の八箇日にして、罪人の如何に拘はらず、最初は一應町奉行之れを吟味し、夫れより與力主として之れが吟味の任に當る。而して犯人の罪科にして判決すれば、其の輕重を論せず、總べて前例を引證し、本罪に比較して相當刑を認め、城代の指令を待ちて後之れを執行す。其の罪科を吟味するに當りては、罪人より口書を取り之れに爪印をなさしむるに非ずば、其の罪科を判決すること能はず。故に罪人にして十分の證據ありといへども、自白せざるものは括り上げ、半問、鰥責、其の他、水責、拷問等を用ひて責呵し、以つて其の口書を取る。然るに其の罪人にして數回の拷問に逢ふとも決して自白せざるものあり。所定の刻限に至りても猶判決する能はざるときは、二たび入牢せしめ、更に開廷日を俟ち拷問して其の罪科を判決す。罪科判決し刑を宣告するに當りては、町奉行之れを城代に伺ひ、城代より下りし宣告書を掛り與力に與へ、與力之れを以つて其の宣告をなす。今、其の宣告書及び仕置せられし者の實例を擧ぐれば左の如し。

曳もの番

與力

河州久寶寺村

田菜粉屋

彌助 已三十五歳

其方儀困窮爲取續養料相添ぬ小兒を可貫儀女房いそ差留候を不聞受當歳の女子四人追々貫受養料遣捨貨乳等に而相育且いそ病氣に取合右等之手當不行届候々小兒共病氣に相成候處醫師にも不掛、危略にいたし先操相果候仕儀に至候段爲致餓死候儀には無之候共、不人情之仕方不届至極に付御城代古屋采女正殿依御差圖大阪三郷町中引廻之上死罪申付候

已六月

首檢使

與力

無宿

宇治の

米吉

辰十九歳

其方儀先達而盗いたし於奈良入墨相成候身分不慣人家裏口之戸錠前を炭火を以燒切立入金鏡品盗取被捕候度、每右盗口者押包外不届之筋而已申立、重敵猶重敵之上、重追放最前入墨之際、猶又入墨之上、重追放相成被追拂候場所、直に御構場に立入所々人家表之戸建寄有之候を明立入盗いたし候段、重々不届に付御城代古屋采女正殿依御差圖死罪申付候

辰十一月

養父の殺さるゝに抵抗せざりし者の仕置。

安永二年大阪長堀茨左衛門町兵助といへるもの養父長左衛門を殺し附火致したる科を以つて重
 追放に處せられき。是れ寛大の處置に似たりといへども兵助は敢て手を下したるに非らずして主
 人傳吉といへる者兵助の愚直に乗じし聲を立つるに於いては共に殺害すと威赫し且兵助の目
 を覺ましたるときは既に長左衛門の眉間を眞木割にて打割られ數ヶ所の手疵を負ひし後なるを
 以つて如何に兵助が之れに抗すとも長左衛門の助命することなく又前後の辨もなく之れに従ひ
 しものなり。元來親殺密夫をなして實の夫を殺し、女等は磔せられ但實夫殺害を勤め又は手傳を
 なしたる男は獄門に處すとの掟なれども兵助は此の但書より其の罪輕きを以つて死一等を減じ
 て此の刑に處せられしものなり。

亂暴者を殺し、者の仕置。

天明八年大阪北久寶寺町五丁目播磨屋新兵衛といへるもの酒狂人彌兵衛の抜刀して往來の人を
 追ひ散らし町内を騒がせたるとき之れを取鎮めしは其の當を得たるものなりと雖彼れの刀脇差
 を取上げ而も打擲して爲に彌兵衛は間もなく行倒れ果しを以つて町奉行小田切土佐守は之れを
 遠島の刑に處せり。元來人を殺せし者は下手人たるべき規定なれども新兵衛は之れを殺さんとす
 るの念ありしに非ず、餘人の難義且町家にては孰も店を閉ぢ居れる有様見るに忍びざるを以つて
 之れを取鎮めんとし遂に事の行掛り上茲に至るものなるを以つてなり。

廻船荷物を盜取りし者の仕置。

大阪瀬戸物町大津屋六兵衛の所有船々頭利右衛門といへるもの享保十二年八月房州阪之下岡本
 兩村に於いて兩村名主と申合せ廻米之荷物を賣拂ひ荷主には船の難破と偽り巧に舟の梶桁等を
 埋隠したるを以つて磔の刑を宣告せられ直ちに所刑せらるべき筈なれども當地は水夫の普く集

合する所に非ずして一般船頭を懲戒する能はざるを以つて特に浦賀港に於いて之れを磔し科書
 は岡本村に建札せられ、其の他岡本村名主治兵衛は船頭を勤めて荷物を盜取りしとの藤を以つて
 同罪に處せられ阪ノ下村名主長兵衛も亦船頭より賣拂を依頼せられし故を以つて獄門に附せら
 れ、其の他關係者一同處刑せられき。

朱を密買せし者の仕置。
 寶政八年大阪上難波町大和屋傳兵衛といへる者座外にて朱を賣買し爲に賣残りの朱は沒收せら
 れ過料錢五貫文を科せられき。

元來朱は其の價高直にして金銀銅と匹敵するものなれば幕府も此の濫用を防がんがため金銀銅
 座と同じく朱座と稱する一手販賣所を設けて脇賣を禁せり。然るに傳兵衛は山形屋左七といへる
 者に亡父六左衛門の時代より持傳へたる琉球朱十三斤半を一斤三十八匁替にて買ひ呉れとの斷
 を受け、朱座にて買入れんよりは大いに下直なるを以つて何心なくこれを五百十三匁にて買ひ入
 れき。當時の町奉行も其の旨を了し常人は只出元を知らざる迄にて豫て出所不正の朱を賣買すべ
 からずとの觸書を忘却したるものなるを以つて疊に安永九年南久太郎町三丁目黒江屋平四郎の
 座外の朱を賣懸けたるとき其の觸書を忘却せしとの藤を以つて過料錢三貫文に處せられしに準
 じ、科書の内出所不正の朱なる文言を除き殘朱取上過料錢五貫文に處したるものなり。

主人の娘と相對死せし者の仕置。

寛政二年十二月十八日攝州荊原郡五毛村地内にて同郡大石村武太夫娘はん疵受死亡し、其の下人
 久米藏亦該所に自害しいまだ絶命せざりしが言舌不明に仍り五毛村へ預けられ養生中落命せり。
 是れに仍りて該家に付きて調べしに同夜五ツ時頃一同就寢、同八ツ時頃主人小用に起きしとき娘

はん寝間に在らず、又下人久米藏も見えず、因りて早速搜索せしに以上の始末なりし事分明し、且當時の大阪町奉行小田切土佐守の指圖に仍り同家に就きて其の原因を糺せば、情死に外ならざるを以つて、下人の身として不義をなし殊に情死を圖りしは不届に付き鹽詰にして村方に磔せられ、はんの死骸は取捨られき。

俗人にして十念口傳を傳授し、禮物を取りし者の仕置。

寛延四年三月大阪北久太郎町五丁目大和屋宇右衛門は俗人の身分として十念口傳を人へ傳授し、禮物を取りたるを以つて其の佛具佛壇を沒收せられ、輕追放とすべきかと大阪町奉行より幕府へ伺ひしに、重追放の指令を以つて處刑せられき。

庄屋を殺害したる者の仕置。

明和九年松平右京太夫領分河内國茨田郡岸和田村、即今の北河内郡四宮村百姓源兵衛といへるも其の姉姪なる當村の庄屋彌兵衛に對し些少の意恨を含みて、殺せり。然るに姉姪又庄屋を殺害せし者に適用すべき法のなきを以つて、姉姪は之れを通例とし、庄屋は之れを名主の法に準じ、幕府に伺ひて大阪町中引廻のうへ居村に於いて獄門に刑せられき。

人を焚殺し、者の仕置。

文化四年無宿徳松外三人並に熊次郎といへる者所々の飼犬を盗み皮を剥ぎて賣り拂ふを職とし、一日幸町五丁目にて飼犬を盗みしを見咎められ、之れを遺恨に思ひ持合せの棒又有合の割木を以つて打擲し、且焚火の中に打込み、銘々にて兩手兩足を押へ終に燒殺せしを以つて時の町奉行は一統を大阪三郷町中引廻のうへ獄門に處し、熊次郎のみは當年十五才の幼年なるにより、遠島とせり。元來、控書に依れば自己の悪事の露頭を蔽はんが爲その人を殺害したる者は獄門なれども、徳松等

の如きは其の非行の甚しき者なるを以つて先例に倣ひ一等を加へて本刑に附せられしものなり。半抜けせし者及び關係役人の仕置。

安永九年大阪無宿長柄の十右衛門といへるもの遠島にて航海中船中にて圍を抜け、入半中小刀を以つて半内仕切の板を切明け、又在半中の女と密會し、且これを害殺したるを以つて手鎖足械を入られ、役人攝州西成郡役人村住吉屋伊兵衛に馴合ひて脱半し、且順慶町に於いて商品を盜取りたるを以つて大阪三郷町中引廻のうへ獄門に附せられ、伊兵衛は十右衛門に在半の女と密會せしめしのみならず、徳用を取りて十右衛門の手鎖を外し、半屋表門へ逃出だし、等の悪事あるを以つて死罪に處せられき。

以上に於いて刑に關する概略を記せり、以下更に少しく糺問法護送法等を説かん
半問。

まづ半屋敷の穿鑿所の砂利の上に藁を敷き、囚人は手鎖の上半屋相役同心差添へ下人に引連れられ、亦たりて之れを行はる然れども、又身分に依りては疊の上に座せしめ、相役同心二人左右より之れを狭み、囚人の責メ臺に登れば、相役は椽側に座す。吟味の主任は輿力にして、其の初、囚人に再三其の利害得失を諭し、口問又は問書を讀み聞かせ、又は白狀せずば下男をして囚人の手鎖を外さしめ、相役は等繩にて後手に縛り、尙、白狀せずば更に箠尻にて兩肩を敲く。左右の手首を兩肩の下迄、上げて兩肩を敲く。是れ兩肩は肉集まり骨に當ることなくして、害せざるを以つてなり。其の剛情なる者に及びては、薪六七本を並べ、後手に縛り、兩膝を捲くりて、其の上に座せしめ、一旦、之れを薪上より下して、利害を諭し、又は縛り敲き等をなし、更に進みては、二たび薪上に座せしめ、縛り繩の餘にて之れを後方の柱に縛り、膝上に石數枚を載せ、漸次之れを増加して七八枚乃至十枚を重ぬ。之れを算盤責といふ。夫れより海

老と稱する仕方、即、胡床をなさしめ兩足首を一つに結び右足首より頸へ繩を懸け前面へ漸々寄す。但此の海老は各牢屋敷へ備へ付られたれども之れを用ふることは甚稀なりき。以上を牢間を稱す。而して白狀せしときは繩を解き醫師をして診斷せしめ投藥を要するものは之れを給し、其の座にて白狀書へ爪印を取り釣臺に乗せ牢屋敷へ歸りて相當の刑を執行す。之れに用ふる芋繩の太さは廻り一寸五分長、四尋半にして、箒尻の太さは回り三寸長、一尺九寸計とす。

囚人の牢間に於いてなほ白狀せざる時は奉行所へ伺のうへ更に拷問に附す。

拷問

拷問も亦都べて牢間に於けるが如く囚人を穿鑿所に召し連れて拷問に處すべきを告げ之を行ふに先だちて利害を諭し、夫れより掛り役人立會のうへ手鎖のまゝ囚人を導きて一同拷問臺と稱する場所に到り、囚人に二れび利害を諭し、のち手鎖を外し後ろ手に傳り下男をして拷問臺に釣り揚げしむ。之れに附せらるべきものは人殺、放火、盜賊、關所破、謀書、謀判等にして是等犯罪の證據十分なりとも自白せざるもの及び同類者の自狀後も常人のいまだ白狀せざる者、又、詮議中犯罪の證據分明し其の刑死罪に相當する者等にして其の他、拷問に附すべき者ある時は奉行中相談のうへ決行し、輕き犯罪者の白狀せざる者には決して之れを加ふるを許されざりき。

又、廻り方、捕方、其の他、町方より召連れ訴出でたる類は吟味方の當番に於いて之れを白洲に差出だし、入牢、溜預、手鎖預等をなして之れを吟味方に渡す。而して變死人、口論上にて疵付けられたる者、亂暴に仍りて打壞せられし類は双方の役所より檢使として年寄同心見分し、其の地に於いて一件口書を取調べ御番所へ召連れ當番より白洲へ差出だし吟味方へ渡す。然れども疵人にして疵所の平癒せざるか、將、屈伸等に自由を失するものなるかを十分此れに注意し、養生中は吟味に取り掛らざるものとす。

逆罪等の大切なる囚人を江戸に護送するには老中の證文あり、而して本書は多く代官所等に備へ置かるゝか又は時宜に仍り箱に入れ更に包みて護送役人の襟に掛け其の寫を示して宿驛を通行するを例とし、武士ならば駕籠乗物に入れ錠を卸し青網を以つて下方より上方に廻はして之れを留め、普通囚人は羽搔縛とし又身分に仍りて等差あり、百姓町人は目籠に入れその高さ三尺にして之れを琉球筵にて包み前面に御器穴と稱し椀一箇を入るべき孔を明け下の臺は堅牢なる板を以つて張り大小便の落穴を設け、内に一本の柱を立て囚人を繋ぎ手鎖を掛け、管(細き竹にて口の廣サよりして口中に街ませ後に結ぶ是れ)を街ませ食事の際にしては護送の役人をして之れに注意せしむ。

又、重罪人にして病死せしときは之れを鹽詰として護送せしが、其の鹽詰法は夏秋の季に於いては稻葉、春冬の季に於いては藁苞を以つて之れに鹽を入れ死人の鼻孔、兩耳、口、臍、肛門等へ差込み兩脇へ鹽を詰め、又、鹽を厚く置き、其の上死人を置き更に上よりまた鹽を詰め、而して古鹽は血の交るを以つて新鹽を用ひしが、此の法を以つてすれば幾日を経過すとも腐敗するの憂なし。又、遠方へ送る獄門首の如きも亦腐敗の憂あるを以つて少許の稻葉又は藁苞に鹽を入れて深く切口に於ける孔中に挿入し外部の鼻孔、耳等にも亦これと同じくす。切口に於ける孔は頭中に通じて大なるもの一と他に其の前方に當りて二筋の小なるものとあり。然れども其の所在辨じ難きに至るを以つて努めて之れを見出だし柳枝を細末に削りて探り入れ後以上の法を行ふものとす。

又、重科人の死骸にして鹽詰のうへ仕置せらるゝものは從來主殺、親殺、關所破、重謀計者に限られしを享保六年に於いて關所破と重謀計者とは其の輕重によりて或ひは鹽詰に及ばすと改定せられき。

又、人相替を以つて搜索せらるべき罪科は

一、公儀に對する重き謀計者

- 一、主殺、
- 一、親殺、
- 一、關所破、
- 一、人相書を以つて搜索せらるゝ罪人なるを知りて之れを圍ひ、又、召仕と爲して之れを訴へ出でざるもの等
- にして、又、之れを知りて請人に立ちし者は同罪とし吟味のうへ全く知らずして爲したる事の判明せし者は主人請人共に過料に處せられき。
- 尙、赦免成り難き罪惡は
 - 一、都べて公儀を憚らざる惡事、
 - 一、罪狀分明なるに尙、自白せず不決のまゝ仕置に成るもの。
 - 一、惡黨ならざる者を殺し、者、又、毒飼せし者、
 - 一、外國人に向かひて惡事をなし、又は外國人と馴合ひて惡事をなし、者、
 - 一、密通又は強姦をなしたるもの、
 - 一、姉妹伯母姪と密通したる者、
 - 一、女犯僧、
 - 一、大人にして放火せし者、
 - 一、遠島者にして二たび惡事を働き島替となりし者、
 - 一、逆罪の者、
 - 一、邪曲にて人を殺し、者、

一、徒黨をなして人家へ押入りし者、
 一、追剥をなし、者、
 一、役儀に付きて私慾押領をなし、者等
 にして其の他の處刑者は其の日數の長短に仍りて赦免せらるゝを得るものとす。

第六節 牢屋敷並に刑場

牢屋敷。牢屋敷は兩奉行附の同心一人つゝ之れが取締をなし、其の下に詰合方と稱して年若同心二人づゝあり、其の他、番ノ者と稱して本屋敷を警衛するものあり。此の番ノ者は橋々に設けられし床邊結式百拾名を以つて之れに充て、毎日申刻より翌申刻まで晝夜共に貳拾壹名づゝ交替を以つて命せられ、内壹名は組頭といひ總べて番ノ者の指揮をなすものにして、是等の毎日交替に際しては番人詰處に於いて組頭をして懷中物を改めしめ、鐵物及物の類は一切これを持たしめざりき。蓋、半舎の者に接するを以つて其の危險を防がんが爲ならん。又、番ノ者は半舎の者の奉行所へ引出ださるゝに際し棒突繩取等の用を帶ふ。抑、半番の初は下人を以つて之れに充て、囚人一人に半番一人を以つてしたりしが囚人の漸次多數となるに隨ひ大いに混雜して其の警護却りて不備となりしを以つて、元和年中伏見に於いて其の以前より髮結を充てしに倣ひ町奉行島田越前守の在勤中町々の橋に設けられし床邊結を取調べ百四十人を呼出して之れを命じ後増加して百六十人とし、一人一日に付き米一升宛を給與せり。後、延享元年に至り三郷中へ近在村々の床邊結を配下に命せられ十人の組頭を抜擢し之れを取締らしめき。後、漸次髮結床の繁昌するに隨ひ其の御禮として無報酬にて勤めんことを出願せしを以つて之れを許容せられ晝夜四十二人づゝ交替を以つて勤番することゝなり、降りて寛政二年

に至りて其の人員及び骨折料を改められきと云ふ斯の如くにして成れる番ノ者は晝夜半番所表門
 牢屋敷内等の警戒をなし、又科人の取扱ヒ、牢扶持焚出し并に牢内へ持ち運び等を掌リ、骨折料として
 一箇年銀二十五枚を給せられ且冥加金上納の義務を免せられき。蓋彼等は常に直接多數の人に接近
 するを以つて罪人の搜索等には大いに利なるものあるに因るならん。而して此等番ノ者はみな入牢
 者を警護し、又、敲キ等の刑を施行するに當りては檢使與力、牢扶持方、鍵番の東西同心并に取締方、詰合
 方立會の上柵門内表門前に於いて番ノ者をして之れを敲かしむ。又、三商方と稱する者あり、三郷の質
 屋、古手屋、古道具屋より各一名づゝを撰投して牢屋敷に詰めしめ、專贓物搜索の任に當り、市内に於い
 て被盜品あるに際しては直ちに之れに探穿を命じ、三商方は各質屋古道具屋の各質店に就きて殘る
 限なく之れを搜索し之れを發見せしときは半屋敷中に設けられたる贓物藏に收容す。元來、商人は總
 べて冥加金と稱するものを上納するの義務あるものなれども、是等の三商は贓物搜索の責あるを以
 つて冥加金上納の義務は之れを免せられき。

新たに入牢者あるときは常番の同心、宰領は町奉行の證文を以つて牢屋敷に送り、番ノ者に命じて其
 の衣類上帶下帶及び髪の結目等に至る迄解放し改めて入牢せしむ。入牢者は入牢中は着用の上帶下
 帶とも取上げられ出牢に際し之れを受く。而して入牢中は毎日都べて二食にして男子は五合、女子小
 供は貳合五匁、一回毎に盛箱に詰め、副食物は男女共一人前の味噌は十二匁、汁實共に一錢現今の相場に換算して
 香の物二匁なり。又、毎年三月二十日より八月二十日迄一箇月に八日と二十日との二回半者人に行水
 をなさしむるを常とし、且、六月朔日より八月迄毎月朔日と十六日との二回増行水をなさしめしが、弘
 化四年以來五月、六月、七月の三箇月は一箇月六回の行水となし、鍵番の東西同心及び取締方詰合方立
 會のうへ竹垣の内にて之れをなさしめき。又、毎年盆前に至りては以上の立會のうへ竹垣の内に於い

て番ノ番をして半舎の者の髪月代を剃らしめ、又毎月三回半舎人一同を箱へ引出だして牢内の大掃
 除をなしき。又、着物は無宿の者は淺黄木綿の無地にして冬期に至りて古手綿入を給せられしことあ
 れども又夏服の儘なるもあり、是等は又城代の意嚮に仍りて一定せざりき。又、近火に際して半舎人は
 十分の手當をなし、鍵番同心并に牢守差添へ風上へ立退かしめしが、急火に際しては如何ともするこ
 と能はざるを以つて牢守は之れを奉行に伺ひ、重科人は嚴重なる警戒をなし、其の他の輕き科人は臨
 機應變の處置をなすことゝなせり。

取締方及び詰合方の牢内見廻に際し病人ありて服藥を願出づる者わらば見分のうへ掛り與力中へ
 上申して服藥せしめ、平癒せば亦與力中へ復申す。若、病人にして醫の診察を要するものは取締方詰合
 方は無刀にて牢内に至り診察を受けしめ、重病の者は醫師の容鉢書を取りて掛り與力へ進達す。

夜中の見廻は毎夜暮六時午後六時より明六時午前六時迄都合七回にして、若、牢死者ありしときは掛り與
 力中へ上申し當番同心及び東西取締方立會のうへ之れが檢死をなす。

牢屋敷は今の南區松屋町と瓦屋町一名高との二箇所にあり、罪の輕き者及び罪人の病者は瓦屋町に
 入れ、其の他は悉松屋町に入れ、刑場に引出ださるゝもの多く此の處よりしたりき。半舎は一問百疊敷
 の板張にして牢頭一人あり之れを名主と稱し、罪人中の顔利より撰任せられて牢中一切のことを支
 配す。又、隠居、若、隠居ハカセ杯と稱する役目あり、此のハカセは飲食分配の任務を帯び牢中にて最勢力
 ありき。入牢者の初めて來たるや牢口に控へたる罪人、即、口詰と稱するものさづ聲を掛け「新カマリガ
 アリマスカマリは捕即、ツカマルはし」と大聲にて叫び、更に新罪人に向かひて汝は何の罪を犯し、
 か、又、土産は何程を持參せしかと問ひ、土産金の多寡に仍り其の取扱方に於いて苛酷と寛大との差あ
 る實に甚しかりき。今、爰に新入者取扱方の概況を示せば、まづ其の頭髪を掴みて牢内に引摺り入れ、キ

又板と稱する敲木を振り揚げ半頭の前に引居る名主と稱する半頭なるを告げて之れを拜せしめ更に又隠居若隠居ハカセ等の前に引摺り行き形の如く之れを紹介して更に言へるよ、此方々は強盗人殺は申すに及ばず驅り盗は數の知れぬ程場所を踏みし方々なりと次に便所の傍に引摺り行き此れは詰の間なり不潔にせば此の通りなりと言ひつ、彼のキメ板を以つて臀部を敲き其の亂打の下に打倒れるを期として初めて席を與へらる是れ即新入者の儀式的入牢の順序にして若、土産の多きものは特に優遇せられたりしが此の金錢は牢内に於いて費消すべき途なければとも其の多くは半番の賄賂に供したるものなりき又牢中に於ける病人の如き往々仲間等より殺さるゝとあり即病人にして飲水を乞へば厄介者として重立たる者之れを議し夜半の比を期し水盥に雑巾を濡し其の厄介物を仰向に抑へ付け其の雑巾を顔に覆ひ咽喉を足にて踏つけ數多の囚人それを壓殺し一同知らぬ顔して翌朝半番の巡回に際し病人あるを以つて藥湯を乞ふ半番素より之れを知悉せりといへども毫も咎むるとなく式の如く一服の藥を與ふ然るにもと絶命したるものなれば彼等は之れに服藥せしむるともなくして終に其の効なかりしを報告す而して半番も亦共に其の死體を菰俵に包みて牢口に投棄し其の夜に入りて不淨口より穢多に摺がせ終に千日の砂場に送致す又相對死即情死せしもの、死骸及び死刑以上に處せられしものは月正島一名葦島即今の三軒屋船塢場に捨てられき刑場 刑場即仕置場は各所共に牢屋の近傍又は村外に一定せられしが一定のものなき所は河原若くは物捨場に於いて行ふ規定にして常所の仕置場は千日今の南區難波東河原及び野江蔭田等にして晒露挽獄門死罪等の刑場なり獄門以上の仕置は刑中殊に重きものにして數日前より出口々々の五箇所に捨札と稱し仕置の次第を記したる名札を建て以つて世人に示し仕置中最輕きものを敲きとし之れに五十敲と百敲との二種あり然るに婦人及び十五年以下の少年は敲きの刑を應用せず

五十敲に相當するものは五十日百敲に相當するものは百日の過怠半とし又入罪あり二筋の輪を廻はし再犯者は他刑を加ふ即大阪三郷に罷り在るまじきあり大阪三郷拂あり輕追放中追放中追放あり又遠島あり次に死刑獄門火罪磔引等の重刑に於いては半番の者をして罪人に繩を懸け白洲に召し連れしめ仕置の事を中傳へてのち仕置場に引かしむ即その罪料の強盜犯以上のものは大阪三郷引摺となし馬上に乗せ與力また騎馬にて之れを督し罪料を旗に記し以つて三郷の町筋及び被害者の前に引廻はし刑場に到る刑をなす者は舊渡邊村の穢多即今の西濱町の舊穢多にして此等は罪人に切繩目隠等を掛け檢使は與力罪人の左向副檢使は同心にして右方に向かひ何れも罪人より三間を隔て狹匪の側面に腰を懸け而して檢使は科書證文の寫を懷中より出だし三步前進し中腰になりて讀み聞かせ終りて三步卻行し二たび腰を掛け總べて慎重の態度を取りき

第二章 維新後

第一節 警察署設置以前

慶應四年正月十日市内東區安土町西本願寺掛所を以つて本營となし仁和寺宮之れが長官となりて當地施政上の萬般を布令せられきついで同十五日宇和島少將代りて之れが長となり同二十一日薩長藩三藩に市中の取締を委ね之れに當時既に歸順せし舊幕臣の與力同心を採用し舊京橋組與力は藝藩に同同心は長藩に舊玉造組與力同心は薩藩に何れも屬し稱して浪花隊といひ以つて市内の巡邏及び外國人居留地の守衛を兼掌せしめき是れを維新後に於ける大阪警察制度の嚆矢とす當時國

家多難兵馬擾亂に際し簿冊の如き其の多くは焼失散亂して之れを徵考すとも信憑するに足るべきものなきを以つて多くは舊官吏を採用し是等の私記と口碑とに仍りて事をなし、もの亦渺しとせず。而して其の施政に當りては當局者は非常の英斷を以つてせしが、警察法の如きは甚しく省みられざりし者の如く、戦後人民いまだ前途不安の思ひをなし且浪人其他の亂暴浪藉者の町中に横行し悪漢強盜等の出没間斷なきを以つて民心恟々生命財產の安固に一層不安の念を高めき。此の時浪花隊は市中鎮撫の任に當たれども其の名ありて其の實なく依然混沌たる状態を脱するを得ざりき。是れより先政府は京都に太政官を置きて政令を布き司法上に於いては東西兩京に彈正臺を設け、又全國中の要所に其の出張所を置き以つて舊幕の殘徒その他全國の一般を偵邏せしむる恰舊幕府に於ける江戸及び大阪の町奉行附遠國役の如し、當所の出張所は過昔町の舊銅座屋敷即今の東區今橋通西にありて長官一名大小巡察各二各これに出張し以つて町中の偵邏逮捕の任に當りき。而して當時維新の際に屬して政府施政の方針尙いまだ一定せず司法上の如き亦動もすれば各國その途を異にするものありしを以つて之れが執行に際し往々政府の方針と矛盾するものあり爲に兩者の間に軋軋を生せしことありしが、漸にして舊幕の殘徒等その跡を絶ち又政府施政の方針定まると共に彈正臺の如き自然廢止せられ、全く地方行政の一部に歸したりき。當時本營は鎮臺裁判所の時代を過ぎて既に元年五月二日を以つて大阪府廳となり、後幾干もなくして戦亂全く平らぎ市民稍その堵に就きしが浪藉者の徘徊する者いまだ全く戢まず、警邏の事一日も忽諸に付すべからざるを以つて明治三年八月に至り浪花隊を解散すと同時に府に聽訴掛及び斷獄掛を設けて民刑事務を執らしめ、多く舊典力を以つて之れに任じ、其の下に捕亡掛を設けて亦舊同心等を以つて之れに充て同九月四日に至り又捕亡掛四十名を選舉し東西南北に左の出張所を置き晝夜市中を警邏せしめき。

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 東 | 安土町二丁目 | 齋田 |
| 西 | 瓢箪町今の新町通 | 道頓堀 |
| 南 | 油町今の長堀橋筋 | 天王寺 |
| 北 | 十町目今の天神橋筋 | 天満 |

是れより先慶應四年四月十二日大阪裁判所は舊幕府堺奉行所跡に堺役所を設けて同所に附隸し、大阪裁判所判事小河一敏及び屬官を派駐して舊幕の所領和泉國を管せしめ、尋いで同年六月徒刑の制訴訟の制限を設く、即徒刑の制は徒刑人は口々土砂木石等を運搬し溝川の浚疏、道路の修理に服役し、食料は一日一人に米五合使役賃金二百文を給し、其の一半は官に領置し其の一半は囚人被免の時これを下賜す。而して其の服役時間は午前十時より午後五時迄にして其の勤惰によりて多少時間を紳縮し又服役時間外に於いて各自の製造する草鞋等の賃金は其の者の所有と定め、徒刑人にして逃亡せし者は死刑に處せらるべきの規定なり、訴訟上の制限は堺役所より大阪府及び兵庫縣に關するものは堺役所にて之れを裁判し、又他支配地の者の管内に於いて變死其他檢使等を要する事あるときは他支配地へ照會し之れを取扱ふべきと等なりき。同月廿九日に至り大阪府の附隸を解き堺縣を新設して和泉國一圓を統轄し小河一敏又大阪府判事を免せられて堺縣知事となれり、尋いで十月巡邏を置き警保の事務を掌らしめ、初めて下太夫今井彦次郎を以つて賊難その他の取締となし、同人家來は所定の職制及び諸達等に仍りて晝夜巡邏の任に當らしめ、又舊幕府堺奉行の附屬與力同心を編みて縣兵を制し之れをして巡邏の職を兼ねしめ、内六名を以つて夜巡邏と稱し徹夜市街の警戒に當て專、兇徒の逮捕を擔任せしめき。同九月に至り縣兵の制を廢し巡邏の職を解き夜巡邏六名を存し、市内の南北に二屯所を設け各鞠獄掛一人を置き晝は廳中にありて事務を執り夜は二人の巡邏と共に

之れに屯在せしめき越えて同四年三月に至り巡邏を廢し更に十五人の捕亡掛と稱するものを設け警縣兵中の五人を拔擢し併せて二十人となし、堺に三箇所及び南郡貝塚村に一箇所の屯所を設け專探偵捕亡の任に充てしが、其の方法宜しきを得ざるを以つて僅にして復これを廢し、同十月更に聽認課中に捕亡專任の職を置き之れに選卒、番人を附せり、即選卒總長一名、同什長四名、同伍長六名、選卒三十五名にして、市内の屯所二箇所及び出張所四箇所(和泉國南郡岸和田、河内國若江郡、八尾村、茨田郡、牧方村及び守口町)に配置し以つて爰に初めて行政、司法の警察事務に執掌せしめき、其の職制は兇奸不良の徒、火付盜賊人殺等の如き人民の妨害をなすものを未發に防ぐを旨とし、又、徒黨隱謀潛伏等の形勢を見聞したるときは總長に報告し事情止むを得ざるものは其の指揮を俟ちて捕縛し、亂暴狼籍のものならば取押ふ等其の他總べて捕縛せしものは應内に設くる裁判官に遞送し、又、妄に金銀米穀の訴訟等に關する聽認課の職權を受理すべからず等なりき、越えて同六年二月選卒を改めて番卒長、伍長、番卒を設け翌七年三月聽認課中の捕亡掛を庶務課に附し警係と改稱し、更に管下に二十七箇所の屯所を増置し各屯所に番卒二名、番人三名及び一大區中には伍長一名を附す、即、番卒長二名、伍長六名、一等番卒二十五名、二等番卒五十一名、番人八十一名にして、服制は冬は紺色羅紗、夏は白布のシャツとし、番卒長は冬服は袖に白綿布の幅三分のもの三分開きに三筋を廻はし夏服は黒印にして帽は周縁に黃線三條を繙し、伍長は被服帽共に印二條、番卒は印一條、その他靴、雨具料を之れに給與したりき、今、明治五年四月に設けられし市郡の制法總べて二十八箇條中警係上に關するものは、從來公事訴訟上多く自己の力を盡さず順序を忘れ廉耻を破るもの尠なからず、今後公訴せんとするものは親族朋友等に圖り其の是非曲直を糺し條理の止むを得ざるものに在りては區長の指揮を受けて官裁を仰ぐべし、また官林竹木の濫伐を禁じ、盜賊亂暴人及び水火災難等都べて非常の急變あらば其の町村内互に協力し、又、官吏の權威に誇

り賄賂を貪る等の者は速に封書にて目安箱に訴へ出で、戲場興行はもと勸善懲惡の旨趣なれども近來その意を偏見し風俗をして放蕩淫惰ならしめ、農商の妻女は三絃舞曲を學びて家産額敗の媒介となるもの多し、自今之れを嚴禁し犯す者あらば處罰す、横死の者あらば其の原因を糺し官廳に達して其の差圖を受け、又、遠路懸隔の地の旅客の道路等に於いて發病困苦に迫る者あらば速に治療を施し官廳に達すべし、人身の賣買、棄兒、墮胎また鴉片煙草の賣買、その他賭博類は之れを嚴禁す等にして、同年九月徒刑の制を更正し、即、徒刑人中准流人に限り男は雙眉を剃り落し法被は柿色にして背に堺徒准流と記し、女は額の髮際曲尺一寸四方を剃り落す事とせり、後、此の種の職制及び諸達を下し、こと數十種にして足らずと雖、要するに大阪に於けるものと大同小異なるを以つて今爰に之れを贅せず而して明治十四年十一月堺縣の廢せられ大阪府の管轄となりては其の揆も一となりて堺警察署と稱し、今は本署を市ノ町西一丁に置き各所に十數箇所の交番所を設けたり、
 徒刑場は今の車ノ町東三丁棄兒愛育社の所在地なる舊半屋敷を利用したりしが、囚人増加して狹隘を告げ往々脱走する者あるを以つて明治五年六月大藏省に伺ひ更に半屋敷の隣地に新築し、後、懲役場といひ、監獄といひ、又、堺縣の大阪府と合併以來更に同町榎屋町西三丁に移轉し大阪監獄署の分署となり、以つて現今に臻れり、

第二節 警察署、附、監獄署並に裁判所

維新の際國家多用いまだ警察制度の見るべきものあらざりしが明治三年八月浪花隊の解除せらるると同時に爰に初めて其の制度の胚胎するに至りたり、即明治四年正月に至り捕亡掛二十人を増して六十名となし、後之れを取締番卒と改稱して二百名になし更に左の出張を増置せり。

東〔高麗橋通三丁目〕

西〔敷藏町、今の鞆南通〕

南〔日本橋筋北平野町、
和生町、今の難波新地〕

北〔堂島濱一丁目、
上福島村〕

尋いで同三月に至り本府に取締課を設け課長を置き取締總長を兼ねしめ、又取締掛五名を置き取締番卒を取締番卒と改稱して同九月百名を増加せり。明治五年正月大阪府職制を設けらるゝや分ちて典事權典事大風權大風少風權少風史生廳堂一等附屬二等附屬三等附屬四等附屬となし庶務課警察課外務課(支課に聽訟掛を設く)市務課郡務課勸業課戶籍課聽訟課鞆獄課(支課に取締掛徒刑掛囚獄掛土木課出納課等を設けて以つて一般の市政を執掌せしめ、中に就きて民刑事に關することを掌りしは監査課外務課支課聽訟掛聽訟課鞆獄課支課取締掛徒刑掛囚獄掛の四にして職權は左の如し。監察課。

- 一、時々市郡へ巡察を派遣して民情を探る事。
- 一、知事參事の差圖に仍り探索のうへ密告する事。
- 一、諸課行事の席に時あつて監臨する事。
- 一、檢使の事。
- 一、諸賞罰裁許申渡口書讀知行刑の節監臨する事。
- 一、諸申合儀制の席に監臨する事。
- 一、官員勤怠錄並に門關を管轄する事。
- 一、印鑑往來取扱の事。
- 一、諸入札を監督する事。

一、目安函開鎖取扱の事
一、官員出役其の他勤不勤届取扱の事
外務課支課聽訟掛。

- 一、外國に關する事務を調理し貿易を監し輸出入の税を收むる事
 - 一、居留地の税を收め外國人居留地掛と議し居留地を修整する事
 - 一、外國人雇入の免許を取扱ふ事
 - 一、四川船改所を監し抜荷密商を督する事
 - 一、内外の文書を翻譯し應接談判を通辯する事
 - 一、居留地取締を定めて内外人民の妨害を免除する事
 - 一、内外人民の間に生ずる訴訟を審判する事
 - 一、所管の事務に就き官省府縣へ往復の事
- 聽訟課。
- 一、人民の訴訟を審判する事
 - 一、日切裏判取扱の事
 - 一、訴訟人を對決せしむる事
 - 一、講和願を取扱ふ事
 - 一、裁許に至るもの口書を造る事
 - 一、裁許人を處置する事
 - 一、身代限の者を處置する事

- 一、他管下に關涉する訴訟規則を取扱ふ事
- 一、講和猶豫願を酌する事
- 一、所管の事務に付き官省府縣へ往復の事
- 一、鞠獄課支課取締掛、徒刑掛、囚獄掛
- 一、犯罪人を糺彈し口書を造る事
- 一、刑律擬議し斷案を作る事
- 一、行刑の事
- 一、贖罪收贖金を收むる事
- 一、贓物を處置する事
- 一、徒刑場一切の事并に徒刑人準流人を監護驅役する事
- 一、囚獄府留の者を監護する事
- 一、盜賊姦兇を捕縛し市街を守護する事
- 一、雜闘群集の場所を警固する事
- 一、變死人を檢し死體を處置する事
- 一、賊を捕へし者の賞を取り調ふる事
- 一、失物届并に處置する事
- 一、捕亡探索の事
- 一、罪囚徒刑の原籍を調べ放免の後復藉取計の事
- 一、祭禮等の節警固の事

一、囚人護送并に請取の事

一、所管の事務に付官省府縣へ往復の事

斯の如くして警察制度大いに整頓するに至りしが、翌年五月市中巡邏の者の帶刀を禁じ、且更に邏卒二百名を増し出張所を増置せし事左の如し。

- | | | | |
|---|----------|---------|--------|
| 東 | 内久寶寺町 | 内淡路町 | 北久寶寺町 |
| 西 | 西長堀北通四丁目 | 土佐堀一丁目 | 京町堀五丁目 |
| 南 | 心齋橋 | 生玉社地 | 内安堂寺町 |
| 北 | 菅原町 | 安治川上二丁目 | |

ついで同年七月取締課にて居留地の守衛を主り更に邏卒四十名を増して居留地に出張所を置き、同月更に取締總長(八等)一名、正權大區長(十一等)四名、正權小區長(十二等)二十二名、試補(十四等)四名を置き同年八月大組毎に取締所一箇所出張所四箇所を設け以つて受持區劃を定めき。

越えて翌六年四月全市を四大區に分ちて毎區に取締所一箇所分局四箇所若くは五箇所を置き、取締課の職制を設けて取締總長、同權總長、同大區長、同小區長、同權小區長、同試補、一等小頭、二等小頭、三等小頭及び邏卒等を置き、而して小頭は専大小區長の指揮を受け持場を巡回して邏卒を督し、邏卒は上官の指揮を受けて専巡回の任に當り人民を保護し其の自由を得しめ、盜賊其の他總ての妨害を除き風俗を矯正し又出火の原因紛失品の取調をなし、又犯罪人を搜索して裁判所に引渡し裁判所は之れを判決して以つて懲役場に送る、又取締課には囚獄懲役の分課を置き、獄内の囚人を監護し所刑其の他囚獄一切の事務を管掌し懲役人を驅役し滿刑の者を歸藉せしめ流民に産業を授け其の他徒刑場の事を管掌せしめき。

同年翌六月遷卒を番人と改稱し管内七郡に左の出張所を設け新たに番人三十九人組長伍長各一人を配置せり。

- 住吉郡 平野町出張所
- 西成郡 三津屋村出張所
- 東成郡 今福村出張所
- 島上郡 高槻村出張所
- 島下郡 茨木村出張所
- 豊島郡 麻田村出張所
- 能勢郡 倉垣村出張所

同年十月右七郡出張所並に南本町生玉社地天満橋筋道頓堀の出張所を廢し十一月取締の民費定款を節減して番人を參百參拾名小頭七十名とし翌七年四月警察掛を置き取締は大小區長より之れを兼勤せしめ、同六月二十九日警察課を置き之れに取締課を移し、同十二月警察出張本局並に分局及び配置人員を定め、今之れを表示する事左の如し。

管内警察出張本局分局、配置人員並に設置年月日

局名	所在地	小頭	番人	設立年月日
警察出張本局	京町堀通	三人	十八人	明治五年七月一日
西大組第一分局	西長堀北通	四人	二十七人	同 年六月十一日
同 第二分局	土佐堀通	三人	十八人	同 年七月一日

同 第三分局	新本町	三人	十八人	同 年六月十一日
同 第四分局	高麗橋通三丁目	四人	二十六人	同 年七月二十六日
東大組第一分局	内久寶寺町四丁目	三人	二十三人	同 年四月二十六日
同 第二分局	内淡路町二丁目	三人	二十二人	同 年六月二十九日
同 第三分局	北久寶寺町二丁目	三人	十九人	同 年七月十二日
同 第四分局	長堀橋筋二丁目	三人	三十七人	同 年四月二日
南大區第一分局	内安堂寺町一丁目	三人	二十一人	同 年五月九日
同 第二分局	心齋橋筋一丁目	三人	十九人	同 年六月八日
同 第三分局	難波	三人	二十二人	同 年五月四日
同 第四分局	天玉寺村	三人	九人	同 年七月十二日
同 第五分局	菅原町	三人	四十人	同 年五月四日
北大區第一分局	堂島船大工町	三人	二十四人	同 年七月十四日
同 第二分局	安治川通	三人	十五人	同 年五月十日
同 第三分局	福島村	三人	二十六人	同 年六月二十四日
同 第四分局	泉北郡池田村	三人	取締五人	同 年五月二十八日
池田村警察出張所	三島郡茨木村	三人	取締五人	同 年八月二十四日
茨木村警察出張所				但同年八月二十四日

翌八年四月番人を遷卒と改め同十一月廿二日に至りて更に巡查と改稱せり是れ即現今の巡查の權

與なり。同十二月警察出張本局及び分局の名稱を警察本局出張所及び屯所と改め、又長官以下を大屬
警部出仕等とす、即其の配置人員左の如し。

警察本局

大屬 一人、警部 八人、

十五等出仕一人、等外 八人、

巡查 二人、

第一大區警察出張所

一等巡查六人、二等巡查六人、

三等巡查十人、四等巡查廿一人、

同第一屯所

一等巡查二人、二等巡查三人、

四等巡查三十二人、

同第二屯所

一等巡查二人、二等巡查三人、

三等巡查四人、四等巡查十八人、

同第三屯所

一等巡查一人、二等巡查四人、

三等巡查四人、四等巡查十五人、

外に警部 二人、

十五等出仕二人、

等外出仕二人、

第二大區警察出張所

一等巡查二人、二等巡查五人、

三等巡查十人、四等巡查三十三人、

同第一屯所

二等巡查一人、三等巡查四人、

四等巡查十七人、

同第二屯所

一等巡查一人、二等巡查一人、

三等巡查三人、四等巡查十七人、

同第三屯所

一等巡查一人、二等巡查一人、

三等巡查三人、四等巡查十九人、

同第四屯所

一等巡查一人、三等巡查二人、

四等巡查八人、

外に警部 五人、

等外出仕二人、

第三大區警察出張所

- 一等巡查三人 二等巡查十人
- 三等巡查九人 四等巡查二十五人
- 同第一屯所
- 一等巡查一人 二等巡查三人
- 三等巡查四人 四等巡查十六人
- 同第二屯所
- 一等巡查二人 二等巡查三人
- 三等巡查四人 四等巡查十六人
- 同第三屯所
- 一等巡查一人 二等巡查三人
- 三等巡查四人 四等巡查十六人
- 同第四屯所
- 一等巡查一人 二等巡查四人
- 三等巡查三人 四等巡查十人
- 外に警部 二人
- 十五等出仕三人
- 等外出仕二人
- 同第四大區警察出張所
- 一等巡查二人 二等巡查四人

- 三等巡查五人 四等巡查三十人
- 同第一屯所
- 一等巡查二人 二等巡查三人
- 三等巡查三人 四等巡查十九人
- 同第二屯所
- 一等巡查二人 二等巡查三人
- 三等巡查三人 四等巡查十九人
- 同第三屯所
- 一等巡查二人 二等巡查二人
- 三等巡查三人 四等巡查十九人
- 外に警部 四人
- 第十大區池田警察出張所
- 警部 一人 一等巡查二人
- 二等巡查二人 三等巡查四人
- 四等巡查四人

越えて明治九年三月に至り警察課を第四課と改稱し、同六月に至り府縣の職制並に事務章程を改正せられ、中に就きて司法に關する事は第四課の分擔とし、囚獄掛懲役掛を置き管内を警固し姦兇を索捕し、專人民の安寧を護り、以つて行政及び司法警察の事務を管掌せり。而して囚獄は囚獄掛並に裁判所の檢倉に關する一切の事務を管し、懲役掛は懲役に關する監護驅役一切の事務を管す。越えて明治

十三年四月二十八日警察課を警察本署と改め、翌十四年十一月廿六日公達第九十七號を以つて各府縣に警部長を置くことを達し、本府は翌十五年二月六日を以つて大浦兼武初めて之れに任せられ、翌十六年六月三十日本署に左の五部を置きしが警察職制の改正に依り改めて内事部となり、後また内事課と改稱せり。

第一部 警備

第二部 行政警察

第三部 司法警察

第四部 會計

第五部 國事警察(國事に關する結社集會並に新聞紙出版警察上外國人に關する件及び職員の身上に關する件を掌る)

斯の如くして警察事務の行はれしもの正に十年、明治十九年七月二十日に至り地方官々制に依り又改稱して警察本部となり、同二十一年十月内務省訓令第六四〇號を以つて警察官吏配置及び勤務概則を制定せらるゝや其の第一條第四項に基づき同年十一月十三日職務規程を改正して高等警察課、警務課、保安課及び主計課を置けり、而して高等警察課の事務は前の第五部に同じ。明治二十一年十月内務省訓令第六四〇號第一條第四項大阪府ハ特ニ高等警察課ヲ置キ課長ノ外警部若クハ警部補四人ヲ置クコトヲ得、同二十三年十月に至り地方官々制改正に依り警察本部を警察部と改稱せり。是れより先明治十二年十二月十九日本田警察署安治川分署を安治川水上警察署と改めて水上警察の一般を取扱ひ、翌十三年八月七日新たに西成郡三軒家村二百九十一番地に安治川水上警察署木津

川分署を設置し、同年十月十九日西道頓堀に移轉して西道頓堀分署と改め、後又木津川分署と改稱せり。又同年八月九日水上警察分署を高麗橋警察署心齋橋分署に併置し水上警察署心齋橋分署天滿橋派出所を京橋分署と改めて心齋橋分署を廢し、同三十一年京橋分署を廢して天保町分署を設置せり。かくの如く成立せる本府警察署は水陸兩部に於いて市内に八箇の警察署五箇の同分署百八十一箇の同派出所、堺市に一箇の警察署七箇の同駐在所十一箇の同派出所を有し、その他郡町村に於いて警察署を設くる九箇所、同分署を二十七箇所、同駐在所を二百八十六箇所、警視以下警部、巡查等を勤務せしめ以つて府下全部の警察事務を掌れり。

以上に於いて警察に關する概略を終れり。然れども尙附記せんと欲するもの二あり、即、一は監獄署にして他は裁判所なり、兩者とも警察制度に直接關係なきが如しと雖、維新前に於いては殊に密接なる關係を有し、既に之れを説くに當りても多少これを擧げたるを以つて亦極めて簡單に左に其の大意を摘記せん。

監獄署、徳川の朝政を奉還するや大阪は一時混亂の巷となり、警察權の行はれざると共に監獄制は亦依然として舊制の如くなりしが、明治元年十月三十日初めて囚人に關する諸達を下し漸にして事務の整理、茲に其の緒に着けり。當時は瓦土取場なる元高原溜を以つて徒刑場に充て、又、堺に分署を設け稱して徒刑場といひ、後、また分署を中ノ島、佐賀、蒲鍋、島屋敷趾に置けり。即その諸令中徒刑場の者は髮元結際より一寸許先を切り放ち首に鐵輪を嵌め、空色の法被に白にて徒の字を脊に染め、抜き同色のパツチを着せ以つて毎日普請場に於いて使役せしめき。又明治二年二月十九日より堺縣徒刑の者は眉毛を剃り首に堺縣と彫付けし鐵輪を嵌め、被服は柿色にして背に白三箇所の丸に徒の字を記し、且、肩に欠の字を印せり。又、同年五月三日攝津縣徒刑の者に向かひては男は左の片眉女は前髪を剃

り落し、髪は男女とも薙にて結び首には攝津縣と彫りたる眞鍮同月十七日鐵に改むの輪を嵌め、被服は木綿の白地に背に淺黄色にて徒の字を染込む。翌三年十月五日半内差入物は從來食物迄をも許可せられたるに再後衣類の外都べて之れを禁せられしが同五年三月十二日に至り食物の代金の差入を願ふを許し後また金錢の差入を禁じて衣類食物その他道徳上に關する書類等現品の差入を許せり。而して罪科の吟味中、入獄若くは入獄の者に向かひ從來親族又は町村より宿下を出願したるも之れを許可せしが吟味上繁雜の手續を要するを以つて爾後之れを禁せり。越えて同五年九月に至り道路修繕溝浚へ土地の開墾その他之れに類したる勞役のため囚人を雇入れんとする者は規則書熟覽のうへ徒刑場へ申出でしむ。翌六年三月十二日徒刑場を改めて懲役場と稱し、同七年四月十七日本署を中ノ島分署、即北第十一區舊佐賀藩邸趾に移轉し、後また北區若松町に移轉し分署を堀川中ノ島、松屋の各所に置けり。降りて同十三年四月三十日日本府は是れより先同七年六月二十九日に設けられし警察課中の囚獄掛を未決監獄署、懲役掛を己決監獄署、監倉掛を未決監倉署と改稱し、翌十四年に至り政府は初めて全國一般に刑法を實施し、之れと同時に懲役場の名稱は監獄となり典獄、副典獄書記看守長看守を置き、典獄は監獄長を兼ね府知事に旨を受けて之れを總理し、副典獄は典獄を助け書記は主務に従事し、監守長は監獄の戒護を掌り兼ねて看守の勤惰を視察し、看守は監獄の戒護に従事す、其の他、女監取締、教誨師、醫師、授業手押丁、使丁等を設けて監獄内百般の事務を分掌せしむ。斯の如く當所監獄の本府より管理せられし迄は其の制度屢改正を加へられ殊に當初囚人待遇の如き眉毛を剃り落す等猶少しく舊制の遺風の存するものありて各府縣稍その制を異にしたりしが、政府の刑法實施以來は全國その揆を一にし、其の以前に於ける地方制度の如き亦改正増補して或ひは非現行とするものあり或ひは現行とするものあり。越えて同十七年に至り松屋町の分署を廢し、同十九年本署

分署の稱呼を改めて何れも監獄と稱し、同八月の中ノ島及び奈良、五條の監獄を廢し、同二十一年に至りて終に若松町監獄を廢して堀川及び堺の二箇所となし、同二十三年十月監獄の名稱を改めて堀川監獄署、堺監獄分署となし、以つて今日に至れり。

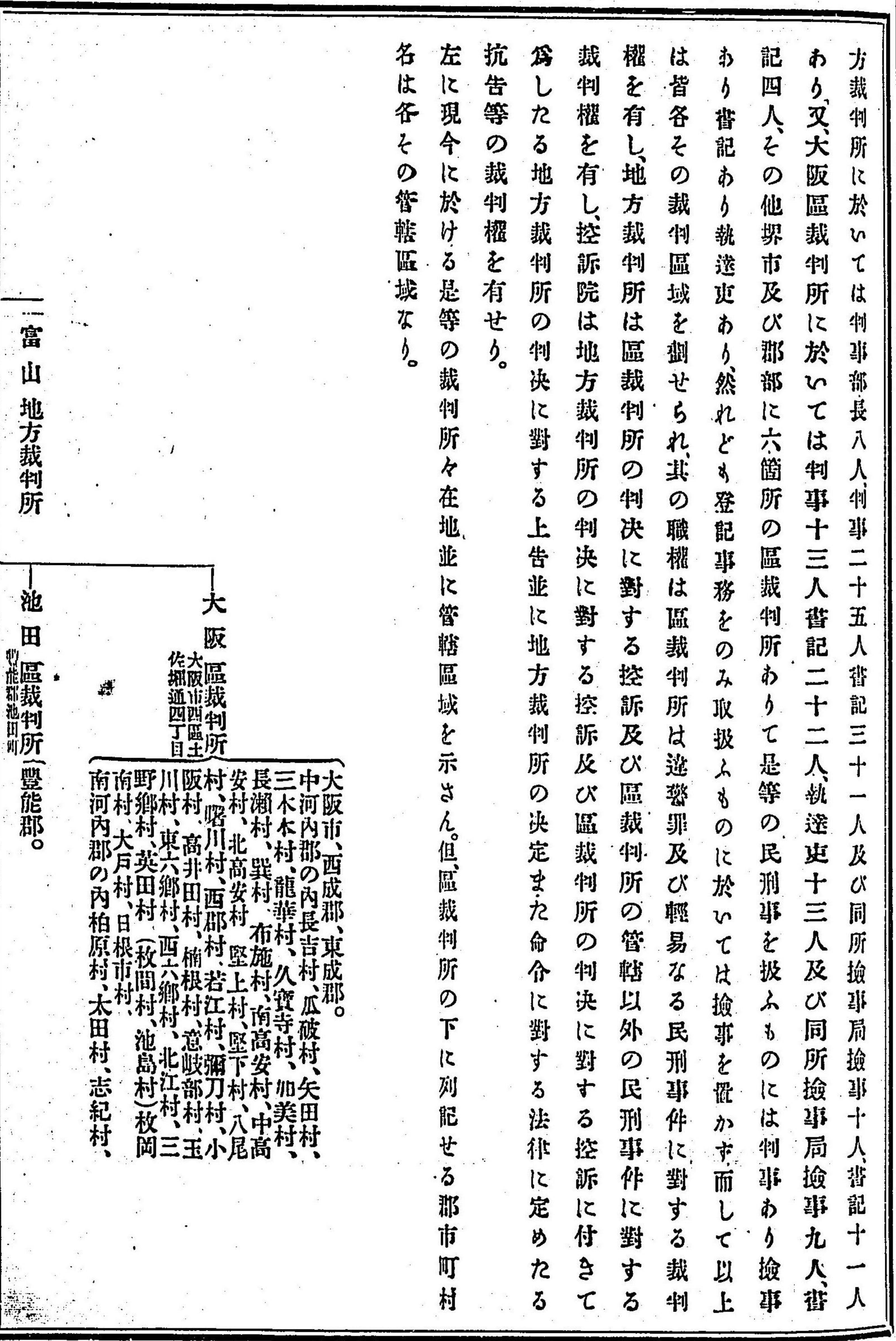
裁判所 明治の初年宇和島少將來たり次いで醍醐大納言の大阪裁判所に赴任して攝河泉に長たるや、乃令して曰はく、向後朝廷の御用金杯と稱し銀談に及ぶ者若くは其の他疑はしき者あらば速に訴へ出でよと、當時長官その當否を左右し屬官をして其の局面に當らしめしが降りて明治五年正月初めて大阪府の職制を設けらるゝや、其の條目中に於いて府内の事務の當否を決するの權は知參事これを有し、專その局面に當るものは聽訟課にして訴訟上に於ける原被告を對決せしめ、若くは裁許に至るもの、口書を造り又これを處置する等すべて訴訟一切の事務を管掌し、又内外人民間に生ずる訴訟の審判は外務課に附屬する聽訟掛を以つてし、其の他總べての書記をなす者は史生にして監察課もまた其の席に臨監せり。尋いで同十月政府の大阪府に裁判所を設置すべきを達するや、北大組第十六區今の中ノ島一丁目八番地に之れを設け司法省は亦達するに訴訟入費償却假規則を以つてせり。是れを大阪裁判所に於ける司法省違の嚆矢とす。翌六年三月司法省は一般人民の訴訟上所在の裁判所及び地方長官の裁判に服せざるものは司法裁判所に訴訟するの手續を定め、同年七月大阪府裁判所は郡中の要所に逃部出張所と稱するものを設け訴訟ある人民をして之れに出訴せしめき。同月東京の司法裁判所阪本中判事は大阪裁判所に赴任せり、是れ即當裁判所判事の嚆矢にして、後に至り中判事は増加して數名となれり。越えて同九年二月二十三日北區堂島濱通二丁目十六番地に大阪裁判所第一支廳を、天王寺村三百六十二番地に大阪裁判所第二支廳を設置し、第二後者は三月五日、前者は四月廿四日を以つて各開廳し、同十一月十八日に至り尋いで第一支廳を堂島區裁判所第二支廳を天

王寺區裁判所同十年天王寺村東谷に移る」と改稱し、同二十八日大阪裁判所管内紀州和歌山及び十二月十三日泉州堺に其の支廳を設け、又同時に其の堺支廳管内奈良及び同二十日堺に各區裁判所を置き、越えて同十一年十一月堂島區裁判所を大阪裁判所構内に移し、中ノ島區裁判所と改稱せり。夫れより同十四年大阪裁判所は大阪始審裁判所又輕罪裁判所となり、判事原田種成之れが所長となり、中ノ島區裁判所は民事裁判所となり、尋いで治安裁判所と改め、西區本田にも亦治安裁判所を置き、本田治安裁判所と云ひ、越えて同二十二年中ノ島治安裁判所茨木出張所及び堺治安裁判所富田林出張所を置き。

是れより先、政府は明治八年五月二十四日を以つて大阪及び東京、長崎、福島の二府二縣に上等裁判所と設置せり。即、當地は西大組第十七區西道頓堀一丁目に新設し、同七月四日を以つて開廳し、四等判事松本暢在勤所長心得となり、翌九年四月十八日第三大區第二小區土佐堀四丁目に移轉せり。抑、本所は人民の院使府縣に對する訴訟及び地方裁判所の判決に服せざるもの、謂はゆる控訴する所にして、後同十四年に至り大阪控訴裁判所となり、判事清岡公張所長となる。降りて同廿三年一月二十七日大阪控訴院、大阪始審裁判所並に中ノ島治安裁判所は共に北區若松町新廳に移り、翌二十四年五月一日天王寺大阪區裁判所は西區土佐堀四丁目元大阪控訴院趾に轉じ、序いで同二十五年四月二十一日大阪區裁判所島ノ内出張所は南區鰻谷東ノ町百七十五番屋敷に移轉せり。同二十八年大阪始審裁判所は大坂地方裁判所と改稱し、翌同二十九年一月四日焼失せしを以つて同月七日大阪區裁判所に移轉し、又同年四月十六日大阪區裁判所島ノ内出張所は南區大寶寺町東ノ町百二番屋敷に轉じ、後また移轉すること屢にして、悉これを擧ぐるに遑あらず。

大阪控訴院に於いては判事部長八人、判事三十一人、書記十六人、同所檢事八人、書記五人を置き、大阪地方裁判所に於いては判事部長八人、判事二十五人、書記三十一人及び同所檢事局檢事十人、書記十一人あり、又大阪區裁判所に於いては判事十三人、書記二十二人、執達吏十三人及び同所檢事局檢事九人、書記四人、その他堺市及び郡部に六箇所の區裁判所ありて、是等の民事事件を扱ふものには判事あり、檢事あり、書記あり、執達吏あり、然れども、登記事務をのみ取扱ふものに於いては檢事を置かず、而して以上は皆各その裁判區域を劃せられ、其の職權は區裁判所は違警罪及び輕易なる民事事件に對する裁判權を有し、地方裁判所は區裁判所の判決に對する控訴及び區裁判所の管轄以外の民事事件に對する裁判權を有し、控訴院は地方裁判所の判決に對する控訴及び區裁判所の判決に對する控訴に付きて爲したる地方裁判所の判決に對する上告並に地方裁判所の決定また命令に對する法律に定めたる抗告等の裁判權を有せり。

左に現今に於ける是等の裁判所々在地並に管轄區域を示さん。但、區裁判所の下に列記せる郡市町村名は各その管轄區域なり。



- 金澤地方裁判所
- 福井地方裁判所
- 大津地方裁判所
- 京都地方裁判所
- 奈良地方裁判所
- 大阪地方裁判所
- 神戸地方裁判所
- 岡山地方裁判所
- 鳥取地方裁判所
- 和歌山地方裁判所
- 徳島地方裁判所
- 高知地方裁判所

大阪控訴院

- 岸和田區裁判所
 - 泉南郡
 - 泉北郡の内信太村、上條村、南玉手村、伯太村、穴師村、大津村、忠岡村、郷莊村、北池田村、國府村、南池田村、東横山村、西横山村、南横山村、山瀧村、南松尾村、北松尾村
- 茨木區裁判所 三島郡
 - 三島郡木茨町
- 堺區裁判所
 - 堺市
 - 中河内郡の内天美村、布忍村、松原村、三宅村、惠我村
 - 泉北郡
 - 内向井村、漆村、船松村、三寶村、五箇莊村、踞尾村、濱寺村、嵌石村、取石村、鳳村、鶴田村、北神上村、上神谷村、東陶器村、西陶器村、八田莊村、西百舌鳥村、深井村、東百舌鳥村、中百舌鳥村、美木多村、久世村、神石村、南河内郡の内金岡村、南八下村、北八下村
- 枚方區裁判所 北河内郡
 - 北河内郡枚方町
- 富田區裁判所
 - 富田區富田林町
 - 南河内郡の内道明寺村、小山村、富田林村、新堂村、喜志村、大伴村、石川村、磯長村、山田村、白木村、河内村、中村、赤阪村、千早村、東條村、川西村、錦部村、彼方村、市野村、長野村、天野村、高向村、三市村、加賀田村、天見村、川上村、國分村、玉手村、狹山村、三都村、大草村、日置莊村、野田村、黒山村、平尾村、丹南村、丹比村、植生村、高鷲村、藤井寺村、駒ヶ谷村、西浦村

今左に維新以後本府より發布せし訴訟上に關する諸達を抄出すれば從來訴訟に際しては訴訟當人の親族縁者その他の者當人に附隨し來たりて溜又は下宿等に於いて徒に飲食をなし冗費を本人に負擔せしむるがため公事訴訟を見合はするものあり又その甚しきに至りては開廷中酒氣に乘じ非理を徹せんとする者尠なからざるを以つて明治元年九月四日關係役人の外附添人を禁せり同二年九月十二日東西兩京の彈正臺へ出訴の志念あるものは封書を以つて本府の目安箱に投入せしめ本廳より之れを送達するの令を布き尋いで十一月八日大法師今の代言人と唱ふる者の人の訴訟を促し之れに代はりて訟廷に出づるを禁じ翌三年四月九日訴狀裏書請及び原被の對決に際し往々本人の虛病を構へて代人を差立つる者あるを禁じ尋いで同七月四日四組町々に達するに舊幕時代に於いては公事日と稱し毎月二七日の六回を以つて公事開廷日と定められしが以來休日を除くの外毎日開廷すべきを以てし又大法師一に口入抔と唱へ惡徒の公事訴訟に關係して本人に訴訟を促がし肩入と稱し出廷して骨折料等を請求する事なほ止まざるを以つて同七月十九日に至り二たび之れを禁じ若溜等に於いて彷彿する者あらば嚴科に處すべきを合せり夫れより同四年正月訴訟定則を改正して曰はく訴訟又は對決に際しては常人必出廷し其の訴狀には町は年寄在方は庄屋等の奥印を要し之なきものは其の條理正常なるものと雖之れを却下す然るに年寄庄屋にして不平の理由ありて其の奥印を爲さずは之れを糺彈して臨機處置をなすべく又若疾病老幼若くは急訴等にして止むを得ざるとき代人を差立つるものは豫その事由を審にして申出づべし從來取込金賣掛貸借金等の裁判日は其の事情の至急を要するものと否らざるものとを斟酌して其の遲速を立てしが向後是等の如何に拘はらず總べて出訴日より起算して其の第三開廷日に對決せしめ又判決後の償却金は金銀其の他物權の多少に仍りて償却日の遲速を立てしが向後對決十日間の延期を允可し若其の

期日に至りて償却せざる者は身代限に處す。訴狀に裏判せしものを下付し當日不參の本人は勿論近隣の者迄をも處罰す。又府下の年寄若くは庄屋の他管下の者を被告として訴訟するときは年寄は大年寄、庄屋は年寄の奥印を要すと。以上は是れ改正訴訟定則の要項にして、又諸商人の買掛代金停滯の如きたとへ賣主の帳簿に記せしもの、買主の印形なきものといへども在來これを裁判に附せしが翌五年正月に至り之れに借主の印形なきものは其の事實の如何に拘はらず無證據の貸金銀と同じく之れを裁判に附せずとなせり。又舊藩主旗下華族その他宮寺院の名目等にして貸附けし米金の訴狀及び證人若くは聯帶借人の印形なく只本人一判のもの等は總べて裁判に附し得ざりしが同五年四月、五月及び六月を以つて其の證書あるものは自今裁判に附し得る事となし、又八月二日投書法を令せり。此の法は元來諸人の訴訟せんとするものの媒介なく又媒介を経がたきもの、爲に目安箱、即投書箱を本府の廳前に備へたりしが往々區戸長等の奥印を受けて公然訴訟するに妨なきものといへども之れに投入し其の規程を破るもの甚多きを以つて向後妄に投書するものは之れを焼却するに在り、再後その職制條令及び諸達等夥多ありといへども司法省の所管後は事の全國一般に關し特に大阪の裁判所として記すべきものなきを以つて今は爰に之れを贅せず。

第三節 警察法

明治維新後に於ける我が大阪の警察制度は大略以上記するが如し。然れども尙新たに設けられたる常大阪の諸取締規則あり。是れ即今の謂はゆる地方違警罪とす。

然れども此の規則たる其の範圍極めて廣く、且繁雜なる他地方の比に非ず。蓋大阪は徳川幕政時代より本邦商業の中心となり、維新後に至りては一躍して東洋の中心と化し更に進んで世界商業の競争

場裏に頭角を顯はすに至りし以來諸種の人士の輻輳するもの極めて多く、或ひは前途に光明を認め來たるあり或ひは空中に樓閣を畫きて來たるあり、其の他或ひは浮浪の民或ひは無資本者の來たり集まる者日々益々多く爲に商業にまれ工業にまれ衛生にまれ、其の他諸種の取締若くは處分に於ける行政司法等警察事務の煩繁なる實に本邦第一にして隨ひて謂はゆる地方違警罪の如き亦數百種にして止まず。今聊左に警察權の行はれし以來の重なるものを概説せん。

明治元年五月七日醜酬忠順來たりて大阪裁判所長官となる。當時大阪裁判所は大阪府長官は知事たり。然るに同月二十七日を以つて醜酬の去るや後藤象次郎代りて事務を管掌し同七月十五日知事となれり。後、西四辻少將を経て渡邊昇の時に至る迄府令の發布せられし極めて多く渡邊昇も明治五年七月取締網例を布きその細則を設けき、即その取締と稱するものは布令を貫徹して人民を保護し其の生業を安全ならしめ、且盜賊兇徒その他妨害を芟除して市街を鎮撫し風俗を反正せしむるを以つて主眼とせり。今、その網例の大要を擧ぐれば職員は各自信義を厚くし禮節を重んじ、方正廉直にして公務を苟且にせず、人の功を奪はず人に勞を譲らず、互に相扶助し相保護し其の職務を完うし、而して職員に局長及び伍卒、巡邏、見張番等の別あり、局長及び伍長は休暇定日の外晝夜局内に在勤し巡邏并に見張番は能くその裝束を正しくして諸般に心を配り聊不作法の體裁をなさず、又市民に對し猥に威喝を示さず務めて温顔和辭を旨とし、府廳の諸令は勿論その長官の指揮に従ひ、若命令に背き若くは其の職務を惰り其の他規則を犯す者は律例に照し相當の所置を受くべし、猶各局の受場區分を定め其の受場中横死人自害人溺死人等その他非常の事は總べて之れを本廳に報告し、若異變あるとき臨時應急の外は速に報告しその指揮を受け、又途中に於いて内外人民の病氣其の他の災難等に罹りたるときは懇に世話をなし臨機の所置を執るべきものとす。若人民の命令に違ふ者あらば其の輕

重に依り諭告若くは取押へ、惡徒捕縛の如き手向ひ等をなして取鎖め難きときの外猥に得物を以つて打擲すべからず。又、市區内及び外國人居留地の火災に際しては消防上并に場所取締に付き一層注意を要す。其の他市郡制法に掲示の諸規則は常に熟知し之れに照準し以つて職務を取扱ふべし。又その細則の大意を云はゞ巡邏は長官伍卒に途中に逢ひ若くは交代出入の節は必禮儀を盡くすべし。又假令休暇日たりとも諸科規則を學び徒に時日を過さず、異變あらば速に出勤し決して遊里等へ立寄り役威を假りて私意を挟み金銀貸借、買物代金不償等の所業及び人民の訴訟等に關係し其の囑託を容れ謝物を受くる等のことあるべからず。又、服務中は勿論私宅へ歸り若くは私かに市中を徘徊し、民家其の外へ立寄り休息し及び飲食喫煙買物等をなさず、常に沓、帽子を着用し其の受場中不斷循環し晝は二字夜は六字間にて交代し喧嘩口論等をなす者あらば雙方を鎖め厳しく説諭を加へて所役人に引渡し若、器物を持って毀傷する等の事あり若くは盜賊は勿論市中を暴行し人民の障害をなす等あらば即時之れを召捕り、人相書を以つて物色すべき犯罪人は往還并に止宿人等に注意し一層嚴重に探索をなし、又旅人その他内外人とも土地不案内にして路頭に迷ふものあらば懇切に教示し、市中に於いて炮發するものあらば捕押へ、橋梁等の破損に由りて通行に危き場所あらば速に申出づべし。外國人居留地は勿論乞食輩の徘徊するものあらば嚴重に追ひ拂ひ其の他外國人の喧嘩口論等不法の所業あらば成る可く捕縛を用ひず之れを外務課へ引渡し、外務課は其の所業に就きて見聞すべき事實あらば之れを取調べ後日の證據とすべきを懇諭して其の姓名住所等を記し置き、外國館中に内外人の犯罪者あらば本府に申出で指令を俟ちて之れを處分すべく、若、逃亡等の憂あらば見張のものを付け置くべし。内外人民を殺傷する等の所行あらば直ちに捕亡の手配をなし其の旨早速本府長官に達し外國人は外務局へ達すべし。又、博奕其の他の賭諸勝負をなすものあらば捕押へ、たとへ小兒

といへども貝を廻はし錢木質等を以つて勝負を争ふの遊戯をなすあらば其の親々に教誡を申付け、て向後を戒め、再三戒を犯す者あらば親の住所姓名を記し本廳へ届出で又春畫その他淫行の偶像畫像を鬻ぐものあらば現品を沒收し、及び赤裸袒裼の者あらば嚴重制裁を加へ再三犯すものは捕り押へ共に本府へ差出すべし。又、市中に於いて羊豚その他臭氣甚しくして人の健康を害するものを飼置く者あらば嚴しく之れを制諭し、乘馬にて往來雜沓の場所を馳驅し夜中無提灯の者は捕押へ自轉車に乗り橋上又は街路に於いて戯に廻轉し往來の妨をなす者は之れを沒收し、又、神オロソ、稻荷オロソなど妖怪の所業を以つて人民を誑惑するものは捕り押ふべし。出火の報あらば其の臨場區域は其の出火の大區中諸局及び隣區相接する場所を限り速に駆付け、人民輻湊の要所に注意し賊徒并に不審の者を嚴重に取締り、且、空手傍觀の者は立退かしめ都べて消防上の指揮をなすに當りて粗暴の舉動あるべからず。又、越えて翌六年四月更に設けられし取締規則あり、元來従前に於いては主として市中の取締に勉め郡部に於けるものと稍その平衡を失するの感ありしが、爰に郡部に邏卒を増して其の取締を嚴にすると同時に市中の勤方心得及び郡中取締規則并に其の勤方心得等を布けり。然るに其の主義は昨五年七月に設けられし取締綱例と大同小異にして、要するに其の取締法の一層緻密となりしに過ぎず。是に於いて今は其の重複を避け特に注目すべきものゝみを摘示せん』

外國館中に於いて内外人犯罪者あらば見張の者を付置き本府へ申出で指令のうへ所分し、現犯罪人に非ずば長官の命を待たせして擅に拘引捕縛をなさず。然るに人を殺し若くは傷け及び盜賊、放火強姦等の犯人にありては現に其の所業を見ずといへども衆人の告知して確證あるに於いては即時に拘引し、又、市街に於いて從來道路を侵せる建家の更に改築を願ふもの落成の後なほ道路を侵せる疑あらば最初願出の始末を聞き糺して上申し棄兒迷子を見れば其の場所の戸長へ引渡し處分せしめ、

官私の家宅倉庫等夜間の戸締油断の者あらば監守者若くば主人に知らすべし等にして、又郡中の取締規則の主要は管内郡中の人民を保護し生業を安全ならしめんがため郡中取締巡卒を置き、國律を犯し布令に背く者を懲戒し盜賊奸兇を追捕し人民一切の妨害を排除し以つて村里を靜謐ならしむるにあり。即郡中七郡住吉郡、西成郡、東成郡、島上郡、島下郡、豊島郡、能勢各郡は、郡中央便宜の地に取締局を置き、局毎に組長一人、小頭一人、巡卒五人を置き、なほ豊島島下の二郡は土地大なるを以つて巡卒二人を増し、總べて組長七人、小頭七人、巡卒三十九人、又各郡中取締は府廳取締課の分課にして、其の組長は其の郡中取締の事務を管し、巡卒の勤務を督し、巡卒を指揮して其の職務を盡さしむるを以つて職掌とし、其の勤務時間は午前八時より午後四時迄にして、時々其の郡中を巡回し物情の動靜を察し、巡卒の職務を盡すや否やを監し、若規則を犯し及び他の犯罪の事あらば之れを糺し取締總長に申出で、行例死溺死、其の他非命の死をなす者あらば其の死骸を檢し其の事故を聞糺し所役人并に關係の者の中立書を取り速に府廳へ申出で、出火に際しても亦速に駆付け消防上の指揮をなし、消火の後は一併取調書を作り紛失物畫圖面を添へ速に府廳へ申出で、又受持郡中より紛失物届出で來たらば取糺の手當を爲し、拾ひ物届出で來たりても亦其の郡中の諸人往來の場所に揭示する等、專、郡中に於ける警察上の指揮をなすものなり、又、小頭は組長を佐け巡卒の勤務を督し、巡卒と共に受持の郡中を巡邏し、巡卒は五日毎に一日の休暇を除くの外巡邏の勤務時間は其の程度を晝夜十二時間とし、即午前八時より正午十二時迄、午後二時より同六時迄、同八時より同十二時迄とすれども、專、土地の遠近物情の動靜を計り休憩の時間を繰合せ早朝深夜共巡邏し、又、祭場見物場等諸人群集の場に注意し亂醉暴行の者を取鎮め車馬の混雜を制し、總べて諸人の煩となるべきものを制止し、又、職務上の機密一切他に洩らすべからず等なり。

是れより先明治三年十二月中央政府は新律綱領を頒布し國內一般の刑法を行ふ。是等は古の大寶律に類し是れに唐律明律を交へたるものなりしが、同五年八月司法省に警保寮を置き、同六年に至り社會の趨勢政體の變遷と共に改定律例を公布せられ、其の改正の重なるものは士族の犯罪者は閏刑と稱し謹慎、閑門、禁錮、逐戌、自裁等に止まりて五刑、死、流、徒、杖、笞の實行をなさざるに在り、翌同七年一月警保寮を内務省に移し、後變遷して現今の警保局となり、漸警察、軍務、裁判事務等の區分を見るに至り、同八年三月行政警察規則の發布せらるゝや爰に我が國警察制度の基礎初めて成れり。夫れより同十三年七月に至り更に刑法を布告せられ、十五年一月より施行せられき。是等は主として西洋の法律に依りて編成し現行法、即是れにして、其の種類を分ちて行政警察、司法警察、高等警察及び軍事警察等とす。行政警察は人民の兇害を豫防し安寧を保全せんが爲に行ふものにして、司法警察は犯罪及び其の證據を捜査し又犯罪人を逮捕するを掌るものなり。而して此の司法警察の事務を取扱ふ警官は自己の意思を以つて便宜事に從ふを得ず必司法官たる豫審判事又は檢事等の命令に依りて動作すべきものなれば現行犯準現行犯の外犯罪の捜査、逮捕共に令狀なくして擅に執行したるときは警官は却りて刑法に照して刑罰に處せらるゝに至れり。即、現行犯とは現に行ひ又は現に行ひ終りたる際に發覺したる罪を謂ひ、準現行犯とは重輕罪の犯人として一人又は數人に追呼せられたるとき、兇器、贓物、其の他の物件を携帶し又は身體被服に顯著なる犯罪の痕跡ありて犯人と思料すべきとき、家宅内に於いて犯したる罪を檢證するか又は其の犯人と思料すべき者を逮捕せんが爲戸主より其の處分を求めたるべき等を云ふ。以上行政司法の警察は嚴然たる區分ありて毫も其の範圍の錯綜せるとなしと雖之れが執行官は素より同一にして或ひは行政警察の執行官となり、或ひは司法警察の執行官となり其の時に臨みて之れを行ふものなり。高等警察とは下等警察に對する語にして公共の秩序又は

安寧の保護を主とするものなり。其の他、各省の大臣、警視總監、地方長官及び郡長は其の主任の事務に付きて法律勅令の委任に依り警察命令を發して人民の行爲不行爲を命ずるとあり。即、大臣の發行するものは省令、警視總監のは警察令、地方長官のは府縣令、郡長のは警察規則なり。而して警察處分は命令、免許、説諭、拘引、拘留、物件の差押、檢査又は製造場、其の他危険なる工作物の閉鎖等にして、是等の執行官は通常執行官、非常執行官とし、通常執行官は警察官及び憲兵、非常執行官は軍隊なり。即、警察官の職務上抜劔し得べき場合は兇器を持し犯罪人の身體財産に對し暴行を爲し暴行人兇器を持し、犯罪人逮捕のとき又は逃囚人の追捕に際し兇器を持して抵抗する時等、抜劔するにわらずは是れを防禦する術なきに臨み是れが正當防禦として之れを行ふの權を有せり。然るに警察官にして已むを得ざるにわらずして人の生命を斷ち又は負傷せしむることあらば縦令過失に出ですとも其の責任を負はざるべからざるなり。

憲兵は國家の安寧秩序を保持するが爲に設けられたる者にして主として軍事警察を掌り兼ねて行政司法等普通警察事務を執るものなれば其の職務を執行するに當り専務の警察官あるときは其の事件を之れに讓るを常とす。是等の兵器を使用し得る場合は暴行を受くるとき占守する所の土地又は委任せられたる場所若くは防衛するに兵力を用ふるの外他に手段なきとき其の他兵器を以つてせずば其の抵抗に打ち勝つこと能はざる時に在り。又、非常執行官は普通執行官の力に依りて國內の安寧秩序を保つ能はざる時地方長官の請求に依り師團長若くは旅團長は之れをして出兵せしめ以つて非常の場合に應ずることあり。是れ即現今行はるゝ警察法の概要なり。

人口一千に對する全國東京府大阪府四人比較表

年次	全國	東京府	大阪府
明治十一年			
明治十二年			
明治十三年	二、三		八、四
明治十四年			八、二
明治十五年	三、一	七、八	七、一
明治十六年	三、八	九、〇	一〇、四
明治十七年	五、七	七、三	一一、四
明治十八年	六、五	八、七	一一、六
明治十九年	五、八	一〇、八	九、八
明治二十年	四、九	七、八	七、三
明治二十一年	四、三	八、〇	六、三
明治二十二年	四、一	八、九	九、三
明治二十三年			
明治二十四年			
明治二十五年	五、一	九、七	一一、一
明治二十六年	五、九	一一、七	一三、二
明治二十七年	六、三	一〇、五	一六、〇
明治二十八年	六、五	九、八	一六、二
明治二十九年	六、七	九、七	一七、一
明治三十年	六、四	八、七	一五、九
明治三十一年	六、二	七、九	一四、五
明治三十二年	六、三	七、七	一四、八
明治三十三年	六、〇	七、七	一四、五
明治三十四年	五、六	八、〇	一〇、六
明治三十五年			
明治三十六年			
明治三十七年			
明治三十八年			
明治三十九年			
明治四十年			
明治四十一年			
明治四十二年			
明治四十三年			
明治四十四年			
明治四十五年			
明治四十六年			
明治四十七年			
明治四十八年			
明治四十九年			
明治五十年			
明治五十一年			
明治五十二年			
明治五十三年			
明治五十四年			
明治五十五年			
明治五十六年			
明治五十七年			
明治五十八年			
明治五十九年			
明治六十年			
明治六十一年			
明治六十二年			
明治六十三年			
明治六十四年			
明治六十五年			
明治六十六年			
明治六十七年			
明治六十八年			
明治六十九年			
明治七十年			
明治七十一年			
明治七十二年			
明治七十三年			
明治七十四年			
明治七十五年			
明治七十六年			
明治七十七年			
明治七十八年			
明治七十九年			
明治八十年			
明治八十一年			
明治八十二年			
明治八十三年			
明治八十四年			
明治八十五年			
明治八十六年			
明治八十七年			
明治八十八年			
明治八十九年			
明治九十年			
明治九十一年			
明治九十二年			
明治九十三年			
明治九十四年			
明治九十五年			
明治九十六年			
明治九十七年			
明治九十八年			
明治九十九年			
明治一百年			

第四節 古今刑の比較

鎌倉時代より足利の應仁以前迄は其の處刑は罪の輕重に隨ひ死流徒杖笞の五刑を執行し來たりしが、應永の亂後戰國の世となりて以來徳川の末年に至る迄鋸挽、火焚、磔、獄門、引廻し等の苛刑を施行し明治維新後警察制度の革まりてよりは是等の苛刑を嚴禁して其の最重きを絞罪とせり。今古今の刑

れしが、現今は首魁及び教唆者のみ死罪に處せられ、其の他は假令群集を指揮して樞要の職務を爲したりとも無期流刑に止めり。

又、いにしへ凶徒聚嘯の遺意者は應仁戰國の世の遺風として斬刑同意者は流刑に處せられしが、現今は其の首魁たりとも三箇月以上三箇年以下の重禁錮となれり。蓋、元來人民は狼に暴動を好むものに非ず、必ずや止み難き趣意の存するに起れるものたるを以つてなり。官吏收賄の如き古は收金の多寡に仍りて刑に輕重あり、即、三百兩以上を收容せしものは絞罪なりしが、現今は其の多寡に拘はらず一箇月以上一箇年以下の重禁錮及び罰金に處せられ、尙、不正の作爲ある者は一等を加へ、若、犯者にして判檢事警察官たる時は二箇月以上二箇年以下の重禁錮及び罰金にして、不正の所爲ある者は更に一等を加へらる。是等の古は重くして今の輕きものは其の法律の根本精神を異にするに基づけるものにして、古は法律は總べて殊に道徳に據りて成り、此等は破廉耻の甚しきものとして斯く重く定められしものなり。

新律綱領に於いて官吏自己保管する物品を盗みし者は二百兩以上のものは絞罪なりしが、今は輕懲役となれり。

竊盜は大寶令に於いては布五十端を盗む者は加役流を以つて極度とし、徳川に至り睡眠又は失火に乗じ財を盗みし者は驛のうへ重笞となし、又、脚夫にして其の寄託を受くる處の金子入文書等を破解して其の金を盗むものは贓の多少を論せず引廻のうへ獄門となし、が、新律綱領には三百兩以上は死罪に行はれ、改定律令には終身懲役となし、現今は更に兇器を所持せずは二箇月以上四箇年以下の重禁錮にして、所持する者と雖、輕懲役となれり。又、強盜は大寶令には布一匹に徒三年、二端に一等を加ふ。人を傷くるものは絞す。殺すものは斬とあり、徳川の世に至りて兇器を持たずとも門戸を開き人を

縛して強盜するものは首は獄門、從は死罪、人を殺す者は引廻のうへ獄門となれるは武威を示し、戰國の酷刑の遺れるものにて、新律綱領には兇器を所持せず唯人を脅し、者は二年の懲役、兇器を所持する者は流罪、人を殺し、ものは斬罪なりしが、現今は大いに輕く兇器を所持せざる者は輕懲役之れを所持する者は重懲役、二人以上共同のものは重懲役、二人以上兇器を所持する者は有期徒刑、人を死に致し、ものは死刑とせり。又、貨幣賈造は徳川時代に於いては引廻のうへ磔に處せられ、現今は無期徒刑に處せらる。

斯の如く刑の執行は漸次輕くなりしが、只其の反比例を來たせるものは自首にして、大寶令及び新律綱領にては共に之れを免したれども、現今に至りては本刑に一等又は二等を減じ之れを自首、減輕と云ふ。又、棄兒罪も徳川時代には或ひは所拂ひ或ひは極貧窮にして妻もなく乳もなき者は叱り置く等の如き事に止まりしが、今は一箇月以下一箇年以下、若、無人の山奥等に棄てし者は四箇月以上四箇年

以下の重禁錮に行はる。尙、老人を棄てし者は古は無罪なりしが、今は棄兒と同様なり。又、古に無くして今に有るものあり、即時として公權の投票に依りて罪を得、自殺をなす者も或ひは罪せられ、又、墮胎罪、船舶衝突して覆没する罪、健康を害する罪、飲水に關する罪、傳染病に關する罪、私に醫業をなす罪、及び期滿免除の制等にして其の期滿免除とは死罪は三十箇年、無期徒刑は二十五箇年間、巧に通れて若干年之れを経過せば其の罪を問はず、然れども其の滿期前に令狀即、召取狀を發せば之れと同時に更に其の期を延ばす。

古は法律に救斷と稱することありき、即、敕令を以つて罪の輕重を變じ重罪をして輕からしめ、若くは輕罪をして重からしむることなり。又、古は祖父母父母を殺す者は勿論殺さんと謀りし者にては斬罪に行ひしが、現今は謀殺故殺は死罪に處すれども殺さんと謀りしものには刑罰なし。又、夫婦間に於い

て夫死し尙も哀む所なく或ひは喪中に他に嫁する者は二年の徒罪に處する等、專、道義の上より制裁を下し、が故に夫より妻を見ること甚軽く、罪なき妻妾を毆傷して死に至らしめし者の外罪ある妻妾を毆罵し妻妾をして自死せしむと雖其の罪を論せずとありしが、現今は人を以つて之れを論せり。又、主従の間は古は殊に忠孝の督勵を專としたりしが、故に奴婢にして其の主人を殺すものは斬罪、徳川氏に至りては引廻のうへ磔となし、新律綱領には奴婢は烏雇人は斬と差別し、現今は只人を以つて論するに過ぎず。又、新律綱領に徒刑流刑の者にして祖父母、父母の七十歳以上また痲疾篤疾にして他に侍養の者なきときは其の刑に代ふるに杖一百と決し、餘は罰金を收めしむることあり、之れを存留養親と云ひしが、現今の法には斯ることなし。

古法律中殊に道義に依れるものは容隠なり、即、親族中は罪ある者を隠すことを許され、兄弟外祖父母、子孫、女婿等の同居する者は其の罪を訴へずとも罪なく、或ひは其の罪人を通れしむる者も亦罪なく之れを容隠の親と稱せり。故に其の子孫の祖父母、父母を告訴するときは却りて絞罪、妻妾の夫及び夫の祖父母若くは父母を告訴する者は徒二年間、同隠告する者は絞罪に處せられしが、是れ全く父爲子隠子爲父隠てふ經書の意を敷衍せしものならん。然るに現今の刑法には之れなきにあらざれども其の範圍狭少にして、罪人を藏匿若くは隠避せしめたる時及び偽證に關する場合のみに限れり。

以上古今の刑を比較すれば數ふるに違わらずと雖其の最なるものは以上説けるが如し。此の如く古の法律は主として道義を以つて基となし、武家に至りては殊に廉耻を重んずること甚しかりしを以つてかのづから酷刑を行ひき。然るに明治の聖代となり殊に萬國と對峙の世となりては悉古の酷刑を撤去し其の最重刑なるものにして尙死罪に過ぎず。亦、此の大御代に生れたる人民の大幸福と云ふべし。

古今を問はず東西を論せず、苟、國あれば爰に警察制度なかるべからず、警察とは國家及び一私人の安寧幸福を保たんが爲に其の危害を排除するを目的とし、直接に一私人の自由を制限する國家命令權の作用なり。而して警察制度は時勢の變遷若くは其の國の風俗人情等に仍りて稍その趣を異にするものあり、即、我が國に於ける太古人民の質朴なりし時代に於いては一の法文なかりしが其の制裁防禦よく行はれて又敢て不備を感ずる事あらざりき。後世に赴くに隨ひ人民の氣風もまた次第に變遷し、上古の制裁法を以つて之れを拘束すること能はざるに至りしより孝徳天皇の大化年中初めて法文を設けられ、尋いで文武天皇の御宇發布せられし大寶律令の如き當時に於ける其の最完備なるものなりき。然るに此の大寶律令は總べて漢文を以つて作られ到底無學者の解し得ざる所にしてかつ當時學問をなす者は相應の身分ある者に限られ中等以下に及ばざりしを以つて概して一般の人民は律令の何物たるを知らず、降りて王政の衰頽して武家執政の世となりては一定の法式あるにあらす、只當路者の參考書の如きものありしのみ、殊に徳川の代となり制度は忽大いに整頓に向かひたりと雖しかも寛保年中集録せられし科條類典の如き是れ亦一般に告示せらるゝ高札の文、時々下附せらるゝ觸書の外、重き吏員を除きては都べて之れを窺ふことを得ず、況、一般の人民に於いてをや、しかのみならず、同科條類典の奥書に、右之趣違上聞集之候奉行中之外不可有他見、尤雖一條抜書等永禁之者也。松平右近將監武允とありて吏員と雖己の勤務せる役廳の規則は古參の口傳に仍りて知り、他廳の規則は之れを窺ふこと能はず。蓋、人民をして之れに由らしむべく之れを知らしむべからざるの主義に出でたるものなれども、かくては犯罪者の年々増加するの傾向あるを以つて後徳川の中葉に至り終に之れを世に公にするに至れり。然りと雖その制度の大體に至りては徳川の終始一貫毫も之れを革むることなく、其の刑律は主として支那風の徳義又廉耻を本となし、其の執務規程の如き當路

者は自己の意思を以つて便宜事に従ひ、苟、不審なる者と思惟する時は其の權能によりて直ちに之れを捕縛し之れを糺問して毫も假假する所なかりき。當時の裁判法は證據の有無に拘はらず只罪人の自白に基づきて之れを處斷するに在りしかば、捕縛せられし者にして有罪者といへども身體強壯心氣兇惡の者は往々にして其の罪を免れ、又不犯の者といへども身體軟弱心氣穩順の者は往々その糺問呵責等に堪へずして無辜に陥ることあり、爲に意想外の結果を生せしもの一二にして止まらず。然るに明治維新後に至りては一千二百有餘年の間襲用し來たれる最初よりの舊刑律を打破し、忽然一轉して西洋式に則とり大いに其の主義を異にし、當路者の縱令犯罪者と認定すとも現行準現行犯の外は判檢事の令狀なくして之れを捕縛することを得ず、且その糺問に際し理不盡に之れを苛責すること能はず、又その裁判法に至りても證據の正確なるものを以つて有罪とし然らざるものは證據不十分として之れを免じ、決して其の證據の薄弱なるものを罪に問はず、殊に罪の審判に際し身元ある者は法律家、即、辯護士をして巧に之れを疏辯することを得、又、身元なき者といへども重罪犯に向かひては法によりて辯護士を官撰し以つて之れを辯疏せしむ。

又、維新前の制度は各藩その治法を多少異にしたるを以つて警察制度も稍その趣を異にせり、故に甲地に犯罪して乙地に逃れ其の罪の輕きことあり、又、入墨の如き初犯限のものあり、再犯を印するものあり、手腕に印するものあり、額面に印するものあり、其の方法手段の異なりたるもの亦尠ならず、我が府下に於ける諸藩また此の如くなりしが、維新後に至りては全國其の制度を一にし、地方違警罪を除くの外は各府縣その方法手段の異なりたるものなし、然りとはいへども當所の如きは三都の一に居り、且、全國中商業の中心にして四方人民の居住するもの年を追ひて益々盛なるのみならず、海陸貨物の出入また頻繁にして衛生にまれ、勸業にまれ、商業にまれ、工業にまれ、其の他の行政司法に關する警察

事務の煩劇なる亦全國中其の一二に居れり、而して裁判所の如きもまた控訴院あり、地方裁判所あり、又、各管内にも區裁判所ありて共に相埃ちて事務の進捗を圖り、之れが發達を畫せり、蓋、全國商業の中心將た三都の一たる本府の警察としてまた遺憾なきが如し。

土木交通機關并土地水面目次

第一章 土木事業

第一節 河川

第一款 河川の脈絡

一 河川の起終點及び經過地名表

二 河川の堤防護岸延長表

三 河川の堤防修築工費表

四 淀川流域水害地反別區域表

五 淀川流域灌漑地反別區域表

第二款 治水費の支辨

一 府費支辨河川區域變更並に編入年度表

二 府費補助河川區域歩合變更並に編入年度表

第三款 砂防工事

一 砂防工の設備を要する土地

第四款 浚疏工事

一 浚疏用機械船表

一頁
一
三
二一
二八
三八
四一
四八
五五
五七
七一
七四
七九
八二

第五款 水利組合

- 一 溜池及び水路修築工費表
- 二 河岸重要樋管表

第六款 著大の水害

第七款 河川法の施行

第八款 大阪河川犬走

第九款 入津料の沿革

第二節 道路

第一款 道路の状勢

- 一 補助里道起終點經過地名表
- 二 道路改修著名の工事表
- 三 道路修築工費表

第貳款 大阪市、道路の幅員

第三節 港 灣

第一款 大阪港

第二款 堺 港

第三款 岸和田港

八三

八六

九七

一一一

一三二

一三七

二三八

一四一

一四四

一六一

一六九

一七一

一八五

一八七

一八七

一九〇

一九一

第四款 谷川港

- 一 港津修築並に浚掘工費表

第五款 燈 臺

第六款 船圍場

第四節 橋 梁

- 一 國縣道橋梁表
- 二 大阪市内著大の橋梁表
- 三 特種の橋梁表
- 四 橋梁修築工費表

第五節 著名の工事

第一款 道頓堀川開鑿工事

第二款 安治川開鑿工事

第三款 大和川附換工事

第四款 神崎川附換工事

第五款 龜之瀬鑿岩工事

第六款 馳川新川貫流工事

第七款 高津入堀川貫流工事

一九三

一九四

一九五

一九七

二〇〇

二〇二

二〇八

二一一

二一一

二一一

二二七

二二七

二二八

二三一

二二七

二二九

二二九

二三〇

V

第八款	天滿堀川改修工事	二三一
第九款	大阪運河開鑿工事	二三二
第十款	其他	二三四
第六節	淀川の改良	二三六
第一款	起因及び沿革	二三六
第二款	工事施行の方法	二三九
第三款	工事施行の順序	二四六
第四款	附帯工事費の補助	二五〇
第七節	大阪市築港	二五二
第一款	起因及び沿革	二五二
第二款	築港設計の梗概	二五六
第三款	ブロック間裂事件	二六一
第四款	築港經營策	二六一
第五款	築港直通道路	二六三
第六款	築港工事進行程度	二六四
第八節	大阪市上水道	二六八

第九節 大阪市下水道

二七四

第二章 交通機關

二七六

第一節 鐵道

二七六

第一款	官設鐵道	二七九
第二款	關西鐵道	二八三
第三款	南海鐵道	二九一
第四款	高野鐵道	二九五
第五款	西成鐵道	二九六
第六款	河南鐵道	二九七
第七款	大阪馬車鐵道	二九九
一	官私鐵道營業收支割合表	三〇〇
二	私設鐵道車輛表	三〇〇
三	管内鐵道停車場所在地名及哩表	三〇一
第二節	船舶	三〇三
第一款	關西同盟汽船	三一一
第二款	大阪商船會社	三三一

第三款 日本郵船會社

第四款 淀川汽船 三四一

第三節 通信 三四三

第一款 郵便 三四三

第二款 電信 三五〇

第三款 電話 三五四

第三章 土地并に水面

第一款 永代借地權 三六〇

第二款 土地所有權 三六五

第三款 上土權 三六七

第四款 凡繩請地 三六八

第五款 地租改正 三七八

第六款 官有土地水面の使用 三八五

土木交通機關并土地水面目次終

土木交通機關并土地水面

大阪府 編纂

第壹章 土木事業

第壹節 河川

本府は畿内の中央に在りて攝津國一市四郡及び和泉河内の二國を管領し、東南は葛城金剛より信貴生駒の山脈に據りて紀伊大和の國境を畫し、東北は三島、豐能兩郡界を以つて京都府及び兵庫縣下に隣し、西南の一部は大阪灣を擁して海に瀕せり。海の河川を容るゝもの大小無數、其の殊に大なるものを淀川とす。

抑淀川は源を近江の琵琶湖に發し、瀉下して瀬田川となり、山城に入りて宇治川といひ、桂川に會し初めて淀川と稱せらる。左に木津川の長流を容れて更に河幅を加へ、本管に入りて攝津河内の國境を畫し、左右幾多の滄流を聚め下りて神崎中津の二流を分派し、末流に至り更に安治木津尻無の三川に岐れて大阪灣に瀉げり、湖より海に至る迄延長十九里十二町に餘り、畿内に於ける最長流にして又實に最大河たり。

大和川は水源を大和國山邊郡一臺嶺の東麓に取り、初瀬川、佐保川、寺川、飛鳥川、曾我川、葛城川、富雄川、龍

田川及び葛下川等の數流を併せ、本管に入りて更に石川の悍流を加へ、下りて東除及び西除の二川を容れ、泉北郡三寶村及び東成郡敷津村村界に至りて大阪灣に注げり。延長十四里二十餘町にして淀川に亞ぐ長流域とす。

今、聊水利上利害の關係を顧るに、淀川の琵琶湖より下りて宇治川に至るの間は、巨巖怪石の中に屈折し敢て水患なしと雖、宇治より下りて城河國界に至るの間は、左右山城の平坦部に屬せるを以つて、之れを砌すに堤塘を以つてし、紀伊郡に在りて巨掠湖の潴溜を生じ、山崎八幡の兩山嘴を経て本管に入るや、淀川の平原と稱せる攝河兩國最低平地に臨むを以つて、亦、限るに巨堤を以つてせり、而して兩岸總べて廣潤なる沃野相連り、山麓より注ぐ幾多の溝澮を聚めて、或ひは交通に利し、或ひは灌溉に便し、或ひは惡水排除の用に充て以つて、數萬の耕田を養ふものは、是れ實に本川の天授にして、攝津人民の賴りて以つて不盡の利を享くるもの擧げて數ふ可からず、然りと雖、水性一朝その順を失ふときは、奔瀉衝激、人力の能く防禦し得べき所にあらず、或ひは巨防を決し、或ひは田廬を淹沒し、或ひは人命を奪ひて慘害を極め、其の他の小害に至りては、蒙らざるはなし、本川の常に患とせらるゝ所實に是れにして、畢竟するに、一は素より地勢の然らしむるもの多きに在りと雖、殊に其の害を助長せしむるものは、土砂の流出にして、水源の諸山は、是れ概、蘇山禿嶺に屬し、宇治川上流の如きは、石質最酸化し易き石性を帶ぶるを以つて、土石の崩壊して、谿澗に注下すること、本邦第一と稱する木曾川に比して、歩を譲らずといふ。しかのみならず、晩年幕末に於ける、林制の弛により、湖南の諸山及び桂川、木津川、天野川等、水源の山林大いに濫伐を極め、隨ひて山形荒壞して、土砂の流出すること夥しく、淀川の河流を阻害する甚しかりしを以つて、明治八年政府は、和蘭工師を聘して、治河の方法を講せしめ、巨萬の經費を投じて、全流諸山の砂防工を試設せしめ、後、本府管内に於いても、歲々之れが保護工事を加へ、頃年、

稍山形を恢復するに至りしが、而もいまだ全く土砂停滯の憂を免れず、明治十八年に於ける洪水の後、淀川及び中津川、神崎川等の堤防復舊工事を施行するに際し、此等の堤塘に當置工を施し、或ひは河流の屈折を革むる等、漸次その水行の矯正を加へしが、固より姑息の施設に屬し、百年の長計と爲すに足らざるを以つて、明治二十九年を以つて、淀川改良大工事を起し、目下、着々工事の進行中に在り。大和川の上流は、大率、山間の一大平地にして、東は負ふに伊賀、伊勢の山岳を以つてし、南界北境數峯の山脈は、之れを圍繞して、蔽ふに矮少なる松杉雜木荆棘を以つてせり、而して、獨宮、雄川の水源は、山敢て高きに非ざれども、壞崩夥しきこと、全域に冠し、葛下川、水源亦これに亞げり、其の他、葛城川に城する所、其の面積廣潤ならざれども、溪澗著名の崩壞地あり、大和川の龜之瀬より降りて、石川を容るゝや、亦、河内南部の谿水を駈りて、土砂の流出極めて多く、歲々國帑を擲ちて、砂防工を試設したりしが、土砂の流出、今、尙、尠からず、しかのみならず、諸支川亦、涓々たる細流に過ぎずして、流路、概、低沈に、灌溉の利少くして、用水の便を缺き、各地は、均しく、池沼を設けて、緩に之れを補へるに過ぎず、而して、獨、寺川に在りては、里餘の航路を有し、幹流は、之れより、以下、龜之瀬に至る迄、三里餘の桿便を通じ、同所より、以下は、石川亦これに加はりて、水量漸深く、本府東南の地は、之れに依りて、灌溉の利を享くること、尠からずといへども、水路短少にして、航運全からず、加ふるに、頃年、鐵道交通の便は、備りて、以來、彼此の利便固より、比較すべくも、あらざるに至りしより、今や、殆、廢絶せり、尙、水害の有無に至りては、明治十八年以降、未曾、非常の災害を蒙りしことなし、以上は、是れ、淀川、大和川、二川の流域大要を掲げたるものにして、其の他の、河川に至りては、其の數多しと雖、別に詳述する所あるを以つて、今は、之れを略せり。

第壹款 河川の脈略

淀川 京都府管轄に續き、南西に向ひ三島郡島本村に於いて右に水無瀬川、北河内郡牧野村、樟葉兩村界に於いて左に船橋川を入れ、漸次西方に轉じ、牧野村に至りて左に穂谷川を入れ、五領村より南西に向ひ三島郡大冠村に至りて右に檜尾川、北河内郡枚方町に於いて左に天野川を入れ、同町大字伊加賀に至りて西流し、三嶋郡三ヶ牧村にて右に芥川を入れ、更に南西に向ひ同郡味生村に至りて右に神崎川を分派し、南西の方向に屈曲して西成郡西中島村に至り、右に中津川を分派し、大阪市に入り、西流して右に天満堀川を分かち、泉布觀の對岸なる櫻ノ宮の勝區を經、東區京橋二丁目に至りて左に寢屋川を併せ、樋ノ上町菅原町の間に於いて右に天満堀川を合し、北濱一丁目に至りて左に東横堀川を分派し、中之島字山崎の鼻公園の突尖に來たり分かれて二流となれり、一は堂島川にして右に在り、一は土佐堀川にして左に流る、而して土佐堀川は土佐堀一丁目に來たりて左に西横堀川を、中之島三丁目に來たりて右に中島堀川を、土佐堀五丁目に來たりて左に木津川を分派し、中ノ島七丁目字西ノ鼻に來たりて右に堂島川を合せり、堂島川は堂島濱通一丁目に於いて右に曾根崎川を分派すれども、下福島に至りて復これを容れ、夫れより土佐堀川と合して本田一番町に至り左に古川を出だして安治川南通一丁目に於いて復これを合し、安治川北通一丁目に來たりて右に澁川を分派し、同四丁目字杵ヶ鼻に至りて右に六軒屋川を合し、西流して大阪灣に注げり、然して天満橋下流中ノ島字山崎の鼻分流の處迄は之れを大川と唱へ、中ノ島字西ノ鼻下流海口迄を安治川と稱す、本川京都府管轄界より以下、兩岸總べて廣濶なる沃野相連り、沿岸中に於いても枚方町の如きは郡部の一市街にして、其の他、各村人家の堤腹に散在せるもの少なからず、謂はゆる一望十里攝河の沃野を貫流せるもの即是れにして、枚方町の一部と大阪市の大部分とを除きては岨として堤防のあらざるはなく、河幅は上流島本村にては二百十三間に過ぎざれども、五領村大字前島に來たり

ては五百六十五間に及び、實に本流の最廣所たり、又大冠村大字大塚に於いては百五十三間にして、以下或ひは廣くして四百餘間に至り、或ひは百七十間なるあり、大阪市に入り大川と稱せらるゝに至りては其の幅凡百二三十間、土佐堀川、堂島川となりては河幅更に狭くして五十間乃至七十間なれども、安治川海口に來たりては凡百三十八間に及び、流水は深く川床砂土にして、流勢常に緩なり、然れども一朝洪水の臻るに遇へば、海底は土砂埋積して舟行を阻碍するを以つて、年來、機械若くは人力を用ひて大阪市内諸川の河底を浚渫せり、護岸工事としては水勢衝突の箇處に片杵工を施し、其の他は、概、關板工、張石工を施設せり、大阪市は實に淀川第一の河岸場にして、所々に共同物揚場及び有名なる富島町波止場等の設あり、元來、同市は我が國東西交通の咽喉にして、貨物の輻輳地なるを以つて、大阪伏見間及び大阪各河岸場間舟楫の往復は頻繁にして、織るが如く、其の下流は港灣に利用せられて船舶の出入極めて多く、帆船常に林立して、謂はゆる出船千艘入船千艘の況を呈せり、又、沿岸至る處に巨大の樋管を置き、以つて用水を導き、田畝に灌漑し、或ひは惡水を排除せり、水無瀬川 源を三島郡島本村の水晶山間より發し、南流して同村大字廣瀬字下島に至りて淀川に入る、其の水源の山勢は稍高峻、地質は肥沃にして、松杉の雜木繁茂すれども、所々に禿兀を存し、三島郡島本村大字東大寺以下は兩岸耕地にして、川幅平均十間内外を保てり、流水は淺少、川床は砂土にして、大雨に際しては出水、頗急激なりとす、故に護岸工事としては施すに水刳柵、石垣、蛇籠等を以つてせり、灌漑の利あれども、舟楫の便なし、船橋川 北河内郡永室村の山間に發源して、西北に向ひ、菅原村を過ぎ、牧野、樟葉兩村界に來たりて淀川に入る、水源の山勢及び地質は前者と略同一にして、松樹繁茂せりと雖、亦、所々に禿兀を有し、沿岸は、概、山間にして、左岸招提村以下、樟葉村に至りて耕地の間を流れ、幅員は水源を去るに隨ひて次

第に其の廣きを加へ菅原村に至りて平均五間となり、淀川合流の處に至りて凡十三間あり。流水常に淺少、川床砂土にして、而も出水の極めて急激なるを以つて、土砂を押し流すること夥しく、護岸工事としては杭打水刺を施せり。灌漑舟筏は共に前者の如し。

穂谷川 源を北河内郡氷室村の山間より發し、西北に向ひ左轉右廻して津田村に入り、山田村招提村、牧野村の平地を貫流して淀川に注ぐ。水源の山勢、地質、雜木の繁茂、禿兀の箇處の存在の如き、概、前者に同じく、上流水室村にては山間を流れて其の幅五間乃至二間、夫れより招提村及び津田村の間に至りては兩岸稍平坦、以下、大概耕地にして、下流牧野村に至りて其の幅七間半乃至十五間あり、流水は淺少、川床は砂土、而して出水急激にして土砂を押し流すること夥しきが故に石堰堤を施行せる所あり、又、護岸工事としては、概、杭打水刺を施せり。灌漑の利ありて舟筏の便なし。

天野川 源を北河内郡田原村の山間より發し、北方に向ひ所々に溪流を入れ、磐船村の山谷より奔流して星田村の平坦部に出で、牧野村及び川越村を経て枚方町に至り、淀川に入る。水源地の景況は大和國生駒郡北倭村にては山勢緩にして、松其の他雜木茂生し禿兀の處稀なりと雖、其の他の諸山は、稍急峻にして禿兀甚多く、先年來砂防工を施し、が生樹みな矮小にして、未、全く赭土を覆ふに至らず。上流田原村及び北倭村にては山麓又は田畝の間を流れ、其の幅員僅に一二間に止まり、夫れより星田村磐船村の山間を過ぎ、更に星田村に至れば兩岸耕地にして稍平坦に、其の幅も凡二十間にして、下流私部村川越村牧野村等の間に於いては堤防屈曲甚しく、其の幅十二間乃至七十間あり、流水は常に淺少、川床は砂土にして中流以下は川床高く、一朝、大雨に際すれば出水急激にして土砂を押し流し、時々堤防破損の患あり、護岸工事としては、堤裾に水刺杭及び關板工を施せり。灌漑舟筏は共に前者の如し。

檜尾川 源を三島郡清水村神峰山溪澗より發し、南流して五領村に至り、西南に轉じ大冠村に至りて淀川に入る。其の水源の山勢は稍高峻、地質肥沃にして、松其の他の雜木茂生すれども、禿所の存在せるものも點々、頗多し。上流より以下は山間道路に沿ひて東南に流れ、三島郡磐手村に至りて左岸は山裾、右岸は平坦なる耕地となり、更に五領村以下に至りては廣濶なる耕地の間を流れ、河幅は磐手村にて五間乃至十二間、下流大冠村に至り十間乃至二十間あり、流水は常に淺少、川床砂土にして、大雨に際しては出水、頗、急激に、且、淀川逆激に遭ひて堤防破損の害を被むることあり。護岸工事としては石垣及び關板工を施せり。灌漑舟筏は共に前者のごとし。

芥川 山城國乙訓郡大原野村の山間より出で、西南に向かひ丹波南桑田郡檜田村を経て南流し、本管下三島郡清水村に入りて少しく東南に向かひ、如是村を経て同郡三箇牧村より淀川に入る。水源山勢は稍高峻、地質肥沃にして、杉其の他雜木繁茂せり。上流大原野村より川幅一間乃至四間にして、夫れより清水村迄は山麓溪谷の間を流れ、芥川村以下は兩岸廣濶なる沃野にして、幅員は下流大冠村にては十二間乃至十八間に過ぎざれども、淀川合流の地に於いては頓に廣大となりて凡五十間あり。流水常に淺少にして、清水村迄は川床岩石多くして、流水激瀾を生ずれども、芥川以下は總べて砂質にして、流勢隨ひて緩なり。然れども一朝大雨に際すれば出水極めて急激にして、且、下流淀川の逆水と相争ひて堤防決壊の害を被ること少からず。護岸工事としては石垣蛇籠、水刺杭等を施せり。清水村に於いては水車に利用せられ、及び寒天藻草を漂自せしむる用をなせども、灌漑の利極めて少なく、且、流水淺くして舟筏を浮ぶるに足らず。又、川床高くして沿岸各村の悪水を受容すること能はず。要するに害多くして利少なき川と稱するも可ならんか。

神崎川 池田川 淀川の巨流三島郡味生村に來たりて一分派を出だせり。即、神崎川是れなり。其の

對岸は謂はゆる江口の渡にして、夫れより西南に向かひ中島、吹田及び神津等の諸村を経て豊能郡庄内村に至り右に池田川(猪名川)を入れ、兵庫縣川邊郡小田村に於いて右に池田川の派流なる藻川を抱き、西成郡千船村にて右に左門殿川を分派し左に大野、出來島の二川を出だし、川北村に至りて更に左に中島川を分派せり。其の大部は所々に兵庫縣との管轄界を畫し、而して其の境界は流水の中訟央を以つてすといへども、流心時々變移し、俗に七曲りと唱えて其の屈折甚しく、古來境界の爭あり、今尙界域不明の箇所少からず、其の末流は西北に流下して大阪灣に注げり。川北村以下を中島、裏中島川と稱せり。もと淀川の分派なれども來たりて流注せる小支川多きを以つて、水源山地の景況は此等小支川に就き説述する所あるべし。中に就きて支川中の大なるものは安威川及び池田川にして、安威川は其の源を京都府南桑田郡東別院村の山間に發し、山麓溪谷の間を流れて本管下三島郡安威村以下は兩岸平地となり、茨木其の他の諸川を合し吹田村に至りて神崎川に入る。其の水源地は松及び雜木茂生し、毫も禿兀の箇所なし。池田川は源を兵庫縣川邊郡六瀬村の山間に發し、屈曲南流して本府下豊能郡庄内村に至りて神崎川に入る。水源山地は稍高峻にして、地質は肥瘠相半ばし、松杉雜木茂生すれども池田川の支流宿野川、田尻川、久安寺川等には禿兀の箇所散在し、箕面川の如き、亦本川に流入せり。其の他、神崎川の支上野川、天竺川、高川の如きは水源の山勢緩なれども、古來多く開墾して耕地となし、又、樹木濫伐の害を被りて夥しく土砂を押し流せるを以つて明治二十八年以來は砂防工事を施行し、且、取締を嚴にして是に流砂の害の減少を見るに至れり。本川は分派點以下、兩岸は廣濶なる田野相連り、堤防は左右に悉、これを設け、中島村にて其の幅員六十五間、下流吹田村に至りて頓に廣く三百六十八間となり、歌島村に於いては凡百六十間に減縮し、海口附近に至りては二百九十間あり、流水は深く川床は砂土にして流勢常に緩なれども、一朝、大雨出水に

際しては堤防決潰の害を受くること少なからず、護岸工事としては片岸工及び開板工を施設せり。灌溉舟楫の利便共に備はり、派流左門殿川筋に於いては對岸に兵庫縣川邊郡尼ヶ崎町あり、實に本川著名の河岸場たり。千船村に於いて分派したる大野川は、出來島川海口附近に至りて中津川と合せり。中津川 西成郡西中島村にて淀川より分派し、西に向かひて同郡歌島村に至り、南に轉じ同郡神島村を過ぎ傳法村に至りて西流し、大阪市北區西野田西ノ町にて左に六軒屋川、傳法村にて左に正連寺川を分かち、川北村にて右に大野川及び出來島川を入れ、尚、西流して西成郡川北村大字矢倉及大阪市西區常吉町の境界に至りて大阪灣に注ぐ。而して傳法村以下は之れを傳法川と稱し、其の分流點以下は兩岸廣濶たる田野にして、沼岸、悉、堤防あれども、屈曲甚しく、河幅は凡九十間乃至百七十七間あり、下流西成郡傳法村にては凡二百三十間、流水は深く、川床は土砂にして流勢常に緩なれども、一朝、大雨出水に際すれば流水停滯して堤防破損の害を被むることあり、護岸工として水勢著しく衝突する處には片岸工を施し、其の他は板關工を設け、又、絶えて護岸工を施さざる處あり、水害の患多しといへども灌溉の利も亦多く、且、流水深きを以つて舟楫の便かり、傳法村の如きは著名の河岸場ありて常に船舶碇繋せり。

寢屋川 源を北河内郡星田村の山間より發し、西北に流れ水本村に至りて溪澗を西流し、此處にシウ川を入れ、友呂岐村にて前川を入れ、住道村に至り西折して大字灰塚にて恩智川を入れ、更に西流して大阪に至り、京橋の下流大阪市東區京橋二丁目字將基島にて淀川に入る。蓋、將基島は淀川と寢屋川との隔流堤にして、淀川本流の逆水を防止する目的によりて設置せられしものにして、今は水利組合の維持保存に屬せり。而して水源の山勢は頗急峻、地質肥沃にして、松樹茂生すれども、もと禿兀の地にして年來砂防工を施設せし處なるを以つて、樹木未、矮小なり。又、各支川の水源諸山は、山

勢頗急峻なれども、地質肥沃にして松其の他雜木繁茂せり。本川は上流砂田村にては傍示川と稱し、砂防工程施工前に土砂夥しく流出して川床は耕地より高く、幅凡十間にして著しく砂床を顯はし、常に一點の水なく、稍下りて水本村に至り近傍山間の衆水を集めて少許の溜溜をなせども、幾何もなくして又これを空うし、水本野野兩村の山間を過ぎ友呂岐村に來たれば以下兩岸は耕地にして、隨ひて平坦なるを以つて川床著しく平地より高く、川幅凡三十間、夫れより寢屋川村大字木田に至りて、川床は次第に低下し、同村大字資島流作にて川幅甚狭くして僅に二三間となり、住道村にては凡十間となり、淀川合流の處にては凡五十間あり、流水は平均深サ凡二尺、川床は砂土にして流勢常に緩なり、然れども大雨に際しては各支川諸溪よりの出水を受けて水勢頗急激に、且、淀川本流より逆流して、沿岸逆水の害を蒙むること夥し、護岸工としては堤下往々にして板關工を施せるものあり、れども、大概土堤のみにして別に護岸工を施さざる處多しとす、水害の患甚大なりといへども、灌漑の利も亦頗多し、寢屋川村大字資島以下は二十ヶ用水、其の他沿岸處々用悪水路に利用せり。又、寢屋川村大字堀溝以下は舟楫の便通じ二三所河岸場の設あり、又、大阪市内に至りても沿岸に人家多くして水運利用の便あり。

木津川 大阪市西區土佐堀通五丁目にて淀川より分派し、西南に流れ江戸堀北通五丁目に至りて百間堀川を出だし、又、梅本町にて尻無川を分派し、江ノ子島南端にて百間堀川を合し、西長堀北通五丁目にては長堀川を、北堀江五丁目にては堀江川を、西道頓堀五丁目にては道頓堀川を、又、幸町五丁目にては櫻川を入れ西流して東成郡敷津村及び大阪市西區南恩賀島町境界に至りて大阪灣に注ぐ、分派點以下西岸は大阪市街にして人家楡比し、夫れより左岸西成郡津守村、右岸新炭屋町以下は兩岸耕地又は人家相連り、河幅は大阪市にて凡三十間乃至四十間、下流に至りては凡七十間にして

海口に至りて凡五百間あり、流水は深く、川床は砂質にして流勢常に緩なれども、一朝大雨出水に際すれば堤防破壊及び内水停滯の害を被ることあり、明治十八年の洪水の後、土砂川底を埋めて舟行を阻碍せしを以つて年來これを浚渫し、護岸工としては石垣及び關板工を施設せり。本川は大阪港の一部として利用せられ、大小の船舶多く出入して帆船常に林立し、又用水灌漑の利あり。

大和川 奈良縣管轄に續き西流して南河内郡玉手村にて左に厚川及び石川を入れ、中河内郡惠我村にて東除川を入れ、泉北郡五箇莊村に於いて西除川を入れ、東成郡墨江村大和橋下流に於いて十三間川を右派し、同郡敷津村と泉北郡三寶村との界に至りて大阪灣に注ぐ、流路延長五里三十五町にして、本川海口の幅員約三百間あれども、常に土砂宿堆して流水極めて淺少に、灌漑の利あれども舟楫の便なし。

原川 源を大和國北葛城郡二上村の山嶽より發し、西南に流下し本府南河内郡玉手村大字圓明に至りて西北に流れ、大字片山に於いて大和川に入る、流路約一里〇六町なり、水源の地質は太古紀層にして林樹密ならざれども、又、著しき崩所あるを見ず、流水淺少、水勢急にして舟筏の便なく、只、僅に灌漑の利あるのみ。

石川 源を南河内郡高向村に發して西條川と稱し、西北に屈曲蛇行し大字日野を経て東北に向かひ、同郡長野村に至りて三日市川と合し始めて石川と稱す、而して左に佐富川、東條川、梅川、飛鳥川を容れ、富田林町、石川村、古市村、其の他數村を經過し玉手村に於いて大和川に入る、延長は約九里三十町なり、水源の地質は中世紀層にして森林にあらざれども、概、松樹雜木を以つて掩はれ、上流の所々には砂防工を施せる所あり。

大津川 水源二あり、泉北郡檜尾山の澗壑よりせるもの之れを檜尾川と稱し、同郡西横山村に至り

て父鬼川を合せ、東横山村に下りて同村大字善正及び南面利の細流を入れ、南北に流れて穴師村大字板原に來たる。又同郡牛瀧山よりせるもの之を牛瀧川といひ、山瀧村を過ぎて西山川を入れ、泉南郡山直上村に於て深山川を合せ、八木村を経て、復、泉北郡に反り、忠岡村に入りて牛瀧の南方南松尾村の山間より發する松尾川を併せ、穴師村に至り、横尾川と合す、而して此の二川の合流して大津村に入るや、是に始て大津川の名を得、忠岡村の北界を西流して海に入る。横尾川水源より海口に至る延長五里十餘丁、郡内の長流にして、且、最大川たり。幅員は水源を距るに隨ひて逐次その廣を増し、上流西横山村に在りては川幅凡十間なれども、南池田村より三十間、横尾川合流所に於て四十間となり、以下々々流海口まで平均七十間内外の廣狹を保ち、流水常に淺少にして、川床砂土質なり。然りと雖も出水頗急激にして、土砂を流出するもの多く、南岸忠岡村の如きは時に汎濫の害を被むる事あり。

石津川 源流二にして其の一、亦二流より成り、共に泉北郡上神谷村に在りて、一は大字鉢ヶ峯等の溪流より出で、鉢ヶ峯川と稱し、同村大字片藏に至り、一は同村字畑山と稱する山中より出で、妙見川といひ、北流し、同村大字片藏に入りて、鉢ヶ峯川と相合し、上神谷川となりて、鶴田村大字草部に落つ。是れ其の一流なり。他は同郡西陶器村大字高藏寺山より出で、陶器川といひ、北流して、鶴田村大字草部に至りて、上神谷川と合し、是に始て、石津川の名あり。下りて同郡美木多村より來たる美木多川に會し、八田莊村を経て右に百濟川を併せ、西流し、濱寺村に至りて海に入る。妙見川水源より海口に至る迄延長四里廿七丁餘、幅員は合流所以下六間乃至十三間を有し、兩岸堤防ありといへども極めて低く、其の左岸神石村の如きは往々にして、漲溢の患あり。水源地の山勢は、稍高峻、地質は肥沃にして、松杉其の他の雜木繁生せりと雖、尙禿兀の箇所多く、同郡上神谷村美木田村等に於いては所々砂防工を施行せり。

津田川 泉南郡東葛城村葛城山麓より出で、葛城川といひ、北流して同村大字河合を經、有眞香村に至りて西折し、土生郷村麻生郷村等の諸村落を過ぎ、麻生郷村大字津田に至り、始めて津田川の名を得、西流して海に注ぐ。上流は概、山麓を繞り、土生郷村より次第に河流を形成して、川幅十間内外を保てり。然れども流水常に微少にして、用水極めて乏しきを以つて、沿岸の諸處に井路、堰止メ、水勿工を施して、耕田灌漑に便せり。

樫井川 一に岡田川と稱す、源を泉南郡大土村犬鳴山の溪流より發し、大木川と云ひ、西流し、日根野村に至りて大井關川と稱し、上ノ郷村を経て新家村に至り、菟才田川と呼び、南中通村大字樫井に至りて始めて樫井川の名あり、而して同郡新家村より來たる新家川を容れ、西信達村にて友田川と唱へ、同村大字西岡田に於いて海灣に注ぐ。地勢及び護岸工は、概、津田川に同じ。

男里川 源流は一名井堰川と云ひて、紀泉との國界なる雄山峰より出で、泉南郡東鳥取村大字自然田に至りて大字山中の南より出づる山中川と合し、菟砥川と稱して北に向かひ、大字下出に於いて東信達村の淵壑より來たる金熊寺川を容れ、雄信達村を過ぎて西北に流れ、大字男里に至りて始めて男里川と稱し、尾崎村の北隅に於て海に注ぐ。水源の山勢及び支保工等の施設は、略、樫井川に同じ。以上は其の主たるものにして、他に尙細流少からずと雖、茲に之を詳述するを略し、別に表を作りて其の要を揚ぐ。

(一) 河川の起終點及び經過地名表

河川名	水源	經過地	終點	里程
淀川	滋賀縣近江國琵琶湖	滋賀縣滋賀郡栗太郡京都市宇治郡久世郡紀伊郡磯喜郡乙訓郡大阪府三島郡北河内郡西成郡東成郡大阪市	大阪市西區天保町	一九四

幹流名	河川名	分水源地名	經過地名	合流地名	里程
支右	淺賀谷川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	一〇
支右	高堤川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	二〇
支右	平田川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	二四
支右	立石川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	二五
支右	藤ノ木川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	二五
支右	十三谷川	中河内郡北高安村	中河内郡北高安村	中河内郡北高安村	二二
支左	久保川	中河内郡北高安村	中河内郡北高安村	中河内郡北高安村	一五
支左	太田川	中河内郡北高安村	中河内郡北高安村	中河内郡北高安村	一九
支右	地蔵谷川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	二五
支右	細井川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	二五
支右	音川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	三五
支右	日下谷川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	三五
支右	善根寺川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	三三
支左	布市川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	三五
支右	古川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	二五
支右	楠根川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	三五
支右	平野川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	三五
支右	餘江川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	三五
支右	東横堀川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	三五
支右	道頓堀川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	三五
支右	長堀川	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	中河内郡南高安村	三五

幹流名	河川名	分水源地名	經過地名	合流地名	里程
支左	清瀬川	北河内郡甲可村	北河内郡甲可村	北河内郡甲可村	〇二
支左	江川	北河内郡甲可村	北河内郡甲可村	北河内郡甲可村	〇二
支左	權現川	北河内郡甲可村	北河内郡甲可村	北河内郡甲可村	二〇
支左	谷川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	二〇
支左	長繩手川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	二七
支左	不動川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	二八
支左	恩智川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	北尾谷川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	南谷川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	中谷川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	北谷川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	藥師谷川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	エノカス谷	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	茶屋谷川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	曾和谷川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	南辻谷川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	來迎寺谷川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	狹谷川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	清水谷川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	糸素川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支右	辨天谷川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇
支左	鬼實川	北河内郡四條村	北河内郡四條村	北河内郡四條村	三〇

河川名稱	流域面積	流路	航路	左本堤延長	右本堤延長	左止る延長	右止る延長	灌溉反別	水害區域
淀水無瀨	六四二、六	二二五	二一五	二二五	二二五	二二五	二二五	八、四三八〇	二、五七四一
支右中堤		二二七	二一七	二二七	二二七	二二七	二二七	七三六	三八三二
支右柳原		二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇七	三二五二
支右八幡		二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	一三九	一〇七
支左船橋		二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	一八〇九	五二八八
支左穂谷		二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	三三七五	七二〇三
支左天野		二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二七一五	八〇七九
支左妙我		二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二五〇	二五〇
支左中見		二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	一〇〇	一〇〇
支右前川		二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二七〇	二七〇

(二) 河川の堤防護岸延長表

河川名稱	流域面積	流路	航路	左本堤延長	右本堤延長	左止る延長	右止る延長	灌溉反別	水害區域
春水無瀨	六四二、六	二二五	二一五	二二五	二二五	二二五	二二五	八、四三八〇	二、五七四一
見出堤		二二七	二一七	二二七	二二七	二二七	二二七	七三六	三八三二
佐野		二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇七	三二五二
番出		二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	一三九	一〇七
大川		二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	一八〇九	五二八八
西川		二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	三三七五	七二〇三

幹流名	河川名	分水源地	經過地名	全流末地名	里程
大津川	大津川	泉北郡穴師村大字	泉北郡穴師村大字	泉北郡穴師村大字	二五
石津川	石津川	泉北郡八田村大字	泉北郡八田村大字	泉北郡八田村大字	二二
津木川	津木川	泉北郡八田村大字	泉北郡八田村大字	泉北郡八田村大字	二二
近木川	近木川	泉北郡八田村大字	泉北郡八田村大字	泉北郡八田村大字	二二
櫛井川	櫛井川	泉北郡八田村大字	泉北郡八田村大字	泉北郡八田村大字	二二
男里川	男里川	泉北郡八田村大字	泉北郡八田村大字	泉北郡八田村大字	二二

河川名稱	流域面積	流路	航路	本堤延長	右左 扣堤延長	右左 す欠る延を 長要	灌溉反別	水害區域
支左 薩摩堀川		五六	五六					
派右 海部堀川		二二	二二					
派右 阿波堀川		二二	二二					
派右 京町堀川		二二	二二					
派右 江戸堀川		二二	二二					
派左 西横堀川		二二	二二					
派右 堂島堀川		二二	二二					
派右 會根堀川		二二	二二					
派右 堂島堀川		二二	二二					
派左 櫻川		一〇	一〇					
派左 駒川		一〇	一〇					
派左 高津入堀川		〇八	〇八					
派右 長堀川		二四	二四					
派右 道頓堀川		二二	二二					
派左 東横堀川		二二	二二					
支右 餘江川		二五	二五					
支左 平野川		三〇	三〇					
支左 楠根川		二〇	二〇					
支左 古布市川		二八	二八					
支右 善根寺川		三五	三五					
支右 布市川		二五	二五					
支右 日下谷川		三五	三五					
支右 音川		三五	三五					
支右 細井川		三五	三五					

河川名稱	流域面積	流路	航路	本堤延長	右左 扣堤延長	右左 す欠る延を 長要	灌溉反別	水害區域
支右 地藏谷川		二五	二五					
支左 太田川		三九	三九					
支左 久保川		一五	一五					
支右 十三谷川		二二	二二					
支右 藤ノ木川		二四	二四					
支右 立石川		二二	二二					
支右 平田川		二四	二四					
支右 高堤川		〇〇	〇〇					
支右 淺賀谷川		二五	二五					
支右 油谷川		〇〇	〇〇					
支左 鬼貫川		〇四	〇四					
支右 辨天谷川		二〇	二〇					
支右 糸素川		二二	二二					
支右 清水谷川		一一	一一					
支右 狹谷川		〇〇	〇〇					
支右 來迎等谷川		一一	一一					
支右 南辻谷川		一一	一一					
支右 曾和谷川		〇〇	〇〇					
支右 茶屋谷川		〇〇	〇〇					
支右 エノカス谷川		〇〇	〇〇					
支右 薬師谷川		〇〇	〇〇					
支右 北谷川		二二	二二					

川名	分用派數水	市郡町村名	大既	字	區	名	反	域	別	
淀川	五三	北河内郡	榑屋川村	水田、菅島、榑屋、河北					二九三・三	
		同	古宮村	濱、燒野					一一二・八	
		同	南郷村	永野、太子田、赤井、御領						一四六・二
		同	諸堤村	諸口、横堤						一四四・〇
		同	大和田村	野口、常稱寺、横地、打越						一一〇・六
		同	四ノ宮村	上馬伏、下馬伏、上島頭、下島頭、巢本、岸和田						二九二・六
		同	豐野村	高宮、小路						一〇・四
		同	甲可村	南野						一六・九
		同	四條村	深野南、深野北、深野						二二一・一
		同	住道村	尼ヶ崎、横山、灰塚、御供田、三箇						二〇二・七
		同	島木村	高濱						三三・〇
		同	五領村	梶原、井尻、菰莊、船殿、上牧、神内、前島						二三八・〇
		同	大冠村	野中、中小路、辻子、西冠、下田部、土橋						六一四・六
		同	三ヶ牧村	唐崎、三島江、柱本						二〇六・四
		同	島飼村	島飼上、島飼中、島飼下、島飼野々、島飼八防						三七一・五
		同	味生村	一津屋、別府						一一〇・七
		同	岸部村	小路、東、南、吉志部、七ッ尼						六〇・三
		同	宮島村	島、野々宮						一九九・八
		中河内郡	北江村	鴻池、新庄、三島						一六〇・一
		同	西六郷村	箕輪、本庄、中野						二八・一
同	玉川村	葵江						一七・一		
同	東六郷村	加納、中新開、今未、吉原						九七・六		
同	英田村	吉田						一七・八		
同	日根市村	河内屋南						一一・〇		

支左	支右	分用派數水	市郡町村名	大既	字	區	名	反	域	別
船橋川	水無瀬川	二三	北河内郡	津田村	種谷、尊延寺					一〇二・〇
			同	水室村						四〇・九
			同	船橋						一八〇・九
			同	養父						五三・〇
			同	招提						一一〇・〇
			同	牧野						六五・九
			同	菅原	長尾					五〇・〇
			同	北河内郡	山崎、東大寺、廣瀬					七三・六
			同	三島郡	島木村					七三・六
			同	計						八、四三八・〇
支左	支右	六	大阪市	北區	淨上江、善源寺、中野、西野田					二八一・九
			同	西區	市岡、湊屋、石田、田中、八幡屋					二四二・八
			同	川北村	南新田					一一・二
			同	豐崎村	北長柄、南長柄					一八七・〇
			同	西中島村	淡路、柴島、南方新家、山口、西					一一・二
			同	北中島村	南宮原、東宮原					一六四・九
			同	豐里村	天王寺庄、菅原、三番、橋寺					二八・九
			同	中島村	江口					一六・七
			同	榎並村	内代、關目、野江					一一・六
			同	榎江村	今福、蒲生					二二六・一
同	東成郡	清水村	馬場、上ノ辻、貝島、別所、船若寺					一四三・〇		
同	同	古市村	今市、森小路、千林、南島					二二二・〇		
同	同	城北村	江野、中、荒生、赤川、毛馬、友淵					三三三・九		
同	同	榎木村	下之辻					六四・六		
同	同	西成郡	北大道、南大道、西大道					七二・七		
同	同	同	江口					一六・七		
同	同	同	天王寺庄、菅原、三番、橋寺					一六四・九		
同	同	同	南宮原、東宮原					二八・九		
同	同	同	淡路、柴島、南方新家、山口、西					一八七・〇		
同	同	同	北長柄、南長柄					一一・二		
同	同	同	南新田					二二・〇		
同	同	同	市岡、湊屋、石田、田中、八幡屋					二四二・八		
同	同	同	淨上江、善源寺、中野、西野田					二八一・九		
同	同	同	山崎、東大寺、廣瀬					七三・六		
同	同	同	島木村					七三・六		
同	同	同	計					八、四三八・〇		

土木事業 河川の脈略

川名	分用派水	市郡町村名	大瀨	字	區	名	城	反	別
支右穂谷川	二五	北河内郡 菅原村	藤坂						四九・九
		同 山田村	田口、中宮、片鉢						一一〇・〇
		同 招提村	招提						四三・二
		同 牧野村	阪、下島						三一・五
		北河内郡 磐船村	私市						三八七・五
		同 星田村	星田						六五・〇
		同 交野村	私部、郡津						四八・九
支左天野川	二	同 川越村	村野(支流北川を含む)						八七・〇
		同 牧野村	禁野						三〇・八
		同 牧方町	岡新町						四九・五
支右檜尾川	九	三島郡 弊手村	成合、安滿、下						二八六・〇
		三島郡 清水村	原、服部						八二・八
		同 芥川村	芥川、郡家						一四二・三
支右芥川	二四	同 如是村	芝生、東五百住、津ノ江(支流女瀬川を含む)						一一八・一
		三島郡 吹田村	吹田						八五・一
		同 吹田村	吹田						三四五・五
		四成郡 大道村	四大道、南大道、北大道						一一一・〇
		同 中島村	江口						三〇・八
		同 西中島村	淡路						三五・九
		同 北中島村	北宮原、十八條、蒲田、宮原新家						二〇・八
		同 新莊村	下新庄、上新庄						二四三・二
		同 新莊村	下新庄、上新庄						一一六・一

川名	分用派水	市郡町村名	大瀨	字	區	名	城	反	別
支右神崎川	三六	西成郡 千船村	蒲島、佃、大和田						一四八・二
		同 神津村	新在家、野中、堀上、三津屋						二〇六・三
		同 歌島村	加島、御幣島						一四五・〇
		同 福村	福						二二・三
		豐能郡 豐津村	板坂、垂水						八〇・〇
		同 小曾根村	小曾根、長島、濱、北條						八三・五
		同 庄内村	野田、三屋、手立、菰江、洲到止、島江、庄木、島田、(支流天竺川より灌漑す)						二六〇・四
		同 熊野田村	(支流天竺川より灌漑す)						二五・二
		島郡 安威村	十日市、安威						一、五三八・七
		同 三島村	耳原、畑田、五日市、田中、太田、惣持寺、中城、西河原、月伏						九一・八
		同 春日村	倍賀						三九四・八
		同 茨木村	上中條、下中條、茨木						九・六
		同 富田村	富田						一〇〇・四
		同 如是村	四五百住						一〇九・八
		同 安武野村	宮田、赤大路						四四・七
		同 玉櫛村	内瀬						六〇・五
		同 宮島村	野々宮、島						一〇〇・七
		同 湯咋村	馬場、二階堂						一三〇・七
		同 三宅村	太中、小坪井、乙ノ辻、鶴野、藤垣、丑寅(支流淺川を含む)						一、一・一
		同 味舌村	味舌下						七九・八
		同 味生村	別府、新在家						七八・六
		同 岸部村	東(支流正尺川より灌漑す)						一五・〇
		三島郡 福井村	中河原、福井(支流佐保川を含む)						一、三五四・一
		三島郡 福井村	中河原、福井(支流佐保川を含む)						八四・〇

土木事業 河川の脈絡

川名	用派數水	市郡町村名	大	字	區	名	反	別
左木津川	一〇	中内河郡 英田村	大	字	區	名	反	別
右木津川	〇	大和市 西區	大	字	區	名	反	別
派尻無川	七	大和市 西區	大	字	區	名	反	別
		累計	大	字	區	名	反	別
		累計	大	字	區	名	反	別

第二款 治水費の支辨

舊幕政時代に於ける治水普請課役の方法は、各地方區々にして一定の標準を見る能はずと雖、今、其の概略を温ぬるに、概、定式、國役及び臨時御入用普請の三種に分かれたれ、其の定式普請と稱するは、毎年期節を定めて堤塘維持等の修築を加ふる、謂はゆる定式工事を指定するものにして、其の工事課役の方法は普請施行町村々高百石に付き人夫五十人宛を課して之れを村役(又、百姓役)と稱し、其餘の人夫に對しては一人七合五勺宛の扶持米を與へ、尙、人夫多數を要するときは一人一升七合宛の積り代銀を支給し、以つて該工事を施行せしむる方法なり、而して工事に要する諸式及び鐵具職工等の賃銀は總べて之れを官給し、長九尺末口二三寸迄の杭木并に直竹、小唐竹、繩、菰等の材料は皆地方町村の負擔と爲せり、又、臨時御入用普請と稱するは、專堤塘新築、河敷變更或ひは改良等の大工事にして、臨時破格の大金を要するとき幕府より近郷の諸侯に命じて工事を營ましめ、該經費總高中十分の九は御手傳大名の負擔とし、殘十分一は幕府の支辨する方法にして、尙、國役普請と稱するは、小藩、旗本、寺社領地等の

修築工事にして、一手修築の負擔に耐へざるるとき、幕府指導者となりて工事を施行せしめ、其の經費は右高百石に對する拾兩を私領出金と唱へ、領主地頭に於いて負擔せしめ、其の十分の九は流域關係を有せる組合國郡に國役金として賦課し、殘十分の一は御入用官費を以つて支辨する方法なり、然れども二十萬石以上の大藩領地に係る修築工事は別に一手負擔の成規あるを以つて國役金を課當せざるものとす、其の他國役に屬せざる小普請に在りては、專領主地頭に於いて支配し、若、町村民の負擔に堪へざるときは御手當普請と稱へて修築費の中三分の一又は幾分の工費を補助する慣例ありき、左に掲ぐるものは享保十七子年規定せられし定式普請課役の方法なりとす。

定式普請課役ノ方法

(在々御普請高割人足并貸人足扶持方等ノ儀享保十七子年評議之上相極り候書付)

- 一村役人足高百石ニ付五拾人宛可相勤事
- 一右村役人足ノ外高百石ニ付五拾人宛ハ御扶持方一人ニ七合五勺宛可被下事
- 一堤川除用水惡水等御普請ノ儀組合候テ勤來候分并ニ組合無之壹ヶ村ニテ仕立候御普請共ニ右村役人足百石ニ付五拾人御扶持方人足五拾人ノ外差出候人足ハ壹人ニ付米壹升七合宛ノ積リ代銀ヲ以テ可相渡候直段ノ儀ハ前年十月ノ相場春普請ハ其年正月ノ相場秋普請ハ四月ノ相場冬普請ハ七月ノ相場ニテ四季共ニ國切ノ直段ヲ以テ可相渡候事
- 一右相場ノ儀御代官所國限市町ノ相場市町無之處ハ米賣買有之時ノ相場書取之兼而御勘定所ニ可差出置候尤御普請有之所モ無之所モ其無差別御代官所國限ニ右月々一日之相場書可差出置候事
- 一用水惡水堀浚等ノ内并橋普請ノ節大工手傳人足等村役或ハ組合ニ而村役ニ仕來候分前々ノ通

タルベシ惣テ村役自普請ニ仕來候場所不紛様ニ可相心得事

但右溜井堀浚新溜池等御入用ニ可仕分ハ人足遣ヒ方御普請ノ通村役人足或ハ賃人足タルベキ事

一夏秋中堤川除込樋井筋往還道橋等破損出來差延カタク急繕普請致候所々村役ニ仕來候所ハ先格ノ通タルベシ其外從公議被仰出候分ハ人足賃銀扶持方定ノ通可被下候翌年春普請致候所々ハ村役人足扶持方人足賃人足夫々ニ可召出仕事

一以樋笥橋木等之材木御林有之所々并ニ山方ニテ材木有之所々ハ可伐遣伐持人足扶持一人ニ七合五勺宛可被下候材木無之所ハ直段吟味ノ上御勘定所江相違御買上タルベシ鐵物類右同斷御勘定所エ相違シ御買上タル可キ事

一土木杭木竹カツラ茅蔴柴明儀繩菰等ノ品々所役ニ差出來候所々ハ前々之通村役ニ可相心得事一惣人足ハ不及申村役人足共自今未明御普請場ニ出罷出役人差圖ノ通極晩マデ相詰不働ノ人足出シ不申様可致事

一諸色賃銀并扶持米渡方之儀村々名主組頭御普請受負ノ者手形御普請役ノモノ加印仕可相渡候又ハ御普請役不能越御代官ニテ普請致候場所ハ御普請所ニ詰候手代加印致御代官陣屋ニテ元々手代ヨリ可爲相渡事

但シ御普請役仕立候御普請之儀モ御勘定帳ハ御代官ニテ可仕上事
右之通此度相極マリ候間惣テ御普請所之儀右之趣ニ准人足諸色石土取場人足步掛竹木等遣ヒ方前々ノ仕クセニ拘ラス諸事費無之勿論御普請隨分念入丈夫ニ仕立候儀可爲肝要候尤右之段在々へモ可申渡候

國役普請課役之方法

(國役普請之儀享保五年被仰出候書付)

一國役懸リノ儀御料私領共之入用ニテモ或ハ御料或ハ私領ニテモ川々ノ入用末々記候定ノ金高ニ及候得ハ國役ニ割合候事

但シ御料之内年々春定例ニテ田畑園普請ニ堤上置腹付或ハ出シ等損シ候分繕候類此金高ハ國役ニ不相加候水損等ニテ臨時ノ普請出來末ニ記候及金高候時ハ國役ニ成候但シ用水以樋等ノ普請入用ハ國役相除候事

一末ニ記候國役ニ可成國々大川ノ分レニテモ名目有之候川ハ國役ニ不割入名目無之候ハ本川ニ准シ國役ニ可割入事

但シ私領ヨリ願ニ付國役普請成候時ハ川之差別ナク國役ニ可成近邊之川江入用差加可割合候尤其年近邊ノ川々國役割合無之候ハ私領之分入用記置キ何レノ年成共其國ニ國役懸リ有之節差加可割合事

一國役割合候節御料之入用高ハ拾分之一公儀御入用ニ相立其跡ヲ國役ニ極メ私領願ニ候分ハ村高百石ニ拾兩宛爲差出惣入用高之内右ノ分引殘高之内拾分一ハ公儀御入用ニ相立其殘ヲ國役高ニ可相極事

但シ御足高有之面々ハ御足高ノ分ハ高百石ニ付金五兩宛可差出候是ハ百石拾兩之内五兩ハ地頭五兩ハ百姓差出候積リ之事故書面之通候且又國役金村懸リ之儀組合普請有之川々々々私領ヨリ割金出シ候村々又ハ願ニテ百石ニ付拾兩差出候村方モ其差別ナク國役割合可相懸事

一國役ニ可成川之外小川之分年々御料私領組合普請仕來リ候分ハ有來候通ニ仕國役ニハ不割事
假令バ鬼怒川小貝川江戶川利根川之四川類普請仕立右入用如例年私領ヨリ高割金取立候分
ハ養普請之外タリト云フトモ國役割合可除之是ハ其入用御料私領無差別割合或ハ村役ニ出
シ來リ候品有之年々定例ニ候條國役割合ニハ除キ奉普請出來以後御普請有之候得バ其入用
私領ニハ不割懸候ニ付此分國役ニ可致且又大水損等有之定例之高割無之奉普請之差別モ不
殘御入用普請ニ成候時ハ定例ノ割合并ニ村高百石ニ付拾兩之割合モ不取立惣テ御入用高之
中拾分ノ一引之殘ル分國役ニ可割合是ハ常々組合有之川々ハ普請區々ニテハ難成川筋故御
料私領組合定例ノ懸リ物有之故稀ニ相願候私領普請トハ違候故右之節不殘御入用普請ニ成
私領ヨリ高役金不差出事

一私領ヨリ國役普請願有之節入用途吟味村高百石拾兩内ノ普請ハ勿論拾兩餘ニテモ其地頭分限
高ニ應ジ自力可成普請ハ公儀ヨリ御普請無之筈ニ去ル子年諸向へ相渡候御書付之趣ヲ以テ相
極ル且又一村之中相給有之人用高百石拾兩餘ニテモ壹人ハ地頭分限ニテ自力ニ普請成壹人ハ
自力難計候ハ右難叶モノニ准シ其村ハ國役普請ニ可致事

是ハ輕キ普請ハ村役ニ致シ村役ニ難成分ハ地頭分限ニ應シ普請致ジ自力ニ難叶時ハ國役普
請ニ可成積并相給有之村方普請所不相分候付入用其村ノ高割ニ致シ候故如斯
一村之内相給人有一人ハ國役普請ニ願壹人ハ不相願候トモ其國役ニ成候時ハ假令願無之相
給川通ニ知行無之候トモ村高百石拾兩之割可爲出事
一私領ヨリ願無之場所此方ヨリ見分遣普請致候節ハ村高百石ニ拾兩之割合不取立之國役懸リ有
之節割合可申事

但シ是ハ又其品ニモヨリ可申儀ニ候間此分ハ其節可及相談事

一 地頭自力ニ可成金高百分限百石ニ付拾兩之積假令バ其村ノ普請入用參拾兩入候時地頭分限高參
百石ニテハ國役普請ニ不成候積ニ候事

(朱書)此ケ條分限高百石ニ付五兩ノ積リ假令バ其村ノ普請入用拾五兩入候時地頭分限高三
百石ニテハ國役普請成不積リ享保十四酉年ヨリ相極ル

一 壹萬石以上國役普請願候節ハ其入用分限高ニテ可成分ハ願場所之外領分ニモ普請其外城普請
又ハ田畑損亡之様子家來并ニ見分之モノヘモ承届其品ニ應ジ可相伺事

但シ小給所ノ分ハ知行ノ場所セマク候間家來ニ相尋子候ニ不及見分者ニ承届其品ニ應ジ可
相伺事

一 貳拾萬石以上ノ領地ノ内ハ其領主ニテ普請致候故國役割合モ懸ケ不申候事

但シ國續キニテ無之貳拾萬石以上ノ領分離候而有之分ハ貳拾萬石以下之私領ニ準ジ願有之
候得バ國役普請ニ成候依之右離レ候領地ヘハ其領地ノ内普請無之候トモ國役割合相懸ケ候
事

一 國役高極候事正月ヨリ十二月迄國役ニ可成川々御普請清帳出候内ニテ春ノ圍普請又ハ四川ノ
如ク御料私領定例割合有之分ヲ相除殘金高國役ニ可成高ニ及候得バ翌年ノ春國役割合事

但秋之出水ニテ普請所出來右之内水留等ノ普請ニ御金請取其年仕立候トイフトモ殘普請翌
春仕立清帳差出候得バ右水留ノ分モ翌年ノ國役ヘ可割合候事

一 國役懸リノ事村高百石ニ金貳兩餘懸リ候時ハ兩年ニ可取立事

一 國役金高壹萬兩餘ニ及候時ハ右懸リ候國々ノ分御藏前入用御傳馬宿六尺給ノ懸リモノ可差免

候其年ノ國役兩年ニ懸リ候時ハ右懸リ物兩年可差免事

一末ニ記候武州利根川ヨリ美濃國郡上川迄ノ内但書ニ有之何程以上ハ何之國ヲモ差加候ト有之候得共右定高ニ少々ノ過ハ外國ヲ不可加其入用高ニテ百石當リ之出銀ヲ考外國可差加事

一國役割合定例ノ川々ノ外ニテモ大分ノ御普請有之時ハ國役ノ儘可相回事

右者前方窺相濟候書付ヲ以テ猶又此度委ク相談之上相極候事

「國役割合川々定」之ヲ省略ス

淀神崎中津安治木津尻無大和及び石川の諸川は維新前幕政の頃在りては國役堤防と稱へ修築工費は總べて大阪代官所に於いて下附し該所は其の十分の一を公儀御入用とし其の十分の九を國役銀として流域中組合町村の石高に應じて賦課徴収し來たりしものなり然れども破堤修理若くは特別施行の費用ありて國役銀を以つて支辨し能はざる場合に於いては幕府より若干を補助し又は悉皆これが支辨をなし、事ありき享保七年規定せられし畿内國役普請課率方法を閱するに淀神崎中津及び山城國桂木津宇治の六川修築費は之れを山城國全部大和國十一郡及び攝津國全部河内國九郡の流域關係村高十四萬七千三百餘石に賦課し大和石の二川修築費は河内國七郡大和國四郡及び和泉國全部の總石高に課當せしめ若經費一萬兩以上に上るときは畿内五箇國の總石高に課徵するものとせり而して用惡水樋門等淀川堤防に在るものは專、地頭に於いて修理し該工費も亦地頭に於いて負擔せしが翌享保八年より幕府の所辨に屬し隨ひて工事も地頭の管掌を脱したりき此の他十三間川餘江川等も國役支辨となりしことあり又は領主地頭に於いて御手當普請と稱へて之れを支配し修築費の中半額又は幾分を補助せし慣例あり其の補助法は一定ならざれども該工事に要する竹木石材等は或ひは現品を給せし事あり或ひは高引を以つて納租に差引せしものあり若人民の多

數を要し關係町村の負擔に堪へざるものあるときは領主は他の町村に命令して人夫を助役せしめき當時これを助郷人夫と稱し而して該町村に在りては人夫賃を給するに玄米を以つてしたりき又或ひは時の狀況或ひは人民の情願により年賦返納の約束を以つて領主或ひは地頭より工費を貸與したるものありき維新初年に至るまで多少の異動は免れざりし所なれども大概如上の方法に準據して明治元年治河使を置かれ同五年に至りて土木司の管理となり後府縣廳の管轄に移さるゝに及びても猶舊來の慣例を襲用して舊藩費支辨の證左あるものは總べて官費を以つて支辨し且舊證なきものと雖其の利害の廣く公共に關するものは府縣稅を以つて支辨し若くは經費若干を補助したる事ありき而して明治十二年度に至り府縣稅に換ふるに地方稅を以つてし翌十三年第四十八號布告を以つて國庫下渡金を廢せられし以來低水工事のみは國庫の支辨として高水工事は之れを地方稅の負擔となし、が世運の進歩は諸般事業の擴張を促がし經濟上費額の膨脹を來たし、を以つて翌十五年度より樋管溜池の類にして舊官支辨の慣例あるものと雖悉皆これを町村協議費の負擔に屬せしめ各河川は利害關係の輕重を參酌して補助區域歩合を定め或ひは全部地方稅の支辨と爲し或ひは工費の幾分を補助する等大いに舊來の慣例を革めき爾後制規上多少の變更ありきと雖是れ皆その方法を繼承せしものにして明治十五年度以降三十二年に至るまで各河川補助歩合及び區域等異動の生じたるもの、み府會に附議し其の都度これを告示せしが同年七月府縣制發布せられし以來、毎年度議會に附議して之れを告示すること、なれり今、同十五年度以降三十四年に至る右沿革を概括すれば左の如し。

(一) 府費支辨河川區域變更并に編入年度表

土木事業 治水費の支辨

土木事業 治水費の支辨

深 山 川	佐 備 川	原 川	東 除 川	前 川	北 川	十 三 間 川	千 里 川	天 竺 川	勝 尾 寺 川
一の分三									
木津村下流									
"									
"									
"									
"									
"									
"									
一の分三									
字山直上村下流大	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三
佐東備村大字	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三
國分村下流	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三
平尾村大字	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三
私交野村大字	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三
郡交野村大字	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三
田走麻田村大字	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三
字中豐島村大字	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三
郡春日村大字	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三
字山直上村下流大	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四の分十	四の分十	四の分十	四の分十	四の分十	四の分十	四の分十	四の分十	四の分十	四の分十
"	"	"	狭山池下流	"	"	"	原豐走麻田境大字	"	"

山 田 川	番 川	天 野 川	飛 鳥 川	久 安 寺 川	西 條 川	三 日 市 川	梅 川	恩 智 川			
一の分二					一の分三			合歩	十五年度		
長野下流					水英田村大字			區	城		
"					"			合歩	十六年度		
"					"			區	城		
"					"			合歩	十七年度		
"					"			區	城		
"					"			合歩	十八年度		
"					"			區	城		
"					"			合歩	十九年度		
"					"			區	城		
一の分三					一の分三			一の分三		合歩	二十年度
淡輪村下流	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	四の分十	池島村下流	區	城
下天野村大字	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	"	合歩	廿一年度
流字駒ヶ谷村大	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	"	區	城
中細川村大字	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	"	合歩	廿二年度
野野高向村大字	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	"	區	城
流字三日市村大	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	"	合歩	廿三年度
東山下村大字	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	一の分三	"	區	城
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	合歩	廿四年度
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	區	城
三の分十	四の分十	四の分十	四の分十	四の分十	四の分十	五の分十	五の分十	五の分十	五の分十	合歩	廿四年度
下味吉村鐵橋	"	"	"	"	"	"	"	"	垣字高安村大字	區	城

村方庄屋と共に之れが監守を爲さしめき。而して此等山林の枯損木等にして處分を要するときは、林守は庄屋と連署を以つて所轄代官所に申告し、役員の檢分を経て、伐採或ひは公賣に附すべき手續を爲せり。然れども其の生木の如きは保存法極めて嚴重にして、國家須要の事項若くは異變(禁煙炎上等)の生ぜし時にあらざるよりは、容易に之れが伐採を許さず、又往還の並木の如きも保護の制裁頗厚く、刑罰は山林と等しく其の情狀によりて極めて苛嚴なるものありしを以つて、人民は一般に戒慎して漫りに手を下すが如きことあらざりき。

然るに延寶天和の交、山林取締の稍緩弛したるより、留山、建山、拜領山、村上等の樹木を濫伐し、且田圃を開拓するもの續出して、水源より土砂を流出すること夥しく、隨ひて洪水氾濫して、田園荒蕪する事甚しきを以つて、貞享元年幕府は山林取締の嚴遠を發し、且近畿諸侯藤堂和泉守、石川主殿頭等外數家に命じ、各受持區域を分ちて土砂止支配役となし、毎歲春秋の季節を計りて其の區域内を巡視せしめ、以後幕料と私領とに拘はらず、山地一切の作業を禁止し、猶切畑焼畑等にして從來使用しつゝある所と雖、土砂崩壊の虞なき所にして而も實際止むを得ざるものを除くの外は皆これを停止し、禿兀の箇所及び木根を採掘して、跟穴の依然たる所には必新たに苗木を栽培し、砂防工の施行を命じ、竣工の上は附近町奉行所に申告して奉行又は下役人の實地檢分を経る事となし、或ひは一の獎勵法を設け、普請精勤のものには相當の手當を給與する等、大いに施政の宜しきを得て、漸森林荒廢を恢復し、土砂流出の害減少するに至れり。要するに幕府時代に在りては其の取締法非常に嚴重にして、嚴遠を下せしこと尠からず、其の違書の一例を擧ぐれば、寛文六年六月、京都町奉行三浦伊賀守及び菅浪下野守、組川方與力より植村駿河守へ達せし觸レ書に「川筋へ流出候山谷土砂ノ儀ハ前々ヨリ被仰付置候支配所ニヨリ右山谷筋へ狼リニ入込ミ立木下草等取り候モノ有之候趣モ相聞へ不埒ノ事ニ候土砂止ノ儀

近年江戸表ヨリ別テ御嚴重ニ被仰付候ハ猶又右休獵成儀無之様土砂留請持罷在候村々ハ勿論近在ヨリ屹度心ヲ附ケ子供ニ至ル迄モ堅ク不入様山番付置下草下揚等第一ニ相慎ミ木ノ根石等掘起シ候儀決シテ致シ申問敷候若又相不守者有之候ハッ木人ハ不申及見違ニ致候者并ニ庄屋年寄迄モ吟味ノ上屹度咎可申付候、右之趣土砂止請持候村々其外近在迄モ不洩様可相觸者也云々とあり、當時植村駿河守支配地は大和國高市、葛上、忍海の三郡にして、即大和川水源に屬せり、又文中「前々ヨリ被仰付候支配所ニヨリ云々」とあるを以つて見れば、前記諸侯各受持區域内一般に達示せられしものたるや明らかなり。

明治維新に際しては各地兵燹の餘を承け、百事草創の際にして山林制度の如きも百年の大計を顧るに暇なく、隨ひて舊幕時代に於ける嚴正なる制裁も自然廢滅に歸せしより、再山林濫伐の弊起り、或ひは樹非を採伐し、或ひは開墾を縦にしたるを以つて、山相亦大いに荒壞して、土砂の流出彌々夥しく、本管下に在りては大和川の如き、石川、淀川の如き、其の他天野、妙見、兼屋、船橋、穗谷、水無瀬、檜尾及び池田の諸川の如き、皆多量の土砂を流出して、本流を沮洳する事甚しきを以つて、水源取締の必要を感じ、明治六年九月、大藏省布達を以つて、源水防砂法を發布し、流域内に於ける山地諸作業を禁止し、尋いで又同十三年に至りて、山林諸作業取締法を制定し、實地檢査の上制限を附して之れを許可し、且違背したるものは違警罪を以つて問ふこととなり、爾來之れを厲行し、又砂防工をも施せしを以つて、山相稍舊觀を改め、後、又砂防法、森林法等の嚴正なる法律により、漸次周到なる制度を設けられたる結果として、土砂の流失大いに減少するに至れり。

左に掲ぐるものは明治三十年法律第三十九號砂防法に依り指定せられたる本府管内に於ける砂防施設を要する土地なりとす。

砂防工設備を要する土地

流域	郡名	町村名	大字名	字	名
淀川	三島郡	島本村	尺代	笹山、川向井、皿谷、一ヶ谷、牛谷、二釜、京谷、甲蔵、キリシタギ、上條、内ノ池、龍王石、	
		磐手村	成合	西岩尾、大谷、廻照寺、長阪、重谷、岩谷、家石、奥岩谷、北谷、東山、内供谷、角奥谷、野井立、	
		五領村	下川	ハジカミ、長阪、クソノ尾、井出ノ頭、ナガセ、シフトカ谷、美女、藏ケ尾、尾越、大サコ谷、船原道東、	
		清溪村	萩之	水ヶ染、	
		安威村	泉原	平尾、丸尾、尾堤、法華堂、	
		豊川村	栗生	ノビル山、西長阪、長阪、中之谷、ヤイ山、	
		阿武野村	奈佐	狐岡、馬猪ヶ谷、猪ヶ谷、馬刺リ、廣道、	
		歌垣村	倉垣	ナガ山、五百住、中山、スゲノ谷、美ノ畑、中里、セソ谷	
		枳根莊村	山上	廣田、見田、千本、東代、杭尾、岩本、	
		西郷村	山邊	阿武山、	
東郷村	野地	大倉、黒谷、奥山、山ノ谷、尾ヶ谷、鉢伏、シロク、小瀬、奥ヶ谷、長尾、シタケ尾、阿武山、			
			東谷、垣谷、小堀立、		
			奥山、		
			コケナシ、		
			奥山、水木谷、		
			北山、水晶谷、オノ神、		
			渡所、大谷、黒路、隠谷、水成、大井、上ヶ池、妙見茨、槻ヶ原、北山、堀越山、		
			シイ谷、犬子ヶ谷、流ヶ谷、金ヶ谷、		

流域	郡名	町村名	大字名	字	名
津田川	豊能郡	東能勢村	野間	野間大原	菱長ヶ谷、狐島、別谷、野田平、柴山、金ヶ谷、猿瀧、中ヶ谷、笹ヶ谷、城山、阪山、小谷浦、萩和山、別所山、水半岩谷山、水半古城山、
		細河村	吉野	東山、	
		小曾根村	寺内	東ノ谷、寺ノ谷、有金、鴻谷、池ノ谷、川原谷、東山、奥山、壘頭原、蛇ハキ谷、北浦、東井谷、井谷、ウツハ、	
		荳野村	石丸	下大根御、三ツ石、中大根御、東三ツ谷、大釜、上大根御、猪ノ阪、外院、	
		上神谷村	豊田	奥山、	
		東鳥取村	山田	小川、クソブク、	
		東信達村	金熊	井開廣山場谷西原、	
		北信達村	岡中	クライ、野邊、	
		西葛城村	木積	西谷、	
		大土村	馬場	アソノ、杉谷、石ヶ谷、小瀬ヶ谷、櫻、足山、積貝、ヤキ山、キサユ、幸谷、丸山、箱谷、アマ谷、高野、サスラ、	
熊取村	久保	笹谷、			
東葛城村	河合	岩士堂、岡山、山ノ谷、善谷、			
			秋利、アヲコ、梅ヶ阪、		
			横谷、城山、		
			陰巖石、長阪、西嶽、雲後、針ノ木谷、池ノ奥、藤池ノ奥、新池、狼谷、切戸、大谷、横山切、嶽、向阪、流ヶ谷、渡家谷、東山、奥貝谷、外紀山、貝谷、市嶽、井戸ヶ原、后山、途磨、亥ノ子谷、山田、南谷、板持、四四山、清水原、		
			幕ノ浦、辻ヶ谷、地獄谷、荒シ山、新林、道辻、一ノ谷、道辻小豆阪、小豆阪、穴ヶ谷、達磨、塚原、新宮、観音塚、コカ谷、尾コウ、道辻、尾コウ、堂ノ谷、眞谷、石方尾、ウナキ山、焼山、鐘崎、伏宮谷、株山、東山、丸尾、瀧谷、二ノ谷、壘井山、		

土木事業 砂防工事

流域郡名	町村名	大字名	字
大和川 南河内郡	駒谷村	大壺	大谷、佐備谷、フロン谷、ハカ谷、北ノ谷、光明谷、小山山、宮後、アンノ山、中尾谷、大砂利谷、北ノ谷、
	玉手村	通法	前ノ山、池ノ上、八王寺、后家殿、大谷、東山、横尾、巽尾、英ノ山、奥山、奥山大谷、奥山大代森、
	古市村	市	休伏、牡丹石、觀音岩、貝ノ脇、大平、切月、ホトロ谷、寺山、龍王寺、
	國分村	如	古梁、登ヶ谷、貝ノ脇、觀音、大代森、一ノ阪、堂塚、角ヶ茶屋、鏡子ヶ口、楚輪、楚山、輪細山、上リ尾、北峯、地藏ヶ谷、北峯袋持、美ノ浦、大平北峯、驛手、芝山東原、芝山、
	高向村	野	ノタニ、ノタニチクヒヤミツ、アメトチノ梁、ツユナシサカモキケチ、サカモギノム子、テンゲヤタニ、カナ山、トオタテ、オホムカヒ、ツトコダニ、シイハラ、タカイワ、コシケイワ、ユリノビコイシ、コツボ、キラクダニ、オホムカヒ、
	石川村	賀	ヒガシヤマ、ニシヤマ、西山、ナガサカ、奥畑、イセキヤマノアイダ、東山、カマカミ子、猪山、タカギ、
	白木村	納	グハ、石ノ谷、椿原、雀谷、ヒラチ、大寶寺、向イ山、狐塚、
	白木村	田	奥山、口山、アコギ、東山、
	白木村	城	林ヶ谷、上山、扇山、半ンサイ谷、權現山、北山、サシカイト、
	磯長村	石	戸立、上山、高山、奥谷山、押キ山、八王神、瀧ノ脇、亥ノ谷、尾尻、高塚、上城、九流谷、鹿向谷、中山、北堂、北面、妙見寺、杓梁、丸尾山、奥堂、栗ノ木林、室ヶ谷、登ヶ谷、長谷山、向山北東、茨山、穴虫、牛首、登リ尾、理穴口、大石ヶ谷、押石、丸山、手挺子、尾崎、海老塚、堂龜尾、口堂山、中山、西山、楠ヶ谷、後家山、

流域郡名	町村名	大字名	字
大和川 淀川 大和川	山田村	山田	鹿野、三人山、荒倉、ワソビキ、クラソソ谷、金山谷、大日、六谷南、大日谷、清水、栗谷、鏡石、廻池、カベト、竹谷、
	天野村	天野	松山、トメヤマ、ナカチ、シユンレイコカシ、
	川上村	河合	高山、戸坂、黒ヶ原、大谷、岩峯、
	三日市村	喜多	烏帽子山、西山、樋ノ上、
	赤阪村	森屋	北谷、北町、九品所、中橋川原、畦畔市、矢場武、樋詰、下大森、大森、追越、北辻川、出合西河原、西河原、福塚、福塚川原、
	中村	神山	垣ノ浦、トノ下場橋詰、垣外、川原、金比羅畑、東和田、寺井、畑田杉菜、畑田高月、畑田、東畑、畑田久保、畑田橋詰、畑田古川、古川、畑田馬場、畑田后藤、
	堅上村	寛弘	水波、忠七屋敷、南原、横打、橋詰、東畑、品川畑、川端、チハカ、天神下、上野堀、荒堀、カチンホ、井口河原、西畑、西ヶ辻、シヨロ、北條、長尾、
	日根市村	日下	清水谷、姥ノカケ、チハノカケ、
	堅下村	安堂	武ノ山、木寺、山ノ神、觀音寺山、天羅山、乳母ヶ畑、
	大戸村	高井	若宮、古林、茶白山、古林栗木谷、古林八幡山、大谷、古林梅ヶ谷、田畑、焼山、唐人石、八ヶ塚、南トヘイ、

土木事業 砂防工事

り三年乃至五年目毎に大浚を施行したりき。而して其の費用は幕府の支出にして、概諸侯へ貸附せる金利を以つて之れに充て、若大浚に際して費用多額に上るときは河岸上荷濱(二百餘ヶ所ありて、其の人民より濱地冥加金及び川中使用冥加金等を徴收し、之れを浚疏費に補充して毎年その浚疏を怠らざりしが、漸市井の繁殖するに伴ひて廻船の交通も日に繁盛を加へ、隨ひて市民營業上の關係淺からざるを以つて、寶曆六年二月以來、入津料運上錢を課し、後明和四年に至りて又川浚冥加金の制を設け、廣く大阪三郷當時、大阪町を南、北、天満の三郷に區別したるをいふ)町民の公役に賦課して該川浚費を徴收せり。而して其の方法たる市内宅地賣買の現價によりて歩銀を收むるに在りて、會所を北濱町に設けて三郷町總年寄之れを掌理し、毎年所得金の中金壹萬兩を町奉行所に收むるものとしたりき。然るに地子銀免除の時より二十分一銀を下附せられしに反し、歩銀を納むるは頗苛政の甚しきものとし、翌五年五月町民昂騰し大舉して北濱の會所を破壊するに至れり。以來姑らく其の制廢せられたりしが、安永年中、更に市中沽券の價格を録上せしめ、三郷町合せて金九千九百五十兩を川浚冥加金として上納し、其の内銀二百三十貫目を以つて毎期の常浚費に充て、餘は渾べて大阪城金庫に收藏せり。(文政二年賦加) 爾後專その方法を繼承して年々浚疏を行ひ來たりたるが、文政天保の交に及びて洪水相尋いで臻り、各川土砂の停淤すること夥しきを以つて、特に幕府より東西兩奉行所に命じて天保二年大阪河川全流を浚濼せしめ、此の時に當りて市民は幕府の此の工を起すと聽き、各騰騰して相賀し來たりて役を助勢するもの數萬人、尙、大阪富豪諸仲間等より御手傳費を献する約二萬五千兩の多きに上りき。後、同七年、前古未曾有の饑饉を生じ、道路貧民の餓死するもの甚しきを以つて、此れが救助の方策として大いに窮民を募り、再、大浚の舉ありき。而して浚疏の土砂は之れを安治川河口に投棄し、堆積して遂に一の小丘を爲せしもの即天保山是れなり。

慶應元年に至り物議あり、川浚冥加金の制亦廢せられて浚疏を加へざること三年、然るに明治元年五月前後二回の洪水あり例によりて諸川停淤する土砂の堆んで洲をなすもの多し、是に於いて市民より舊幕の法規に倣ひ川浚冥加金を徴して浚疏を加へられんことを請願せり、政府その請を容れ、同年七月以降即下半年分の賦額四千八百四十兩を徴收して該經費に充て、其の後は専官費を以つて支辨せしが、同三年、西四辻の當府知事たるに及びて、時の井上大藏大亟吉井民部大亟に謀り、安治、木津、尻無中津の四川より來たる船舶は總べて入津料を課し、而して其の所得金を以つて河川浚疏費に補充せんことを政府に建議し、同年十月許可を得て四川入津船舶別錢徴收法と稱するものを發布し、且、入津船舶課率標準を規定せり。(入津料のことは別に詳記す)此の時に當り大阪開港、淀川汽船等の舉起り、時運の進捗は駁々として輸漕の繁忙を來たし、汽船の出入その數極めて多く、其の吃水淺きものといへども五尺乃至七八尺の深度を有し、潮汐の干満に拘はらず出入せんと欲して海口の深濼を促すこと切なり。因りて英國サールト商社より和蘭製器械浚堀船二艘を購入して、以つて海口の浚疏に充て、上流は專人力鋤築工によりて間斷なく工事を加へしかば、安治、木津の二川は著しく舊觀を革め、而して以來入津料及び官費を以つて毎年浚疏を怠らざりしが、明治八年九月、大藏省公布を以つて官費を廢せられしより、之れに換ふるに更に府費を以つてし、同十五年度に至り入津料を府費雜收入として安治、木津、二川浚疏費の内へ差繼ぎ拂と爲すべき按を府會に提議せしに、(前年度會議の議、差繼ぎ拂と爲すに、府會は入津料のみを以つて機械船浚疏費に充つる事を決議せり、因りて試に之れを實行せしに、果然中途にして浚疏費の缺乏を生じ、同年度は極めて不完全の事業に終り、之れが影響は延いて大阪の商業に及ぼさんとする虞あるを以つて入津料を増加するの止むを得ざるに至り、同十六年二月、政府の許可を得て之れを實行せり。後、又十八年七月、前後二回の大洪水に際して海水は爲に逆騰し、土砂は

河口を填塞して定期汽船は天保山埠頭を距る約二十町の沖合に投錨し、同所三番杭より南は鯖ノ尾に至るの間平素一丈餘尺の水深を保てるもの、所々に土砂堆淤して船舶は近づくを得ず。市内諸川中にも殊に東西兩横堀川の如き、干潮の際は一滴の水をも止めざるに至り、之れが復舊は容易の事業にあらず、且、経費は到底償はざるを以つて、國庫金特別補助を出願し、同十八年度より向後五ヶ年間に内濱地貸下収入金より毎歳金壹萬參千六百參拾四圓の補助を受けて之れを浚疏費に充て、海口は大坂浚疏會社の請負に附托し、上流は人力鋤簾工によりて大に浚深を施行せしが、同二十年二月に至り、霧に横濱イリス商社へ注文したる改良器械船大浚丸回航し來たりしかば、工程の進捗著しく功を奏し干潮の時といへども吃水八尺以下の船舶は容易に安治川に入港するを得るに至れり。後同二十七年度に至り第二大浚丸を購入して浚疏に寧日なしと雖、一朝大雨洪水に會せば土砂は忽淤塞し、一浚一埋殆底止する所を知らざらんとす。淀川改修の工事にして速に竣功するに非ざるよりは、大阪市民は遂に此の患を免るを得ざるなり。

左に本府が現今使用せる浚疏船の形狀船式等を掲げ参照に資せんとす。

(二) 浚疏用機械船表

船名	船質	船式	長	幅	深	速力	馬力	價格	成工年月	製造所
第一大浚丸	鋼	暗車唧筒式	一三〇	二八	一三〇	七、〇	五〇	八〇、〇三四	明治十九年十月	神戸川崎造船所
第二大浚丸	同	暗車鋤鏈式	一〇五	二四	一〇、二	七、〇	二〇	三四、三〇〇	同廿七年十月	大阪鐵工所
第三大浚丸	同	同	一〇六	二六	一一、一	六、〇	二九	四九、一〇〇	同三十年二月	同
第二飛電丸	木	暗車式	四〇	九	五、〇	七、〇	一〇	二、九九〇	同三十年六月	大阪永田造船所
第三飛電丸	同	同	二五	五	三、〇	七、〇	四	一、一九〇	同三十年六月	同

船名	船質	船式	長	幅	深	速力	馬力	價格	成工年月	製造所
第一鋤鏈船	鋼	鋤鏈式	七〇	一八	九、二	—	一〇	一七、一五〇	同三年詳不	和國、キントル府
第二鋤鏈船	同	同	八、六	二二	一一、八	—	一三	一一、三七五	同三年詳不	同
第三鋤鏈船	同	同	七、〇	一七	六、三	—	一三	一四、三八三	同廿三年十一月	大阪永田造船所
第一唧筒船	木	唧筒式	三、四	一一	四、五	—	八	一、四三八	同廿三年月不詳	同
第二唧筒船	同	同	四、五	一二	四、九	—	一〇	四、八五〇	同廿五年三月	大阪小野造船所

第五款 水利組合

從來養水引用、悪水排除、水害豫防等の爲各地に於いて組合を設立せしもの少からず、而して其の古きものは明治十七年第十四號布告によりて設置せし水利土功會にして、其の後、明治二十三年法律第四十六號水利組合條例により組織せるものあり、其の現在せるものは左表の如しと雖、淀川筋の堤塘に伏設せらるゝ樋管及び之れに連絡せる水路は、淀川改良工事の爲に改築變更を要するもの少からざるを以つて、河川法第三十二條第二項により河川に關する費用の内を以つて國庫より其の起業者たる公共團體若くは私人に對し該工事を補助せられたり、其の金額は貳拾壹萬四千二百拾壹圓にして、目下工事中に屬せるを以つて將來多少の變更あるは免れざるべし。

水利組合

組合別	組合名稱	關係	町	村	成立年月	管理者
普通水利組合	三軒屋普通水利組合	大阪市西區三軒屋上ノ町下ノ町			明治卅三年十月	大阪市市長
同	中島大水道普通水利組合	西成郡中島村外八ヶ村			同三十年四月	西成郡市長
同	大造村外十二ヶ村普通水利組合	西成郡大造村外十二ヶ村			同三十年十二月	同郡市長

土木事業 浚疏工事

組合別	組合名稱	關係	町	村	成立年月	管理者
普通水利組合	南中島普通水利組合	四成郡豐崎村外二ヶ村及大原市北區一部	同	同	明治卅一年十月	四成郡豐洲村長
同	俣法村外四ヶ村普通水利組合	西成郡俣法村外四ヶ村	同	同	同卅二年十二月	同郡 郡長
同	神島村外五ヶ村普通水利組合	西成郡神島村外五ヶ村	同	同	同卅三年二月	同郡 郡長
同	堂尻井堰普通水利組合	東成郡中本村外二ヶ村	同	同	同廿五年八月	東成郡中本村長
同	本庄戸堰普通水利組合	東成郡中本村外二ヶ村	同	同	同廿八年十一月	同郡 郡長
同	將基島普通水利組合	東成郡小路村外十一ヶ村、中河内郡高井田村外一ヶ村北河内郡守口町外十九ヶ町村	同	同	同三十年二月	同郡 郡長
同	榎並庄普通水利組合	東成郡清水村外五ヶ村及大原市北區一部	同	同	同卅三年二月	同郡 郡長
同	神安普通水利組合	三島郡五領村外十五ヶ村	同	三島郡	同廿六年一月	三島郡長
同	東野普通水利組合	三島郡吹田村一部	同	同	同廿六年六月	同郡吹田村長
同	西野普通水利組合	三島郡吹田村一部	同	同	同廿六年七月	同郡 村長
同	鳥飼組普通水利組合	三島郡鳥飼村外一ヶ村	同	同	同三十年七月	同郡鳥飼村長
同	三ヶ樋組普通水利組合	三島郡鳥飼村、三箇牧村一部	同	同	同三十年七月	同郡 村長
同	今戸樋普通水利組合	三島郡五領村外一ヶ村	同	同	同卅三年十月	同郡五領村長
同	原田井普通水利組合	豐能郡南豐島村外二ヶ村	同	同	同廿六年九月	豐能郡南豐島村長
同	豐津村普通水利組合	豐能郡豐津村之内田畑地目	同	同	同廿七年二月	同郡豐津村長
同	豐中村三ヶ字溜池普通水利組合	豐能郡豐中村	同	同	同三十年三月	同郡豐中村長
同	小曾根普通水利組合	豐能郡小曾根村之内	同	同	同三十年四月	同郡小曾根村長
同	大仙陵普通水利組合	泉北郡袖松村及向井村一部	同	同	同廿五年九月	泉北郡袖松村長
同	仁山田邊ノ池普通水利組合	泉北郡神石村外三ヶ村	同	同	同卅一年八月	同郡神石村長
同	向井村普通水利組合	泉北郡向井村南河内郡金岡村之一部	同	同	同卅二年十月	同郡向井村長
同	西窪原普通水利組合	泉南郡東島取村外一ヶ村	同	同	同廿九年四月	泉南郡東島取村長
同	菅池、井手口樋普通水利組合	南河内郡道明寺村外十二ヶ村	同	同	同廿五年四月	南河内郡長
同	荒前井路普通水利組合	南河内郡甘山村一部	同	同	同廿六年三月	同郡甘山村長
同	池内新開井普通水利組合	南河内郡狹山村大字池尻一部	同	同	同廿六年五月	同郡狹山村長

土木事業 浚疏工事

組合別	組合名稱	關係	町	村	成立年月	管理者
同	上地溜池普通水利組合	南河内郡狹山村大字池尻一部	同	同	同廿六年五月	同郡 村長
同	浦地溜池普通水利組合	南河内郡狹山村大字池尻一部	同	同	同廿六年五月	同郡 村長
同	待井堰木水普通水利組合	南河内郡太田村、中河内郡三木本村及長吉村一部	同	同	同廿七年二月	同郡太田村長
同	大池普通水利組合	南河内郡北八下村一部	同	同	同廿七年四月	同郡北八下村長
同	大泉池普通水利組合	南河内郡北八下村一部	同	同	同廿七年五月	同郡 村長
同	頭泉池普通水利組合	南河内郡北八下村一部	同	同	同廿七年五月	同郡 村長
同	田邊池普通水利組合	南河内郡國分村一部	同	同	同三十年五月	同郡國分村長
同	水出ノ樋普通水利組合	南河内郡國分村一部	同	同	同三十年五月	同郡 村長
同	柳原樋普通水利組合	南河内郡國分村一部	同	同	同三十年五月	同郡 村長
同	原川筋普通水利組合	南河内郡國分村一部	同	同	同三十年五月	同郡 村長
同	蟻池普通水利組合	南河内郡金岡村大字金田長曾根	同	同	同三十年五月	同郡金岡村長
同	金田溜池普通水利組合	南河内郡金岡村一部	同	同	同卅二年十二月	同郡 村長
同	狹山池普通水利組合	南河内郡野田村外八ヶ村中河内郡松原村外一ヶ村	同	同	同卅三年一月	南河内郡長
同	中村水垣池普通水利組合	南河内郡中村一部	同	同	同卅三年一月	同郡中村長
同	寺ヶ池法普通水利組合	南河内郡狹山村大字中田一部	同	同	同卅三年五月	同郡狹山村長
同	中村神山池普通水利組合	南河内郡中村大字神山一部	同	同	同卅三年五月	同郡中村長
同	楠根川普通水利組合	中河内郡八尾村外六ヶ村	同	同	同卅三年十二月	同郡中村長
同	十六ヶ井路普通水利組合	中河内郡英田村外五ヶ村北河内郡住道村	同	同	同廿五年五月	同郡 郡長
同	十一ヶ井路普通水利組合	中河内郡東六郷村外三ヶ村北河内郡住道村	同	同	同廿五年五月	同郡 郡長
同	五ヶ井路普通水利組合	中河内郡英田村外二ヶ村	同	同	同廿五年五月	同郡 郡長
同	築留樋普通水利組合	中河内郡堅下村外十八ヶ村南河内郡志紀村東成郡小路村外一ヶ村	同	同	同廿五年六月	同郡加美村長
同	鞍作樋普通水利組合	中河内郡加美村一部	同	同	同廿五年六月	同郡加美村長
同	三郷樋普通水利組合	北河内郡三郷村外六ヶ村	同	同	同廿五年九月	北河内郡三郷村長
同	五ヶ莊樋普通水利組合	北河内郡三郷村外四ヶ村	同	同	同廿六年三月	同郡 村長
同	佐太樋普通水利組合	北河内郡庭窪村外一ヶ村	同	同	同廿六年九月	同郡庭窪村長

郡		成		東		溜池及水路修繕		溜池及水路		溜池及水路	
用總	堤溜	水放		水用		水放		水用		堤溜	溜池
		延長	個所	延長	個所	延長	個所	延長	個所		
101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104
105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106
107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107
108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108
109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112
113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115
116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116
117	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117
118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118
119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119
120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120

(二) 溜池及水路修築工費表

組合別	組合名稱	關係	町	村	成立年月	管理者
同	仁和寺組普通水利組合	北河内郡庭窪村外一ヶ村		明治廿六年九月	同郡庭窪村長	
同	八雲組普通水利組合	北河内郡庭窪村、三郷村の一部		同廿六年十一月	同郡庭窪村長	
同	東三庄普通水利組合	北河内郡九ヶ莊村外六ヶ村		同廿七年六月	同郡九ヶ莊村長	
同	二十ヶ用水普通水利組合	北河内郡九ヶ莊村外七ヶ村中河内郡北江村外五ヶ村		同廿七年七月	同郡九ヶ莊村長	
同	二十ヶ用水下組普通水利組合	北河内郡庭窪川村外十ヶ村		同廿七年七月	同郡九ヶ莊村長	
同	上庄五個普通水利組合	北河内郡牧方町及踐跡村の一部		同廿七年七月	同郡踐跡村長	
同	上庄五個普通水利組合	北河内郡大和田村外三ヶ村		同廿七年七月	同郡踐跡村長	
同	八個庄普通水利組合	北河内郡大和田村外三ヶ村		同廿七年七月	同郡踐跡村長	
同	今津放出普通水利組合	東成郡榎本村大字放出北河内郡今津村大字今津		同廿七年十月	同郡南郷村長	
同	五ヶ樋普通水利組合	北河内郡守口町三郷村外三ヶ村の一部		同卅四年五月	同郡三郷村長	
同	中島水害豫防組合	西成郡大道村外九ヶ村		同卅一年七月	同郡南郷村長	
同	澁屋川堤防水害豫防組合	東成郡城北村外五ヶ村大阪市北區の一部		同卅一年七月	東成郡長	
同	五千石堤防水害豫防組合	東成郡中本村外三ヶ村		同卅一年七月	同郡南郷村長	
同	第一區水害豫防組合	三島郡島本村外二ヶ村		同卅一年十二月	三島郡長	
同	第二區水害豫防組合	三島郡勢手村の一部及高槻町外二ヶ村		同卅三年十一月	同郡長	
同	第三區水害豫防組合	三島郡三箇牧村島飼村味生村の一部		同卅三年二月	同郡長	
同	第四區水害豫防組合	北河内郡牧方村の一部及踐跡村外十七ヶ村		同廿八年十二月	北河内郡長	
同	第五區水害豫防組合	北河内郡三郷村外六ヶ村		同卅三年三月	同郡三郷村長	
同	第六區水害豫防組合	北河内郡諸堤村外四ヶ村及今津村外二ヶ村		同卅二年三月	同郡諸堤村長	
同	豐津村水害豫防組合	豐能郡豐津村		同卅一年三月	豐能郡豐津村長	
同	澁屋川南岸水害豫防組合	中河内郡今津村外八ヶ村		同卅二年二月	中河内郡長	

成 西					郡 成 東	
水 及 池 溜 ノ 繕 修					費 繕 修 路 水	
水 放					水 放	
渠 溝 延長 個 所	開 闢 個 所	渠 溝 延長 個 所	埤 堰 延長 個 所	池 溜 面積 個 所	開 闢 個 所	溝 渠 延長 個 所
107	1	10	10	1	1	1
108	1	10	10	1	1	1
109	1	10	10	1	1	1
110	1	10	10	1	1	1
111	1	10	10	1	1	1
112	1	10	10	1	1	1
113	1	10	10	1	1	1
114	1	10	10	1	1	1
115	1	10	10	1	1	1
116	1	10	10	1	1	1
117	1	10	10	1	1	1
118	1	10	10	1	1	1
119	1	10	10	1	1	1
120	1	10	10	1	1	1
121	1	10	10	1	1	1
122	1	10	10	1	1	1
123	1	10	10	1	1	1
124	1	10	10	1	1	1
125	1	10	10	1	1	1
126	1	10	10	1	1	1
127	1	10	10	1	1	1
128	1	10	10	1	1	1
129	1	10	10	1	1	1
130	1	10	10	1	1	1
131	1	10	10	1	1	1
132	1	10	10	1	1	1
133	1	10	10	1	1	1
134	1	10	10	1	1	1
135	1	10	10	1	1	1
136	1	10	10	1	1	1
137	1	10	10	1	1	1
138	1	10	10	1	1	1
139	1	10	10	1	1	1
140	1	10	10	1	1	1
141	1	10	10	1	1	1
142	1	10	10	1	1	1
143	1	10	10	1	1	1
144	1	10	10	1	1	1
145	1	10	10	1	1	1
146	1	10	10	1	1	1
147	1	10	10	1	1	1
148	1	10	10	1	1	1
149	1	10	10	1	1	1
150	1	10	10	1	1	1
151	1	10	10	1	1	1
152	1	10	10	1	1	1
153	1	10	10	1	1	1
154	1	10	10	1	1	1
155	1	10	10	1	1	1
156	1	10	10	1	1	1
157	1	10	10	1	1	1
158	1	10	10	1	1	1
159	1	10	10	1	1	1
160	1	10	10	1	1	1
161	1	10	10	1	1	1
162	1	10	10	1	1	1
163	1	10	10	1	1	1
164	1	10	10	1	1	1
165	1	10	10	1	1	1
166	1	10	10	1	1	1
167	1	10	10	1	1	1
168	1	10	10	1	1	1
169	1	10	10	1	1	1
170	1	10	10	1	1	1
171	1	10	10	1	1	1
172	1	10	10	1	1	1
173	1	10	10	1	1	1
174	1	10	10	1	1	1
175	1	10	10	1	1	1
176	1	10	10	1	1	1
177	1	10	10	1	1	1
178	1	10	10	1	1	1
179	1	10	10	1	1	1
180	1	10	10	1	1	1
181	1	10	10	1	1	1
182	1	10	10	1	1	1
183	1	10	10	1	1	1
184	1	10	10	1	1	1
185	1	10	10	1	1	1
186	1	10	10	1	1	1
187	1	10	10	1	1	1
188	1	10	10	1	1	1
189	1	10	10	1	1	1
190	1	10	10	1	1	1
191	1	10	10	1	1	1
192	1	10	10	1	1	1
193	1	10	10	1	1	1
194	1	10	10	1	1	1
195	1	10	10	1	1	1
196	1	10	10	1	1	1
197	1	10	10	1	1	1
198	1	10	10	1	1	1
199	1	10	10	1	1	1
200	1	10	10	1	1	1

北 河 内 郡

及池溜	路 水 及 池 溜 ノ 繕 修								路 水 及 池 溜								年
	水 放				水 用				水 放				水 用				
	個所	延長	個所	延長	個所	延長	個所	面積	個所	延長	個所	延長	個所	面積	個所		
三九	一七九	三六四	一	三	三	三	一〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
二八	二七〇	四〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
二八	二七〇	四〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
五〇	三六八	五七九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
八	六八	五七二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
二五	三六四	五七二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
一四	二〇	三二八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
三六	五〇	三九七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
四三	一三	三九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
五四	一四	三六四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
三八	八二	四九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
六〇	四九	四七四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
七六	三三	五五五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
一七	三三	一四九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
三〇	一五〇	三九二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
三六	八二	四三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
三六	一五九	四四七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
三六	八五	三六三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	
二八	一八	四〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	十	

南河										中河内郡					
修繕ノ溜			溜池及水路							溜池及水路修繕費					
水用			放水		水用					放水		水用			總數
渠溝 延長 個所	埤堰 延長 個所	池溜 面積 個所	開及 延長 個所	渠溝 延長 個所	開及 延長 個所	渠溝 延長 個所	埤堰 延長 個所	池溜 面積 個所	開及 延長 個所	渠溝 延長 個所	埤堰 延長 個所	池溜 面積 個所			
八一九〇	九〇〇	二九〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年十五	
八九四〇	九〇〇	二九〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年十六	
六六〇〇	八〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年十七	
四九九〇	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年十八	
二二九〇	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年十九	
一九五七	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年二十	
一八八三	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年廿一	
一六四九	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年廿二	
一七〇〇	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年廿三	
一七〇〇	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年廿四	
一七〇〇	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年廿五	
一七〇〇	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年廿六	
一〇〇〇	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年廿七	
三二八九	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年廿八	
一五八九	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年廿九	
一五八九	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年三十	
一五八九	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年卅一	
一五八九	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年卅二	
一五八九	七〇〇	一〇〇	二七	五〇〇	一七〇	三六〇	一七〇	七〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	年卅三	

樋門名稱	使用之	排水口又は引入口地名	質	長	幅	管高	築造年月
取内樋	用水	同郡千船村大字佃字取内	同	五四・〇	六・〇	六・〇	同廿五年四月
松ノ内樋	用水	同郡千船村大字佃字松ノ内	同	四八・〇	二・〇	二・〇	同元二年二月
分島樋	用水	同郡同村大字字分島	同	四二・〇	二・〇	二・〇	同三年四月
分島樋	用水	同郡同村大字字分島	同	四二・〇	二・〇	二・〇	同三年五月
下前島樋	用水	同郡同村大字字下前島	同	三三・〇	二・〇	二・〇	同十五年二月
上前島樋	用水	同郡同村大字字上前島	同	三九・〇	二・〇	一・五	同十六年三月
大野樋	用水	同郡同村大字字大野	同	五七・〇	三・五	二・五	同十六年三月
行徳樋	用水	同郡同村大字字行徳	同	三三・〇	二・〇	一・五	同十七年三月
上ノ島樋	用水	同郡同村大字字上ノ島	同	三三・〇	三・五	三・〇	同十七年三月
南割樋	用水	同郡同村大字字南割	同	四五・〇	六・〇	四・〇	同廿二年八月
南割樋	用水	同郡同村大字字南割	同	三三・〇	四・〇	三・〇	同廿三年二月
上夏目樋	用水	同郡四中島村大字淡路字引江	同	六六・〇	二・二	一・六	同十二年十二月
下夏目樋	用水	同郡同村大字字同	同	六九・〇	三・一	二・一	同十五年二月
村前ノ一樋	用水	同郡川北村大字中島字宮前一ノ割	同	三五・〇	六・〇	五・五	同廿一年四月
村前ノ三樋	用水	同郡同村大字城島二ノ割	同	四二・〇	三・五	三・五	同廿五年十月
村前ノ四樋	用水	同郡同村大字親島大井路	同	四二・〇	三・五	三・五	同廿八年三月
西脇樋	用水	同郡同村大字明ノ割	同	四八・〇	四・五	四・〇	同廿八年三月
延樋	用水	同郡同村大字延ノ割	同	五二・〇	七・〇	五・五	同廿三年四月
延樋	用水	同郡同村大字延ノ割	同	四五・〇	五・五	七・〇	同廿五年四月
中堤ノ中樋	用水	同郡同村大字養ノ割	同	三三・〇	七・〇	五・五	同廿五年四月
龜ノ樋	用水	同郡同村大字字龜ノ割	同	三六・〇	三・〇	三・五	明治廿二年十一月
彌右衛門樋	用水	同郡同村大字彌右衛門	同	四八・〇	三・五	三・五	同廿四年十月
村前樋	用水	同郡同村大字八ノ割	同	三三・〇	六・〇	六・〇	同廿七年十一月
西洲樋	用水	同郡同村大字西洲字一ノ割	同	四八・〇	四・〇	三・五	同廿七年九月
船通樋	用水	同郡同村大字布屋字巳ノ割	同	三一・四	六・〇	五・五	同廿二年十一月

樋門名稱	使用之	排水口又は引入口地名	質	長	幅	管高	築造年月
新樋	用水	同郡同村大字字新	同	六六・〇	五・〇	六・〇	明治十一年三月
沙取樋	用水	同郡同村大字字宮取	同	六六・〇	四・〇	五・〇	同十五年四月
頭田樋	用水	同郡同村大字字頭田	同	九〇・〇	七・〇	八・〇	同三十年六月
御旅樋	用水	同郡同村大字字御旅	同	六〇・〇	三・〇	四・〇	同三十年三月
松之内樋	用水	同郡同村大字字松之内	同	五四・〇	三・〇	四・〇	同元二年二月
西岸樋	用水	同郡新庄村大字上新庄字新庄	同	一〇二・〇	二・〇	二・〇	同十五年五月
八反田樋	用水	同郡中島村大字江口字八反田	同	一一四・〇	二・〇	一・五	同十三年四月
村下樋	用水	同郡同村大字字村下	同	四八・〇	四・〇	三・〇	同
村下樋	用水	同郡同村大字字村下	同	四八・〇	四・〇	三・〇	同
村下樋	用水	同郡同村大字字村下	同	四八・〇	四・〇	三・〇	同
大浦樋	用水	同郡傳法村大字申字大浦	同	四八・〇	六・〇	四・五	明治十九年四月
本田樋	用水	同郡千船村大字大和田字本田	同	四二・〇	三・二	二・四	同廿五年三月
上島頭樋	用水	同郡同村大字同字上島頭	同	四二・〇	二・〇	四・〇	同十六年二月
今開樋	用水	同郡同村大字字今開	同	四八・〇	三・五	四・〇	同十六年二月
道心樋	用水	同郡同村大字字道心	同	三九・〇	二・七	一・五	同十五年二月
二ノ長樋	用水	同郡同村大字字二ノ長	同	四二・〇	二・六	二・七	同十八年二月
二ノ長樋	用水	同郡同村大字字二ノ長	同	三三・〇	二・二	一・八	同十二年五月
大島樋	用水	同郡同村大字字大島	同	四二・〇	二・五	二・〇	同七年三月
宮ノ下樋	用水	同郡同村大字佃字宮ノ下	同	七二・〇	五・〇	三・〇	同十三年四月
馬島樋	用水	同郡同村大字字馬島	同	四八・〇	四・〇	二・〇	同二年三月
馬島樋	用水	同郡同村大字字馬島	同	六〇・〇	七・五	六・〇	同廿二年五月

川	樋門名稱	目使用之	排水口又ハ引入口地名	質	長	幅	高	築造年月
川屋川	名稱ナシ	用水	北河内郡住道村大字三箇字角堂	木	七二〇	三〇	二八	不詳
	名稱ナシ	用水	同郡同村同大字字江口	同	三三〇	一・五五	一四五	明治二十五年五月
	名稱ナシ	用水	同郡同村大字尼ヶ崎字八軒	同	二八〇	三〇	二〇	同
	四ヶ庄樋	用水	同郡南郷村大字太子田字堤原	石	三〇〇	五・五	六〇	安政五年
	上ノ樋	用水	同郡同村大字諸福字堤添	木	九三〇	二・二	二・三	明治廿三年三月
	下ノ樋	用水	同郡同村大字字松ヶ坪	石	三九〇	六・一	六・四	嘉永三年三月
	水野用悪水樋	用水	同郡同村大字水野字小廻	木	七八〇	一・八	二〇	不詳
	小廻樋	用水	同	同	三六〇	二〇	一〇	不詳
	赤井樋	用水	同郡同村大字赤井字堤添	同	七五〇	二・五	二・二	明治十二年二月
	榎本樋	用水	同郡同村大字新田字五步	同	七八〇	三〇	二〇	不詳
	新ノ樋	用水	同郡諸堤村大字諸口字三組	同	二四・六	一〇・二	一〇・二	明治廿九年六月
	柳ノ樋	用水	同郡今津村大字今津字徳庵	石	五一〇	九・三	九・三	同二年五月
	中堤樋	用水	同郡同村同大字字横繩手	木	三三〇	六・一	六〇	同十三年四月
	淵樋	用水	同	同	三三〇	二・七	二・五	同
	長田樋	用水	東成郡榎本村大字放出字長田	同	六六〇	六・〇	九〇	同廿九年十一月十五日
	中田樋	用水	同郡同東成郡榎本村大字放出字六郷	同	五四〇	六・〇	八〇	同十八年二月十六日
	繼子樋	用水	同郡同村同大字字繼子	同	七二〇	四〇	二〇	同十八年一月二十日
	西村樋	用水	同郡総江村大字今福字西丁	同	三六〇	一・二〇	七〇	文政八年二月
	新池樋	用水	中河内郡北江村大字鴻池字中十四番	同	三六〇	六・五	七〇	明治十二年三月
	鴻池樋	用水	同郡同村同大字字ニノ割	同	二四〇	一〇・二	一〇・二	同廿九年六月
	石樋	用水	同郡同村同大字字十一番	同	六六〇	四〇	二・五	同八年四月
	築留樋	用水	東成郡依羅村大字我孫子字池開	同	三〇〇	二・二	二・二	不詳
	和川	用水	同郡墨江村大字道里小野字玉手箱	同	一〇八〇	四〇	三〇	明治廿一年十月廿九日
		用水	同郡安立町大字七道領字堤北	同	二二〇	七〇	一一〇	寛政八年五月十八日

川	樋門名稱	目使用之	排水口又ハ引入口地名	質	長	幅	高	築造年月
高砂樋	同	同	同郡数津村大字北島字高砂	木	一三二〇	五・〇	三〇	明治廿二年五月廿日
野口樋	同	同	同郡同村大字南加賀屋字野口	同	九六〇	二・八	二・八	明治二年三月十五日
川添樋	同	同	同郡同村大字西北島字川添	同	八四〇	三・一	三〇	明治十六年三月十日
今川樋	同	同	中河内郡天善村大字城蓮寺字今川	同	一〇八〇	三〇	三〇	天保元年十二月
丁張樋	同	同	同郡同村同大字字丁張	同	一〇八〇	二〇	一・八	明治十年五月
平松樋	同	同	同郡同村同大字字平松	同	一〇八〇	二〇	一・八	同廿四年五月
播磨口樋	同	同	同郡同村同大字字播磨口	同	一〇八〇	二〇	一・五	同二年五月
三箇樋	同	同	同郡惠我村大字若林字大地丸	土管	一〇二〇	二〇	二〇	同廿九年四月
六箇樋	同	同	同郡同村同大字字榎本	土管	九〇〇	二〇	二〇	明治廿三年四月
八箇樋	同	同	同郡同村同大字字喜撰丁	木	一〇二〇	二・四	一・七	同二年五月
笠守樋	同	同	同郡長吉村大字川邊字笠守	同	一〇八〇	二〇	一・八	不詳
伊ヤ山樋	同	同	同郡同村同大字字伊ヤ山	同	一〇八〇	二〇	一・六	明治二年頃
新白阪樋	同	同	同郡堅下村大字高井田字新白阪	同	六六〇	三・八	三・五	同廿一年四月
古白阪樋	同	同	同郡同村同大字字古白阪	同	六六〇	三・五	三・五	同廿一年八月
中呼井戸樋	同	同	同郡瓜破村大字東瓜破字中呼井戸	土管	六〇〇	二〇	二〇	同廿八年五月
三階松樋	同	同	同郡同村同大字字三階松	土管	一〇二〇	二〇	三〇	同廿二年七月
胸樋	同	同	同郡同村同大字字胸ヶ浦	木	二二〇〇	二〇	二〇	不詳
門樋	同	同	同郡同村大字西瓜破字胸ヶ浦	石	四二〇	六〇	四〇	同廿二年十二月
二ツ樋	同	同	同	同	四二〇	四〇	三〇	同
柳原樋	同	同	同郡園分村字柳原	木	一一〇〇	三・五	三〇	同廿一年九月
水出樋	同	同	同郡同村字水出	同	二四〇〇	三・五	三〇	同
八尺樋	同	同	同郡柏原村大字市村字築留	同	六九〇	五・七	四・二	同廿一年二月十日
一番樋	同	同	同	同	一六二〇	五・二	三八	同卅一年三月十八日
二番樋	同	同	同	同	一六二〇	四・六	三四	同卅一年五月廿日
三番樋	同	同	同	同	一三八〇	四〇	三〇	同廿三年十二月廿三日

土木事業 浚疏工事

川名	樋門名稱	使用之目的	排水口又は引入口地名	質	長	幅	管高	築造年月
石川	新開樋	用水	南河内郡新宮村大字新宮字六ヶ堤	石	三〇・〇	二・三	一・五	明治廿一四年十月十日
同	西條樋	同	同郡喜志村字四條	同	五四・〇	三・〇	一・四	同廿二年五月十八日
同	岸ノ下樋	同	同郡同村字岸ノ下	木	三六・〇	四・〇	二・〇	同五年三月二日
同	井出ノ下樋	同	同郡同村字井出ノ下	石	三六・〇	三・〇	二・〇	同十八年二月十日
同	井出ノ下樋	用水	同郡同村字井出ノ浦	同	一一・〇	八・〇	八・〇	同廿八年五月十六日
同	築留樋	同	同郡駒ヶ谷村大字壺井字七尾	同	五三・二	五・〇	四・〇	同廿四年五月
同	築留樋	同	同郡同村大字駒ヶ谷字播磨	同	五三・二	五・〇	四・〇	同廿四年五月
同	築留樋	同	同郡同村大字大黒村字梅川	木	四八・〇	五・〇	四・〇	同廿四年五月
同	新布樋	同	同郡古市村大字壺井字二間半	石	五一・〇	二・〇	二・〇	同廿二年二月
同	厚味樋	同	同郡同村大字厚味	同	五四・〇	二・〇	二・〇	同
同	小樋待樋	同	同	同	五七・〇	二・〇	二・〇	同
同	王水樋	同	同郡同村大字字玉水	同	一八・〇	二・〇	二・〇	同
同	王水待樋	同	同	同	六六・〇	四・〇	二・五	明治廿七年二月
同	寺井樋	同	同郡西浦村大字廣瀬字寺井	同	七二・〇	四・〇	二・五	同廿二年二月
同	今井待樋	同	同郡同村大字同字今井	同	六六・〇	二・五	二・〇	同
同	今井待樋	同	同	同	七二・〇	一・五	二・〇	同
同	松井樋	同	同郡玉手村大字圓明字松井	木	四八・〇	二・〇	二・〇	同
同	荒畑樋	同	同郡同村同字字小尻	土管	四八・〇	二・〇	二・〇	同
同	荒畑樋	同	同	同	二四・〇	二・〇	二・〇	同
同	八反樋	同	同郡道明寺村大字國府字八反	石	二六	二・六	二・六	明治廿三年一月廿五日
同	築留樋	同	泉南郡上ノ郷村一ノ井	野面石	三・〇	二・〇	一・〇	同廿九年三月二十日
同	築留樋	同	同郡同村字小井	木	六・〇	二・五	一・五	同十年九月二十日
同	築留樋	同	同郡長瀬村大字井口	石	一八・〇	六・〇	六・〇	同廿三年四月十日

川名	樋門名稱	使用之目的	排水口又は引入口地名	質	長	幅	管高	築造年月
同	大石樋	同	同郡上ノ郷村字上川原	同	三三・三	三・〇	三・〇	同廿九年七月五日
同	築留樋	同	同郡南中通村大字壺井字二ノ井	同	三六・〇	三・〇	三・〇	同
同	大石樋	同	同郡同村大字友田	同	四二・〇	二・〇	二・〇	明治廿七年八月五日
同	乙井樋	同	泉北郡大津村大字多大津字下阿原	木	四八・〇	三・〇	三・〇	同三十年九月十日
同	(名稱ナシ)	同	同郡同村大字字中道	同	四八・〇	二・五	二・五	同廿二年三月十五日
同	田財井樋	用水	同郡穴師村大字板原字下川原	同	四二・〇	三・〇	三・〇	文久二年三月二十日
同	地先樋	同	同郡同村同大字字上ノ久保	同	二七・〇	三・〇	二・〇	明治廿七年十月十日
同	國府河頭樋	用水	同郡那賀村大字坂本字國府河頭井ノ井壺	石	一一・〇	二・五	二・五	同十六年四月十五日
同	久保井樋	同	同郡同村大字若音寺字上ノ久保	木	一一・〇	二・六	一・八	同十年二月
同	太田井樋	同	同郡同村大字阪本在家立會字太田	石	一八・〇	三・〇	二・〇	同廿一年二月
同	築留樋	同	同郡北池田村大字池田下字向代	木	一一・〇	三・〇	二・五	同
同	築留樋	同	同郡南池田村大字和川字和田下	石	一八・〇	三・〇	三・〇	明治廿一年五月
同	箱樋	同	同郡同村同大字字城ノ前	木	一一・〇	三・〇	三・〇	同廿三年四月十五日
同	箱樋	同	同郡同村大字三林字三荒井	同	一一・〇	二・〇	二・〇	同廿五年三月五日

第六款 著大の水害

淀川の水害大にして古來容易に治し難き所以のものは水源の遠くして而も流勢悍々近畿諸州の溝澮此の一條に歸して海に瀉ぐを以つてなり就中最重なる河流を擧ぐれば第一近江の琵琶湖にして偶霖雨日を重ねるあらば水量忽激増して勢田川を暴溢し山城國久世宇治紀伊の雨水合して宇治川を洪漲す第二は丹波國愛宕山麓の齋泉清瀧川に落ち同國園部の西北より出づる保津川と共に大堰川暴漲して久我部の雨水を併せ桂川満水を生じて淀川に入る第三山城國北部の雨水は鞍馬中津の諸齋注ひで高野川の水量を加へ白川紙屋川を合せ加茂川溢水して桂川に入る第四大和國東北隅名

土木事業 著大の水害

張川満水して伊賀國長田川と合し山城國南部衆山の水を聚めて木津川を暴溢す第五攝津國三島郡神峰山洞壑の水磐手村の細流を併せ檜尾川に溢れ又丹波東南の水芥川に下つて淀川に入る第六大和國生駒郡西北の水及び河内國北河内郡田原村の鶯水急奔して天野川出水し山城國綴喜郡甘南備山より出づる水船橋川穂谷川に瀉下して淀川に落つ第七北河内郡甲可村山中より出づる讚良江蟬清瀧權現等の諸川及び中河内郡東部の潦水は恩智川に來たり共に寢屋川に注ぎ河内中部の惡水又之れに加はりて淀川に入る本川實に此等の諸大流を容るゝを以つて一朝天候にして其の順を失ふときは百川灌集の威之れに加はり濁浪急擊相反噬して巨防屢破決の害を受け其の甚しからざる時といへども泥水漂蕩の患を免るゝ能はず近く明治十八年の淀川洪水の如きは往昔享和年中に於けるものと殆その準を同うし該川流域に係る耕地反別約二十萬町歩の中琵琶湖沿岸に於いて三萬四千町歩山城平野に於いて壹萬五千餘町歩攝津河兩國平野に於いて三萬四千町歩急計八萬三千餘町歩は爲に浸水を被むり是れを流域面積に比較せば約二割三分に相當し地域に比し琵琶湖沿岸の被害は最甚しかりき又淀川出水の期にあらざるも初秋に際し降雨なきに俄に水量を増嵩することあり是れ氣候冷熱の變異に會し暴風東北位より起りて琵琶湖より勢田川に吹き下すもの方言に謂はゆる「吹き越」と稱へ一時水量を傾瀉するより下流は爲に出水横溢の害を被るものなり又大和川流域に在りては古來水患なきにあらずと雖固より前者と同一の比にあらず其の水害地域の如きは亦彼に比して極めて狭少なり蓋大和川洪水の害を助手するものは一に石川の横衝に在りて石川は地勢に於いて將流路に於いて共に大和川に相讓らず南より數十の鶯流を駈り來たりて横に大和川の河身を衝く故に昔は(大和川附換工事の頃を参照すべし)河内の治水を議するもの淀川大和川の分殺を主張し噴々として措かざるもの專河内沮洳の害を除きて石川大和川の排水を容易ならむるの意に

外ならざりしなり其の他石津川大津川津田川近木川春木川見出川佐野川樺井川男里川等の諸流域は存すれども共に和泉の短川にして地勢概西北に偏するが故に出水一時は急激なりといへども雨水早く去る是れ和泉の水害が攝津河兩國に比して最輕き所以なりとす而して古來水害の穠りしこと固より數多あるべしといへども今や文献の徵するものなくして一々詳記すべからざるを以つて極めて古きは之れを名所舊跡の部に譲り今は天正以來本管内に於ける水害の重なるものゝみを掲げんとす。

天正十八年七月淀川洪水あり三島郡三箇牧村大字唐崎堤防決す。

慶長十四年八月同郡大冠村大字大塚淀川堤防決潰す。

元和四年六月同郡三箇牧村大字唐崎裏玉川堤防を決す。

元和六年五月大和川の水暴漲し南河内郡柏原村の堤防を決し其の近傍の地荒蕪するもの二萬千四百石時の代官末吉孫左衛門船船七十餘艘を造りて平野川に通せしかば是に於いて其の地漸賑ひ蕪に荒蕪せるもの漸次舊に復するに至れりついで八月三島郡三箇牧村大字西面界裏玉川堤防破潰す。寛永五年同郡三箇牧村大字唐崎淀川堤防決す。

寛永十年五月同郡三箇牧村大字三島江淀川堤防延長八十間決し堂宇を傾け民家を顛壞し大字三島江及び大字桂本等の耕地一圓淤砂を被り又同郡鳥飼村の諸村に及ぼして慘害最甚し。

同年八月十日大和川及び石川の水暴漲し南河内郡柏原村に於いて堤防三百間道明寺村大字船橋に於いて三十間同村大字國府に於いて五十間を破壞し柏原村の民家流壞するもの五十軒死亡者三十六人を生じ田畝二百石荒蕪に歸す。

慶安三年八月三島郡味生村大字別府神崎川堤防長二十四間を決す。

明曆元年六月同郡大冠村大字大塚淀川堤防決潰す。

万治元年八月同郡鳥飼村大字鳥飼八丁に於ける安威川の堤防決し、同郡三箇牧村より味生村に至る耕地一圓浸水して稲作皆無に歸す。

萬治三年八月安威川暴漲し三島郡味生村大字新在家堤防決潰す。

延寶二年六月十四日淀川洪水にて北河内郡九箇莊村大字仁和寺堤防決し、同年九月之れを修築す、同

七月安威川暴漲し三島郡三箇牧村大字西面堤防決潰す。

延寶四年安威川暴漲し同郡鳥飼村大字鳥飼八丁、味生村大字新在家堤防及び淀川西岸同郡大冠村大字番田堤防破壊し、同村一圓浸水を被る。

貞享三年同郡鳥飼村大字鳥飼八丁俗に不明池と稱する安威川の堤防決す。

元祿元年安威川暴漲して同郡三箇牧村大字西面の堤防を決す。

享保二十年六月二十一日淀川洪水あり、北河内郡牧方町大字三矢の堤防を破壊し、攝河一圓其の害を被りて稲作凡五万石悉腐蝕に歸す。因りて同年の貢税を免す。

元文元年六月二十一日淀川洪水あり、水量一丈四尺にして北河内郡牧方町大字三矢及び蹉跎村大字出口の堤防を決潰す。

元文五年六月九日三島郡の諸川悉暴漲し、芥川筋に於いては同郡如是村大字庄所、芥川村大字芥川、清水村大字真上及び服部の堤防を破壊し、高槻以南の諸村十四ヶ村に於いて死亡者三十餘人を生じ、同郡高槻城内は舟楫を通するに至る。又、女瀬川筋に在りては如是村大字津ノ江及び芝生の堤防を決して同郡富田村以西五位ノ莊組の諸村を浸し、茨木川筋に在りては茨木村大字茨木、安威川筋に於いては溝咋村大字二階堂の堤防を決潰し、其れより以南各村落を浸害せり。

寛保元年神崎川暴漲し豊能郡庄内村大字洲止の堤防を決す。

延享五年淀川南岸北河内郡牧野村大字上島大字渚等の堤防延長五十間を決潰す。

寶曆六年九月十七日淀川暴漲し、其の北岸三島郡大冠村大字大塚番田等の樋竈を破壊し、其の南岸は北河内郡牧野村大字上島外三ヶ大字に係る堤塘延長五十二間を決す。尙、安威に在りては三島郡味生村大字別府の堤防を破り、同村一圓その浸水を被る。同日河内郡石川亦暴漲し、南河内郡道明寺村大字國府の堤防を決して家屋の流失二十戸に餘り死亡者三十六人を出だせり。

明和元年八月十二日淀川大水あり、其の支流茨木川は之れを沮みて三島郡三宅村大字鶴野の堤防を決せり。此の時尚河内郡石川暴漲し、南河内郡喜志村の堤防百五十間を決す。

享和二年六月二十七日、此の日より降雨頻に臻りて各河川大いに暴漲し、同二十日には狂風雷鳴を交へて至ること彌急なりしかば遂に翌七月一日未明に至りて淀川南岸北河内郡内楠葉村、牧野村、九箇莊村等の堤塘相尋いで破壊し、北河内郡内二十七大字を併呑して遠く中河内及び東成の二郡内を浸せり。是に於いて牧方町以西の河道枯涸して船運は總べて河内より交通し、家屋の流亡するもの三十九戸にして人畜の死傷夥し。尙、北岸三島郡に於いては島本村大字山崎以西、三箇牧村大冠村等の堤防數十箇所を決し、高槻城の邸舎を浸せり。三箇牧村外諸村に於いても非常の惨害を極め、同九月に至りて漸その決口を修築するを得たり。其の堤防の破壊所は三島郡島本村大字廣瀬一ヶ所四十間餘、五領村大字前島八ヶ所三百三十間餘、西成郡歌島村大字野里一ヶ所四十間餘、大字新家二ヶ所三十八間、野田村一ヶ所三十間、三島郡本村大字高濱六ヶ所百四十四間餘、大冠村四ヶ所二百八十間餘、西成郡傳法村大字申二ヶ所六十間餘、三島郡五領村大字上收一ヶ所三十間餘、大阪市西區六軒屋町一ヶ所十間餘、三島郡大冠村大字大塚二ヶ所百三十間餘、西成郡福村大字福二ヶ所三十八間餘、大阪市西區九條二

ケ所三十八間餘、北河内郡九個莊村大字仁和寺二ケ所百五間餘、牧野村大字上島三ケ所七十間餘、九個莊村大字點野一ケ所百三十間餘、楠葉村大字楠葉五ケ所九十四間餘、合計破壞所四十四ケ所此の延長千六百十一間にして其の他の小害は枚舉に遑あらず、而して浸水の郡村は河内國百四十九ケ大字、攝津國東成郡四十九ケ大字、西成郡十二ケ大字、三島郡三十七ケ大字にして合計二百三十七ケ村の多きに及べり、此の時、奉行所代官地頭及び京都本願寺より救恤あり、其の慘況は三島郡大冠村大字西冠住大西忠右衛門の遺書に詳なるを以つて左に之れを抄録す。

享和壬戌年六月廿七日ヨリ丑寅風烈敷、大雨篠ヲ突クガ如シ、同二十八日打續キ二十九日晦日夜四ツ時新門堤新樋少シ上ニテ凡ソ三十間餘切込夫ヨリ翌七月朔日曉六ツ時番田村西二ツ樋二十間餘切込、同九ツ時番田村東新切ト申ス所凡ソ百間餘切込、同時刻過ギ東天川村下端ニ四十間餘冠村今戸ハ城ケ池下手ニテ凡ソ五十間餘、茶屋ケ下用水上ニテ九郎右衛門ト申屋敷家居共凡二十間許、茶屋ケ下用水下ニテ家屋五軒建物不殘、屋敷凡八十間餘、同刻亦屋敷四軒家居建物不殘流レ、凡八十間餘切込、其外、冠村大塚村町御國役堤壞所欠所、上ハ切レ等ハ數多有之候、右ニ付水下水村々家居宅迄ハ溺水仕候、尤モ高屋敷高屋ノ分ハ家ノ上敷上端下端迄水ニ浸シ候、低屋敷低屋ノ分ハ二階ヨリ上端二三尺モ溺水仕、冠村四ケ所ノ切所ヨリ番田村切所等淀川築抜ケニテ帆掛船二十石三十石船、今井船大船其外數ヲ知ラス西風東風ト廻リ候、有様誠ニ肝ヲ冷シ候、借亦、冠村四ケ所ニ切レ流屋十六軒、納屋小屋雪隠數多有之、野中村下分ニテ菅家五軒、辻子村ニテ菅家十六軒、納屋小屋ノ分ハ數ヲ知ラス、切所ノ老若男女東西ニ走リ南北ニ泣叫ブ有様哀ナリ、然ルニ大阪堤方御奉行同御代官様尙又京都西御本山御門跡様其外所々方々ヨリ度々御施行頂戴仕、漸ク露命繋ギ候者數多有之候、以來七月下旬ノ頃ヨリ御地頭御掛リ人足ヲ以テ五領組惡水坂キ餘尾ニ假水留メ被爲成下候テ段々水引

落銘々悦ヒ居候處、又々八月七日ノ淀川出水ニテ假水留假堤押切、翌八日暮方ニ切込水ト村々又々難澁致居候、村々高屋敷高居宅ノ分ハ床ノ上下水ニ浸シ候、低屋敷居宅ノ分ハ床ノ上一尺ヨリ乃至四五尺餘溺水仕候、實ニ必至極澁ニ相成候處、大阪御堤方役御奉行様御見分被爲成下候テ、同八月十三日ヨリ御國役堤ニ水留被爲成下、追々水引落、同十月上旬ニ相成候得共八步通モ堤御築立被爲成下、難有仕合ニ奉存候云々、

文化四年五月五日淀川暴漲して其の北岸三島郡大冠村大字番田堤防を破り、二十五日、其の南岸北河内郡庭窪村大字大庭八番堤防延長八十餘間を決す。

同六年六月寝屋川筋暴漲し、北河内郡今津村大字六郷の堤防を破る。

同十二年六月淀川洪水あり、堤防の被害ありしが詳ならず、

文政十三年六月安威川筋暴溢し三島郡三島村大字西河原の堤防を決潰す。

天保六年五月河内國狭山西除川堤防破壊し、南河内郡丹南村大字今井家屋五戸を流失し、尙、十一月を破壊す、又、同年間太井川筋暴漲し、同郡農志村堤防二十五間を決す。

弘化年中南河内郡貴志村に於いて石川堤防九十間を破壊す。

嘉永元年八月十日淀川暴溢し水量一丈三尺に上り、同日三島郡島本村大字廣瀬及び味生村大字別府に於ける安威川筋惡水樋門を破壊し、其の南岸北河内郡牧野村大字渚の堤塘を決す。

嘉永四年八月北河内郡牧野村大字渚淀川堤防決潰し、尙、三島郡三島村大字西河原に於いて安威川の堤塘を決潰す。

安政三年八月北河内郡水室村大字尊延寺に於いて穂谷川堤塘を決す。

同四年七月南河内郡新堂村大字新堂に於いて石川堤防延長六十三間を破壊す。

文久二年某月日同郡古市村大字古市に於いて大乗川堤防決し、田園反別七十町を害す。
同三年某月日東條川漲溢し、同郡石川村大字山城の堤防七十間を破り、田圃五十町を浸害せり、尙、同年同郡喜志村に於いて梅川堤防三十五間を決す。

慶應元年某月日石川暴漲して南河内郡錦部村大字錦部の堤を破り、神崎川に在りては三島郡味生村大字別府の堤塘を破壊す。

慶應二年八月淀川暴漲し、三島郡五領村大字前島堤防及び神崎川筋三島郡味生村大字別府堤防、安威川筋にては同郡三島村大字太田堤防を決潰し、人家四百餘戸に浸水し、稻作四百餘町歩を流失せり、此の時淀川水量一丈五尺餘に上る。

同年九月、暴風大雨頻に至り、家屋を破壊すること甚しく、風位稍東北となりて天満橋水量一丈三尺に達し、遂に安治川堤防を破りて該川以北に於ける西區春日出町四貫島町恩貴島町島屋町等に浸水し、耕地三百二十二町歩餘を浸害す、而して他の諸川は破堤の害を免れたれども、河水高くして内水容易に排泄する能はず、耕地亦數日水底に没したれども、幸に季節の晩かりしより收穫の害を受くること鮮し。

慶應三年某月日石川溢水し、南河内郡玉手村大字圓明に於いて堤防大破せり、但被害の状況は詳ならず。

明治元年、四月下旬より淫雨已まず、五月十一日雨益々烈しく、十二日夜に至りて水大いに臻り、十三日夜大和川大和橋の上流右岸の堤防を決し、東成郡安立町人家三十戸を流亡す、大阪市街に在りては土佐堀二丁目の邊は河水路面に上り、山城淀の假橋流れて天満橋に横はり、八番杭より十一番杭迄を切斷して之れを陥落せり、翌十四日洪水大阪市北區福島町より入りて西成郡鷺洲村大字大仁の人民は

避難するに至り、北區曾根崎町附近は一圓の浸水を被る、河内は收方の往來阻りて浸水四尺許、北河内郡牧野村阪村橋墜ち、浸水七尺にして樟葉村大字樟葉の渡舟止まる、此の時、淀川の水量十四尺、三島郡は五領村大字前島の堤防百三十間を決し、同郡島本村大字廣瀬の堤二百四十七間亦ついで破る、其の水上下流通して耕地四百餘町を浸し、人家五百餘戸を漂蕩せしむ、内流失せしもの八戸、同郡大冠村大字野中に於いては字新開堤防百十間を決し、番田組耕地七百餘町は洋々たる大海の如く、人家二十五戸、家畜十數頭を流亡し、尙、大冠村大字番田堤防を破り下流に於いて本川と會流せり、又、同郡三箇牧村大字唐崎堤防延長二百八十間を決潰し、洪水突入して同村大字三島江以下諸村を浸略し、西成郡を漂蕩せしめて兵庫縣川邊郡尼ヶ崎町の東南より海に注げり、而して三島郡三箇牧村大字三島江唐崎柱本西面の諸村落最甚しく、西面は殊に流水の衝に當れるを以つて人家を流失せしこと少からず、其の他、破壊の重なるもの五領村大字上牧二十七間、同村大字鶴殿四十六間、同村大字前島六十八間、大冠村大字大塚百九十七間、大阪市北區上福島二十間、又、神崎川は三島郡吹田村にて堤防九十間、味生村大字別府にて三百五十三間、豊能郡豊津村大字板阪にて五十二間、小曾根村大字小曾根にて八十六間、西成郡中島村大字江口にて六十五間、同村大字小松にて十六間、大道村大字北大道西大道南大道にて三十五間、歌島村大字加島にて四十間、同村大字御幣島にて八十七間、福村にて百五十六間、傳法村大字申にて百八十五間、千船村大字大和田にて七十四間、同村大字蒲島新田にて四十四間、同大字百島新田にて百九十間、西區西島町にて八十二間、同北西島町にて百五間、合はせて千八百二十三間を破壊し、中津川筋西區秀野町十間、野田町十一間、西島町十三間、合はせて三十四間、十三間、川は東成郡中在家村六十五間、墨江村大字濱口三百十六間、安立町大字七道領六十一間、墨江村大字島三百九十八間、敷津村大字加賀屋新田二百十四間、西成郡今在家六十間、川南村大字津守新田九十六間、合はせて千二百六間を破壊

す、又大和川筋に於いては東成郡墨江村大字遠里小野百五十八間、依羅村大字山内三百間、合はせて四百五十八間を破壊し、河内に於いては淀川南岸なる北河内郡牧野村大字渚字脇田堤防二十二間も亦同十四日に決し、又同村大字下島古樋堤防三十六間も十三日午後十二時に決し、樟葉村大字樟葉四ヶ所堤防、合はせて四十五間一尺十四日午前四時決せり、其の外崩壊に屬するもの殆無數なり、是に於いて本府北司農局長陸奥陽之助、屬僚を率ゐる唐崎村本江口小松等に役丁を集めて堰埭を決所に築き殆成らんとして七月十七日より烈風暴雨に遇ひ、溢水遂に至りて復これを沼没せしむ、之れを再度の唐崎切レといふ、因りて更に役丁を催して修營に着手す、此の時淀川水最十三尺、同月二十二日遂に南司農局長税所長藏と議し、享和二年點野切文化年中八番切の時に淀川の南北相應援せし例により、北中河内二郡及び三島郡の人夫數千人を募りて工事に使役す、其の他、通路橋梁屋舎の損壞亦夥し、此の時三島郡の内高槻藩、永井日向守直諒の堤封あり、亦水害を被りて之れを本府に報せり、之れによれば五月十四日淀川堤防破壊してより高槻は溢水城内に浸入し、七月十八日曉より又淀川の大水、前の決所より來たり、高槻城の内亦亦浸害を被ると前後破壊する所の堤防淀川筋五ヶ所合はせて五百四十三間、川々の堤防十六ヶ所合はせて三百八十三間餘、又川筋の崩壊十ヶ所合はせて二千九百九十六間なり、其の他、山崖崩落數ヶ所、圍園市坊亦損潰流亡の處夥多あり、其の害を被むるもの三島郡七十ヶ村、東成郡二ヶ村、是に於いて本府管内修理補築の役實に多く、二十五日從來の川方を廢して普請方と稱し、以つて營繕一切の事務を掌らしむ、此の役中、六月二十二日布告あり、近畿洪水の災害を被むる者を取調べ救恤すべき旨に出づ、其の文に曰はく、

一 兵燹ノ厄洪水ノ害窮民流離路頭ニ立ツ者一村ニ幾人且其破産蕩家等一々細詳ニ查點シ救助其宜ヲ得ベシ若兵厄水害ヲ被ル地ト雖モ搜擇其宜ヲ得ズ徒ニ金穀ヲ給スレバ却テ盜弊ヲ生ジ下

民ノ怨望ヲ起シ宜シカラザル事

一 沒用ノ民ハ全其租賦ヲ免ジ其他漲溢ノ田畑ハ荒敗ノ輕重ヲ量リ蠲免其宜ヲ得ベキ事

一 堤防橋梁ノ破壊ハ忽々修理可致事

但普請等私利ヲ營マサル廉吏ヲ擇ヒ水理ニ精シキ者ニ任シ人夫等ハ其地ノ窮民ニ貸シテ相用フヘキ事

一 厄災等ヲ辨シ救助ノ道ヲ立ツ今日ノ事ハ奏可ヲ待タス府縣へ專任ス宜ク可得其道事

明治三年九月、烈風強雨交々臻リ、同十九日淀川出水壹丈四尺に上り、遂に三島郡島本村大字廣瀬字冠口堤防延長五十間を破壊し、瀉下千里の猛勢を以つて同村大字高濱以下十二ヶ部落を併呑し、五領村大字前島字一貫島の堤防を挾撃し、之れを貫きて本川と會流せり、又芥川筋同郡如是村大字芝生堤防長八十間を決潰し、大冠村大字番田外十四ヶ村を浸害し、一望洋々たる大瀛を爲せり、其の南岸に在りては北河内郡牧野村大字渚の堤防を決し、被害甚し、此の時大和川暴漲して東成郡墨江村大字遠里小野に於いて堤塘百三十間を崩壊す。

明治四年五月十八日夜、風烈しくして海口の逆浪を騰溢せしめ、堤防數十ヶ所を破りて水難を被るもの淀川下流安治川堤防に於いては西區南福崎町、新千歲町、島屋町、櫻島町、川岸町及び中津川下流正蓮寺川堤防に於いては同區春日出町、四貫島町、其の他中津川下流六間屋川堤防等決潰頗甚し。

明治五年九月、淀川洪漲し、三島郡上牧村字三ツ樋に於ける堤防十五間を崩壊して、浸水六十日間被害の村落五領組八ヶ村にして其の反別百七十一町餘作物悉腐蝕す。